

# 令和9年度国の施策に対する

## 重点提案・要望

令和8年6月

千葉県



# 目 次

## 最 重 点 項 目

1	成田空港の国際線ネットワークの強化と空港を核とした国際的な産業拠点形成	1
2	成田空港「第2の開港」を支える空港アクセス強化の早期実現	4
3	地方税財政の充実・強化	11
4	こどもの医療費助成制度の創設	13
5	持続的な物価高騰等に対応した公定価格制度等の見直し	15

## 危機管理体制の構築と安全の確保

1	危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立	
(1)	激甚化する災害への対応力強化	16
	風害対策及び地震・津波対策の充実強化	
	孤立集落対策や避難所の環境確保等の強化	
	被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し・支給対象の拡大	
	市町村の消防広域化に対する財政支援の強化	
	非常災害時における災害廃棄物処理体制の強化	
(2)	災害に強いまちづくりの推進	24
	道路ネットワークの機能強化等	
	河川・海岸等における津波・高潮・耐震・水害対策の推進	
	利根川及び江戸川の治水対策の推進	
	千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の推進	
	上下水道施設の老朽化対策及び耐震化の推進	
	社会福祉施設における災害対策に伴う大規模修繕等への財政的支援の拡充	

## 2 暮らしの安全・安心の確保

(1)	P F A S 対策	38
(2)	匿名・流動型犯罪グループ等の特殊かつ広域的な犯罪への対策強化	41

## 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1	成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成と地域づくり	
(1)	成田空港内外の一体的発展のための地域づくり	43
(2)	成田空港の国際線ネットワークの強化と空港を核とした国際的な産業拠点形成【再掲】	45
(3)	成田空港「第2の開港」を支える空港アクセス強化の早期実現【再掲】	46

## 2 経済の活性化とさらなる飛躍

- (1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力の強化とカーボンニュートラルの両立に向けた支援の拡充 . . . . . 49
- (2) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実 . . . . . 51
- (3) 国際観光旅客税を活用した観光振興 . . . . . 54

## 3 稼げる農林水産業の推進

- (1) 稼げる農林水産業の実現と地域の活性化 . . . . . 56
- (2) 高病原性鳥インフルエンザに対する防疫体制の強化 . . . . . 59
- (3) 漁業における海洋環境の変化への対策強化 . . . . . 62

## 4 社会資本の充実とまちづくり

- (1) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進 . . . . . 64
- (2) 北千葉道路の早期整備 . . . . . 67
- (3) 新湾岸道路の計画の早期具体化 . . . . . 70
- (4) 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化 . . . . . 72
- (5) 高規格道路等のネットワーク機能の充実 . . . . . 74
  - ・ 東京外かく環状道路の建設推進
  - ・ 京葉道路の渋滞対策の推進
  - ・ 東京湾岸道路の整備推進
  - ・ 国道51号等の直轄国道の整備推進
  - ・ 東京湾口道路の実現に向けた検討
  - ・ 銚子連絡道路・長生グリーンラインなどの幹線道路網や  
県境橋梁等の整備促進
  - ・ 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等
- (6) 富津館山道路の早期4車線化 . . . . . 80
- (7) 東京湾アクアラインの更なる効果発揮 . . . . . 81
- (8) 千葉港における埠頭再編等の推進 . . . . . 83
- (9) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充 . . . . . 86
- (10) 工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充 . . . . . 88
- (11) 東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実 . . . . . 90
- (12) 地域公共交通の維持・確保 . . . . . 92
- (13) JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現  
及びJR京葉線の輸送力増強 . . . . . 94
- (14) つくばエクスプレスの東京駅延伸実現 . . . . . 96

## Ⅲ 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

### 1 医療提供体制の充実と国民健康保険の持続的運営

- (1) 医師・看護職員等確保対策 . . . . . 98
- (2) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立 100
- (3) 持続的な物価高騰等に対応した公定価格制度等の見直し【再掲】 102

### 2 高齢者福祉と障害者福祉の充実

- (1) 介護人材及び障害福祉人材の確保・定着対策の推進 . . . . . 103
- (2) 老人福祉事業の運営への支援 . . . . . 104
- (3) 持続的な物価高騰等に対応した公定価格制度等の見直し【再掲】 106

## こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

### 1 こども・若者施策の充実

- (1) 保育所等の運営に対する財源措置及び保育士の確保 . . . . . 107
- (2) 子育て世帯の負担軽減 . . . . . 109
- (3) 児童虐待防止体制の充実 . . . . . 112
- (4) こどもの医療費助成制度の創設【再掲】 . . . . . 114
- (5) 持続的な物価高騰等に対応した公定価格制度等の見直し【再掲】 115

### 2 教育施策の充実

- (1) 魅力ある公立高等学校づくりの推進 . . . . . 116
- (2) 公立学校施設等の整備・安全対策等への支援 . . . . . 118
- (3) 私立学校の運営等に対する支援策の充実 . . . . . 122
- (4) 働き方改革の推進及び学校教育の充実のための  
専門スタッフ・外部人材の充実、部活動地域展開への支援 . . . 124
- (5) 多様な教育ニーズに対応した支援の充実 . . . . . 129

## 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現

### 1 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現

- (1) 外国人の地域での共生の推進 . . . . . 133
- (2) 女性活躍を推進する取組の充実・強化 . . . . . 137
- (3) 多様な教育ニーズに対応した支援の充実【再掲】 . . . . . 139

## 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

### 1 環境の保全と豊かな自然の活用

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進 . . . . . 140
- (2) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用 144
- (3) 有害鳥獣等の対策強化 . . . . . 150
- (4) ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物対策 . . . . . 153

## 施策横断的な取組

### 1 デジタル技術の活用と地方税財政の充実・強化

- (1) デジタル技術を活用して、心豊かに暮らせる社会を実現するための  
取組の強化 . . . . . 155
- (2) 地方税財政の充実・強化【一部再掲】 . . . . . 158



## 成田空港の国際線ネットワークの強化と空港を核とした国際的な産業拠点形成

[ 提案・要望先：内閣府、国土交通省、農林水産省、経済産業省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 我が国の空の表玄関である成田空港が、我が国の産業競争力の強化に向けて海外需要を積極的に取り込む観点から、グローバルハブ空港としての役割をより一層発揮できるよう、成田空港の国際線ネットワークの充実・強化に取り組むこと。
- 2 我が国の産業競争力の強化に向けて、滑走路の新增設等の「第2の開港プロジェクト」が進む成田空港とその周辺地域を戦略的に活用する観点から、以下について、取組を進めること。
  - (1) 成田空港周辺の航空機産業の集積に向けた取組  
成田空港周辺への航空機産業の集積に向けた取組を「戦略産業クラスター計画」に位置付けた上で、その集積に向けた取組を強力に支援すること。  
また、拡大する航空機の整備需要を国内に取り込むため、航空機大型エンジン試運転施設の導入に関する予算の活用等により民間事業者の一層の関与を促し、航空機整備産業の集積に向けた取組を加速すること。
  - (2) 産業集積に向けた都市再生緊急整備地域の指定  
成田空港周辺地域の重要性を踏まえ、本地域における都市再生緊急整備地域の指定に向けて、県は関係機関と連携して積極的に検討を進めていくことから、国も一体となって検討を加速すること。
  - (3) 成田空港を核とした農林水産物の輸出拠点化への支援  
出荷体制の効率化等による輸出産地の形成や全国の産地から成田市場・成田空港へと直結する戦略的な輸出物流ネットワークの構築を支援すること。

### 【背景や直面する課題等】

成田空港周辺地域においては、滑走路の新增設等により、年間発着容量を現在の34万回から50万回に増加させるなどの「第2の開港プロジェクト」に合わせ、国際的な産業拠点の形成やそれを支える地域づくりのための取組が進められている。

我が国の産業競争力を、経済安全保障の観点も踏まえて、戦略的に強化するためには、空港機能の活用や周辺地域開発等を通じて、アジアを中心とする活発な経済活動を取り込むことで、国際的な航空物流拠点や産業拠点の形成につなげていくことが必要である。

1 成田空港の国際線ネットワークの充実・強化について

羽田空港のこれ以上の拡張が難しい状況の下、我が国が国際空港を通じて海外の活力を取り込んでいくためには、成田空港がグローバルハブ空港としての地位を確立することに加え、拡張事業により増加する成田空港の発着容量を最大限に生かしていく必要がある。具体的には、トランジットを含む航空需要に対応できるよう、国際線ネットワークの充実・強化を図ることが求められる。とりわけ、中国便をはじめとするアジア便のみならず北米便を充実・強化するなど、世界各都市と結ぶ路線の新設・拡充に積極的に取り組む必要がある。

航空物流は金額ベースで国際貨物の約3割を占めており、海運とともに、サプライチェーンを構成する主要な要素である。我が国の航空物流の最重要拠点である成田空港を核とした航空サプライチェーンの強靱化に向けては同空港の航空ネットワークの充実が不可欠である。

2 成田空港を核とした国際的な産業拠点形成について

成田空港は、金額ベースで我が国最大の貿易港であり、日本各地の製品の輸出拠点として機能しており、同空港の活用は空港周辺地域の発展にとどまらず、全国各地の地方創生、ひいては我が国全体の産業競争力の強化の関連からも重要である。

仁川空港周辺では、空港周辺地域の包括的な開発計画を国が承認するなど、国の関与のもと大規模な物流・産業拠点の開発が行われている。

一方、成田空港周辺における物流・産業拠点は仁川空港周辺地域の約9%にとどまっているなど、十分な開発が行われているとは言えず、海外の経済活動の取り込みにおいて、成田空港及びその周辺地域を戦略的に活用しきれていない。

(1) 成田空港周辺の航空機産業の集積に向けた取組

県及び空港周辺9市町では、地域未来投資促進法に基づく「成田新産業特別促進区域基本計画」において、集積を目指す産業として、成田空港の特徴や強みを活かした航空宇宙をはじめ6つを位置づけている。このうち、航空機整備産業は、諸外国においても空港周辺に立地している例が多く見られるなど、特に空港周辺地域への立地に優位性がある。

成田空港周辺は、第2の開港プロジェクトや広域道路ネットワークの整備進展により、様々な産業の拠点としてのポテンシャルが特に高まっている。このため、千葉県では、令和8年度、空港内の整備地区に近接し、航空機産業の集積に適している「芝山町・岩山地区」での産業用地の直接整備に着手した。

加えて、成田空港では、日本航空(株)において、空港内の整備施設等への投資を検討しており、これらが具体化した場合、成田空港周辺の航空機産業の集積拠点としてのポテンシャルの更なる向上が期待できる。

こうした動きを加速させ、仁川空港周辺に比肩する産業拠点を形成するためには、産業拠点整備等に必要となる、地方自治体による関連インフラ整備に対する交付金の活用などを通じて、産業集積に向けた取組を強力に支援することが必要である。

(2) 産業集積に向けた都市再生緊急整備地域制度の活用

- 成田空港周辺地域は、我が国が世界の成長や新たな需要を取り込む拠点として重要な役割を担っており、空港を核とした産業集積を実現するため、本地域の国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。
- 本地域の国際競争力強化にあたっては、国家的見地から緊急的かつ重点的に都市再生を推進する地域を指定し、規制緩和や税制特例、財政支援等を講じる都市再生緊急整備地域制度の活用も有効であり、県では、本地域の指定に向けて検討を進めている。

(3) 成田空港を核とした農林水産物の輸出拠点化

成田空港は、農林水産物・食品の首都圏最大の航空輸出拠点であり、隣接する成田市場は輸出手続をワンストップで実施できる日本で初めての卸売市場である。また、道路ネットワークの整備進展に伴い、県内外の各産地とのアクセス向上も見込まれている。空港周辺地域は、優良農地が広がる農産物の一大産地であり、日本一の水揚げ量を誇る銚子漁港も有している。

これらの強みは、国内の他の国際空港周辺には見られないものであり、輸出拡大等により「海外から稼ぐ力」の強化を図る国の目標達成に大きく貢献し得るものである。

本県としても、労働力不足に対応する効率的な出荷体制や県内外の産地から成田市場への物流を構築するなど、輸出に取り組む生産者の裾野拡大を進めている。

このように、成田市場や成田空港を活用した輸出促進は、全国の産地の活性化に資するものであり、成田空港を核とした農林水産物の輸出拠点化に、国を挙げて強力に推進していくことが重要である。

千葉県担当部局	総合企画部、県土整備部、農林水産部
提案・要望の位置づけ	最重点1 千葉県経済の確立と社会資本の整備 1 成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成と地域づくり (2)【再掲】

## 成田空港「第2の開港」を支える空港アクセス強化の早期実現

[提案・要望先：国土交通省]

### 【提案・要望事項】

#### 1 都心との鉄道アクセスの充実

将来の空港需要の拡大に対応した発着回数 50 万回化に向けて、第3滑走路の整備等が進められている成田国際空港が、グローバルハブ空港としての役割をより一層発揮できるよう、国が主導して、空港周辺の単線区間の複線化や成田スカイアクセス線の新線整備、都心への直結線など、更なる輸送力増強及び速達性等のアクセス利便性向上に向けた取組を推進すること。

#### 2 成田と都心・羽田の連結強化につながる新たな道路ネットワーク形成

都心と成田空港を直結する北千葉道路、渋滞が顕著な京葉道路を補完する新湾岸道路について、地域と意識を共有しながら、スピード感を持ち、有料道路事業を活用し、計画的・安定的に予算・財源を確保するなど、最優先でネットワーク形成を図ること。

##### (1) 北千葉道路の整備促進

北千葉道路の事業化済み区間の早期整備を図るとともに、残る未事業化区間である市川市から船橋市間について、国による早期事業化を図ること。

都心と成田空港を直結する北千葉道路は、高いサービスレベルが求められることから、国道 16 号以东についても信号なく直結する規格の高い道路として計画見直しを図るとともに、国道 464 号全線の直轄編入を図ること。

##### (2) 新湾岸道路の整備促進

新湾岸道路については、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部において、多車線の自動車専用道路として、早期に計画の具体化を図ること。

沿線市と連携し、地域の理解が深まるよう、地元調整など積極的に役割を果たしていくので、有識者委員会における助言等を踏まえ、早期に概略ルートや構造の検討を進めること。

千葉県と東京都を結ぶ区間についても検討を進め、計画の具体化を図ること。

### 3 有料道路事業を活用した整備加速

令和8年度の圏央道(大栄～横芝)の開通等により、複数経路が選択できるネットワークが形成される中、京葉道路などの料金水準の整理・統一を進めることにより、経路にかかわらず円滑なアクセスを確保することの重要性が示されたが、その実施に当たっては、急激な負担増に留意し、段階的な移行を図るとともに、その収入を含めた有料道路事業を活用することにより、北千葉道路や新湾岸道路などの新たなネットワークの整備促進を図ること。

### 4 圏央道・アクアライン軸の強化

- (1) 成田空港と羽田空港を結ぶ新たな軸となる圏央道・アクアライン軸を強化するため、渋滞状況を監視し、圏央道の4車線化やアクアラインの6車線化など、機能強化に向けた検討を進めること。
- (2) 成田空港周辺での実装に向けて実験中の自動物流道路については、航空貨物の保税輸送が著しい成田・羽田間においても実現できるよう、圏央道の4車線化やアクアラインの6車線化と併せて検討を進めること。

### 5 高規格道路アクセスの改善

- (1) シームレスなサービスレベルを確保し、北千葉道路や新湾岸道路といった高規格道路ネットワークの効果を沿線地域に広げ、千葉港等の拠点アクセスの円滑化や高規格道路のインターチェンジ周辺一般道路における渋滞ボトルネックの解消が図られるよう、国において必要な支援を行うこと。
- (2) 渋滞の著しい、国道14号、県道船橋我孫子線、県道船橋行徳線などの対策を講じるため、早期に補助事業等として採択するとともに、県道船橋行徳線と接続する原木インターチェンジ周辺の交通環境の改善に向けた抜本的な対策についても、国や高速道路会社において支援を行うこと。
- (3) 国道296号、県道成田松尾線、都市計画道路美浜長作町線、都市計画道路東習志野実籾線などインターチェンジへのアクセス道路の整備に必要な予算の確保を図ること。

### 6 道路規格にあったパフォーマンスの実現

京葉道路などの高規格道路の規制速度について、道路規格にあったパフォーマンスを実現するため、関係者間で取組を加速すること。

【背景や直面する課題等】

日本のゲートウェイである成田空港の機能強化は、我が国全体の競争力を左右する国家プロジェクトである。成田空港の鉄道アクセスについて、国では、観光立国の実現に向け、持続的に観光客を受け入れながら、その効果を全国に波及させるため、鉄道・空港等の交通ネットワークを生かした地方送客が重要であるとしている。

現在、成田空港においては、年間発着容量 50 万回への拡大を見据え、第3滑走路の整備など拡張事業が進捗しているが、これに伴う鉄道旅客需要の増加に対応する必要があるところ、我が国の空の玄関口である成田空港と、新幹線・リニア駅など地方送客拠点を含めた都心間における、輸送力増強や速達性向上などの鉄道アクセスの充実は、国策として推進されるべきものである。

なお、その方策を検討する際には、沿線利用者の利便性の確保との両立も考慮することが必要である。

また、成田空港への道路アクセスは、混雑の著しい千葉県北西部を経て東関東自動車道に至る経路への依存度が高く、事故や災害時の脆弱性も内在しており、成田空港をアジア主要空港に比肩するグローバルハブ空港として機能させるためには、空港アクセスにおいて高い速達性や定時性、多重性を備えたシームレスで機能的な道路ネットワークの構築が不可欠である。

その際、成田空港と羽田空港を首都圏空港として一体で捉え、互いに連携・補完を図る視点が重要であり、その実現には羽田空港や首都圏と成田空港をつなぐ広域道路ネットワークの充実強化や高規格道路へアクセスする県道等の改善などを進め、「第2の開港」に伴う効果を広域的に波及させるよう、ネットワークを最大限活用し、空港アクセスの抜本的な高速化、多重化に取り組む必要がある。

今後の広域道路ネットワークの整備の方針を示すため、令和7年11月に、国・県・高速道路会社などで構成する千葉県道路協議会において、「新しい成田空港を支える高規格道路ネットワーク構築の基本方針」がとりまとめられたところであり、今後も関係者が一体となり方針に基づき取組を推進する必要がある。

1 都心との鉄道アクセスの充実

前述の成田空港における拡張事業の進行に併せ、国は鉄道アクセス等の機能強化を図るため、令和6年9月に鉄道事業者や空港会社、自治体等で構成する「今後の成田空港施設の機能強化に関する検討会」を設置した。

同検討会で示された、鉄道アクセスの需要予測によれば、2042年度の鉄道利用者数は2023年度比で約1.8倍に増加すると見込まれており、J R

成田エクスプレス及び京成スカイライナーについては、2030年代前半に混雑率が100%を超える事例が発生するとされている。

こうした課題を踏まえ、令和7年6月に公表された同検討会の中間とりまとめでは、空港周辺の単線区間の複線化や空港第2ビル駅を含む空港駅への対応などについて、更に検討を進めることとされた。また、本年2月には、京成電鉄が成田スカイアクセス線の新線整備(複々線化)の検討に着手する旨を発表したところであり、今後、同検討会などにおいて、具体的な整備内容及び全体の整備スキーム等について、更に議論が行われる。

また、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」(平成28年4月20日交通政策審議会答申)において、都心直結線は、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークとして、その意義が認められるとともに、都心部での大深度地下における施工を考慮した事業性の見極めや事業主体・事業スキーム等についての課題も示されている。

こうした鉄道アクセスの充実を実現させるには、既存の制度にとらわれることなく、国による特段の財政的支援が必要である。

## 2 成田と都心・羽田の連結強化につながる新たな道路ネットワーク形成について

### (1) 北千葉道路の整備促進

市川市から船橋市間の未事業化区間については、市川市、松戸市及び鎌ヶ谷市が令和6年度から地籍調査に着手しており、また、県では公有地の拡大の推進に関する法律に基づく用地の先行取得に取り組むなど、事業実施に向けた環境整備を進めている。

- 県としては、市川市から鎌ヶ谷市までの未事業化区間については、事業化された市川・松戸区間との同時供用により全線のネットワークを完結させるため、早期の事業化が必要不可欠であり、続く鎌ヶ谷市から船橋市までの区間(国道16号以西)についても、整備済みの一般部と併せて、高規格道路として専用部の機能を早期に発現させることが重要である。
- 都心と成田空港を直結させる北千葉道路は、高いサービスレベルが求められる。国道16号以東についても信号なく直結する規格が必要であることから、計画の見直しを図る必要がある。また、成田空港「第2の開港」を支える戦略的な基盤インフラとして、国がより主体的かつ迅速な事業推進することができるようにするとともに、将来にわたり万全に機能させるため、直轄編入が必要である。

(2) 新湾岸道路の整備促進

東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域は、商業施設や物流施設等が多く、都心方面と千葉県を行き交う人・モノの流れが集中し、慢性的な交通渋滞が発生しており、その解消が喫緊の課題である。

今後も、港湾機能の強化や成田空港の「第2の開港」、物流施設の立地等の開発計画に伴う交通需要の増大が見込まれている状況を踏まえ、湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上、湾岸地域の更なる活性化のため必要な規格の高い、多車線の自動車専用道路として計画の具体化が必要である。

新湾岸道路における概略ルート・構造の検討における計画策定プロセスの透明性、客観性、公正性、合理性を担保するため、国により「新湾岸道路有識者委員会」が設立された。令和7年5月に開催された第2回有識者委員会においては、複数の概略ルート案などが提示された。

また、国や県、沿線市が連携し、地域や関係機関への情報発信や意見聴取を行う双方向のコミュニケーション活動を実施し、課題の共有、複数案(ルート・構造)や評価項目(案)などに対する意見を確認した。

- 千葉県と東京都を結ぶ区間についても、都県間を往来する広域的な交通が集中していることから、首都圏三環状道路の概成を見据え、広域的な交流・連携を促す路線について都内を含めて検討を進め、計画を具体化することが必要である。

3 有料道路事業を活用した整備加速について

首都圏の料金については平成28年に整理・統一されているが、京葉道路等には激変緩和措置が導入されていることから、同様の区間で比較した場合、東関東自動車道よりも京葉道路を利用の方が大幅に安い状態となっており、利用者の経路選択による交通影響が生じている。

【京葉道路における料金体系の歪み】

(参考)京葉道路と東関東自動車道の料金比較(普通車・ETC車利用)

京葉道路経由	篠崎IC	宮野木 JCT(18.7km)	490円
		首都高連続利用の場合	
東関東道経由	湾岸市川IC	宮野木 JCT(16.7km)	710円
		大都市近郊区間として算出	

- このため、県では、今後、急激な負担増に留意しつつ料金水準の整理・統一を進めることで、経路にかかわらず円滑なアクセスを確保することができると考えている。また、その収入を活用することで、有料道路事業を活用した新たな道路ネットワークの整備を加速することができると考えている。

#### 4 圏央道・アクアライン軸の強化について

圏央道の県内区間の全線開通や成田空港「第2の開港」プロジェクトなどによる更なる交通需要の増加や、成田空港と羽田空港を結ぶゲートウェイ・コリドーとして圏央道・アクアライン軸の機能強化に対応するためには、圏央道の4車線化やアクアラインの6車線化などの早期具体化が必要である。

特に圏央道の4車線化については、現在、県境から大栄間において、令和8年度の供用に向けて事業が推進されている。しかしながら、県内区間の大部分は暫定2車線となっていることから、4車線化未事業化区間については早期事業化を図るとともに、事業化されている横芝から東金間を含め、一日も早く完成させることが必要である。

アクアラインは、橋梁が4車線から6車線に拡幅が可能な構造となっているほか、3本目のトンネルを掘り進めることが可能な構造となっている。

自動物流道路については、将来の担い手不足やカーボンニュートラルへの対応など物流課題に対応するために、物流の自動化、効率化が不可欠であり、東京-大阪間での実装を目指す自動物流道路の取組は、航空物流を含む我が国の物流ネットワークを支えるうえで重要な取組であることから、技術的な検証、制度の整備を行い、早期の実装を推進すべきである。また、航空物流分野における人手不足の解消や生産性向上の観点からも、自動物流道路の導入が有効な手段の一つとなり得る。さらに、成田空港と羽田空港を物流拠点として一体的に運用することで、海外の主要空港にも匹敵する航空物流拠点となり得るが、その実現に向けては、両空港間の貨物を効率的に輸送する仕組みの構築が必要であり、自動物流道路を含め輸送の効率化・グリーン化の検討が重要となる。

県では、国土交通省による「令和7年度自動物流道路の社会実装に向けた実証実験」に空港会社などとともに応募し、成田空港周辺をフィールドとした実証実験が採択され、輸送機器の自動走行や輸送機器の通信安定性についての実験が行われたところである。今後は、この実証実験を通じて得た知見も活かしつつ、成田空港が物流分野における新技術導入のトップランナーとなるべく、新貨物地区と隣接地との自動搬送、さらには成田・羽田間の貨物搬送の自動化も視野に、制度の確立など社会実装に向けて取り組んでいく必要がある。

5 高規格道路アクセスの改善について

- 北千葉道路や新湾岸道路といった高規格道路ネットワークの効果を沿線地域に広げるには、シームレスなサービスレベルを確保するとともに、千葉港等の拠点アクセスの円滑化や高規格道路のインターチェンジ周辺一般道路における渋滞ボトルネックの解消が必要である。

千葉県の湾岸地域では、渋滞による時間ロスの割合は、全国平均 41% に対して、51%と全国平均を大きく上回る状況となっている。

京葉道路のインターチェンジに接続する路線も主要渋滞箇所・区間が連担し、渋滞が広範囲に影響している。これを改善するため、渋滞の著しい、国道 14 号、県道船橋我孫子線、県道船橋行徳線などで、対策を早期に講じる必要があり、補助事業等としての採択が求められる。また、原木インターチェンジ周辺においては、京葉道路や複数の県道など複数の道路が交差する多岐交差点であることから、安全で円滑な交通処理が課題となっており、課題解決に向け、高速道路会社などと連携した検討や国による支援が必要である。

国道 296 号および県道成田松尾線については、令和 8 年度に新たに補助事業化されたところであり、引き続き国による支援が必要である。また現在事業中の都市計画道路美浜長作町線、都市計画道路東習志野実籾線などのインターチェンジへのアクセス道路についても着実に整備できるよう必要な予算の確保が必要である。

6 道路規格にあったパフォーマンスの実現

京葉道路では、設計速度 80km/h に対し、最高速度が 60km/h に引き下げられている区間が存在する。

成田空港の「第 2 の開港」による更なる交通需要の増加を踏まえ、高規格道路については、道路規格に合うパフォーマンスを実現する必要がある。このため、京葉道路においては国や高速道路会社等とともに最高速度規制のあり方について検討し、パフォーマンス向上に向けた方策を確認したことから、今後は、道路規格に合う最高速度規制の見直しを進めるなど、取組を加速する必要がある。

千葉県担当部局	県土整備部、総合企画部
提案・要望の位置づけ	最重点 2 千葉県経済の確立と社会資本の整備 1 成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成と地域づくり (3)【再掲】

## 地方税財政の充実・強化

[提案・要望先：総務省、財務省]

## 【提案・要望事項】

- 1 税源の偏在によって地方公共団体間の財政力格差が拡大し、行政サービスの地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大していることから、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に向け、適切な偏在是正措置を早急に講じること。
- 2 防災・減災事業、社会保障サービスなど増大している財政需要に加え、物価高や民間の賃上げに伴う人件費や委託費の増加、金利上昇を踏まえた公債費の増加について地方財政計画に的確に反映した上で、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の更なる確保・充実を図ること。  
また、いわゆる「教育無償化」に係る財源、軽油引取税の当分の間税率及び自動車税環境性能割の廃止並びに消費税及び地方消費税の減税に伴う代替財源の検討においては、国の責任において、恒久財源を確保するなど、地方財政への影響に十分配慮すること。

## 【背景や直面する課題等】

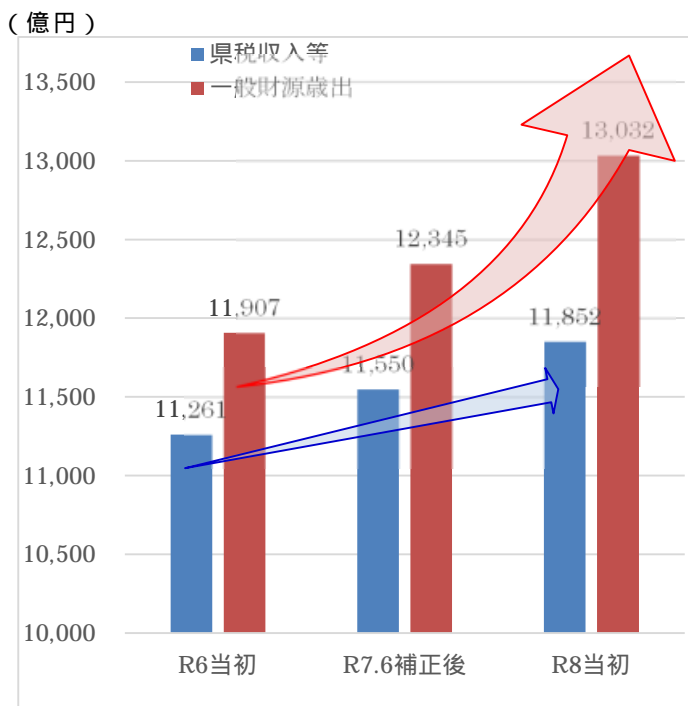
- 1 税源の偏在是正について  
令和8年度与党税制改正大綱においては、税源の偏在によって地方公共団体間の財政力格差や行政サービスの地域間格差が生じていることを踏まえ、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。」、「加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る」こととされている。偏在是正の方向性については示されたものの、具体的な是正の内容・程度については未だ不透明であることから、早急かつ確実に是正されるよう、早急に議論を進める必要がある。
- 2 地方一般財源総額の確保・充実について  
人件費や社会保障費といった義務的経費の伸びに県税収入等の歳入の伸びが追いついておらず、年々、当初予算で取り崩す財政調整基金の規模

が膨らんでいる。今後も、物価や人件費の上昇が継続し、収支差の拡大により財政状況が一層厳しくなることが想定されることから、一般財源総額の確保が喫緊の課題である。

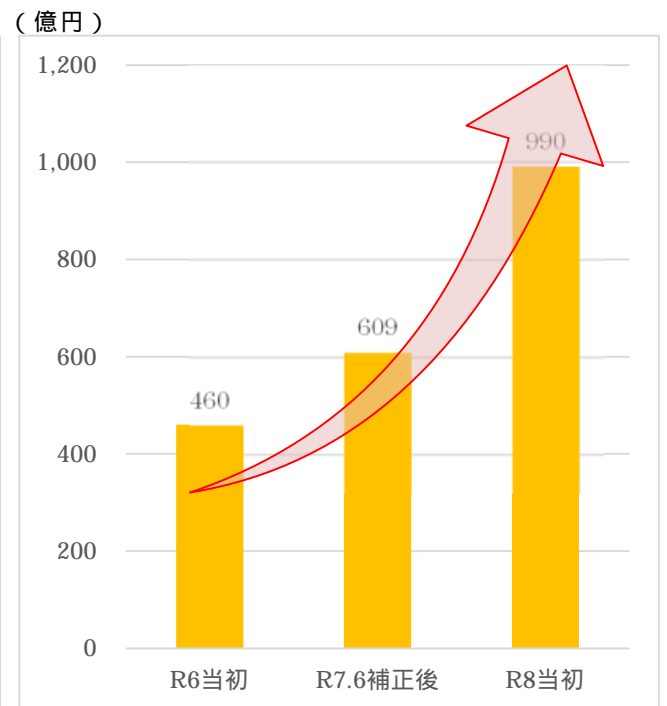
いわゆる「教育無償化」に係る財源、軽油引取税の当分の間税率及び自動車税環境性能割の廃止に伴う代替財源については、令和9年度税制改正などに向けて検討を進めることとされており、速やかな検討の実施及び確実な安定財源の確保が必要である。

社会保障国民会議において、給付付き税額控除と、同制度が導入されるまでの間、2年間限定で食料品の消費税率をゼロにすることについて議論が進められているが、消費税は、地方交付税原資分も含めるとその約4割が地方の財源であり、社会保障制度の基盤として、年金、高齢者医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて必要な財源であるため、確実な代替財源の確保が必要である。

【参考：県税収入等の伸びを上回る  
一般財源歳出の伸び】



【参考：財政調整基金の取崩額の  
推移】



県税収入等は、県税（市町村への交付金分を除く）、地方譲与税、地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金等の合計。

千葉県担当部局	総務部
提案・要望の位置づけ	最重点3 施策横断的な取組 1 デジタル技術の活用と地方税財政の充実・強化 (2) 【一部再掲】

## こどもの医療費助成制度の創設

[提案・要望先：こども家庭庁、厚生労働省]

## 【提案・要望事項】

国、県、市町村が一体となって、次世代育成支援ができるよう、国において現物給付方式によるこどもの医療費助成制度を創設すること。

## 【背景や直面する課題等】

こどもの医療費助成は、現在、全国の自治体により実施されているが、国として統一的な制度が設けられていないことから、財政事情や政策判断の違いにより、対象年齢、自己負担金の有無や金額、所得制限の設定等、制度内容が自治体ごとに大きく異なっている。

このため、同一の医療行為であっても、住所地により保護者の負担に差が生じ、転居や進学等を契機として医療費負担が増加する場合があるなど、保護者の不公平感や不満が生じている。

また、自治体においては、子育て世帯の負担軽減を図るため、独自に対象年齢の拡大等の制度拡充を進めてきた結果、周辺自治体との制度差への対応、医療機関・保険者との調整等、恒常的な行政運営上及び財政上の負担が生じている。

- さらに、こどもの医療費助成については、子育て世代の保護者からの強い要望に加え、市長会、町村会、市町村及び県議会すべての会派からも、国による制度の創設や関与を求める意見が示されているところである。
- また、これまでも全国一律のこどもの医療費の助成制度の創設など子ども子育て支援のナショナルスタンダードとすべきものについて、国における制度化を全国知事会において申し入れてきたところである。こうした中、昨年末の「いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場」において、国から「子ども子育てに関する国の役割や、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め、地方団体と協議しながら検討する」との方針が示された。
- こどもの医療費助成は、国の責任と財源で実施し、どこに住んでいても全てのこどもが同一の保障の下で必要な医療を受けられるよう、現物給付方式を基本とした全国一律の制度を創設すべきである。

## 【参考：子ども医療費助成事業の概要】

こどもにかかる医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の全部又は一部を助成する経費を、実施主体の市町村に補助する事業。

実施主体	市町村（県単独事業）
負担割合	県 1/2、市町村 1/2（千葉市のみ県補助 1/4）
助成対象	入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで
自己負担 (月額上限)	通院1回、入院1日につき300円 (市町村民税所得割非課税世帯は無料) なお、通院6回、入院11日以降は無料
所得制限	旧児童手当に準拠
R8当初予算額	68億円

千葉県担当部局	健康福祉部
提案・要望の位置づけ	最重点4 こども・若者の可能性を広げる千葉の確立 1 こども・若者施策の充実 (4)【再掲】

## 持続的な物価高騰等に対応した公定価格制度等の見直し

[ 提案・要望先：厚生労働省、こども家庭庁 ]

### 【提案・要望事項】

物価や賃金の上昇に応じて、医療・福祉分野における公定価格を適時適切にスライドさせる仕組みを整備すること。また、各分野の職員の賃金水準が適切なものとなるよう、更なる処遇改善を進めること。

### 【背景や直面する課題等】

- 医療や福祉分野に関しては、国において、診療報酬等の公定価格制度が導入されている。このため、物価高騰や人件費の上昇の影響を事業者自らが価格に転嫁できないことから、必要な社会保障サービスを将来にわたって維持・確保できるよう、国による制度的な対応が必要である。

医療の診療報酬制度は2年ごと、介護・障害福祉サービス等の報酬は3年ごとに改定されるため、その間に生じる物価や人件費の上昇を十分に反映できず、結果として医療機関や介護・障害福祉サービス事業者の経営は極めて厳しい状況となっている。

教育・保育施設の運営費のうちの基本分単価（人件費、管理費、事業費）や、児童養護施設等の児童福祉施設の措置費については、毎年、見直しがされているが、物価高騰や賃金上昇の影響を十分に考慮した単価が設定されなければ、施設運営に重大な影響が生じる。

- 福祉分野のサービスに従事する職員については、処遇改善が進められているものの、依然として給与水準は全産業平均を下回っている。

また、人材の確保と定着のためには、職員の負担を軽減し、引き続き処遇改善を進めることが重要である。

千葉県担当部局	健康福祉部、病院局
提案・要望の位置づけ	<p>最重点 5</p> <p>超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実</p> <p>1 医療提供体制の充実と国民健康保険の持続的運営 (3)</p> <p>【再掲】</p> <p>2 高齢者福祉と障害者福祉の充実 (3)【再掲】</p> <p>こども・若者の可能性を広げる千葉の確立</p> <p>1 こども・若者施策の充実 (5)【再掲】</p>

## 風害対策及び地震・津波対策の充実強化

[ 提案・要望先：内閣府、文部科学省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 電力供給網の予防保全に向けて、国は、危険木の事前伐採における自治体や電力事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援を行うこと。
- 2 風害対策に必要となる科学的知見に基づいた被害想定を可能とするため、国における調査研究の充実・強化を図ること。
- 3 「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域内の津波避難施設や避難路の整備など緊急に実施すべき事業についても、「南海トラフ地震対策特別措置法」等と同等の財政支援を講じること。
- 4 過去に房総半島周辺のプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査研究を防災の観点から整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討すること。

### 【背景や直面する課題等】

令和元年房総半島台風では、記録的な暴風により、住民生活に甚大な被害が生じた。県ではこうしたこれまでの災害の経験などを踏まえ、あらゆる関係者との連携強化を図っているところである。

今後も、気候変動の影響等に伴い、台風などの災害の激甚化の傾向が続くことが危惧されるほか、首都直下地震への対策など、数多くの災害対策を緊急に講じるにあたり、知見やノウハウなどを持つ関係者から更なる協力を得なくてはならない状況にある。

#### 1 電力供給網の予防保全対策について

大規模停電の予防には、樹木の事前伐採（予防伐採）が効果的であり、本県でも、電力事業者と協定を締結した上で、予防伐採について検討を進めている。しかしながら、関係者間での役割分担や費用の負担の在り方について拠り所となるものがないことから、具体的な着手にあたっての調整に苦慮している。予防伐採を推進するためにも、国において、予防伐採における関係者間での役割や費用負担のあり方を示す必要がある。

- また、本県では、森林環境保全整備事業の重要インフラ施設周辺森林整備を活用し、風倒木被害の未然防止につながる森林整備を実施している。当補助事業は、面的な整備が対象である上、伐採後も植栽等を行い森林として管理する必要があるなど事業採択を受けられる箇所が限られている。大規模停電の危険性の根本的な解決を図るための支援の拡充が必要となっている。

2 風害対策に関する調査研究の充実・強化について

風害対策の必要性は、令和元年房総半島台風等災害対応検証会議においても、委員(外部有識者)から指摘されているところであるが、科学的知見を踏まえた対策を講じるため、全国的な災害の経験や国の最新の技術力を用いた、風害の被害想定に関する基礎的な調査研究が必要である。

3 「首都直下地震対策特別措置法」に係る財政上の措置について

南海トラフ地震対策特別措置法及び日本海溝・千島海溝地震特別措置法に基づき津波避難対策特別強化地域に指定された市町村では、津波避難施設や避難路などの整備等にあたり国による財政支援の嵩上げ措置を受けることが可能である一方、首都直下地震対策特別措置法では、津波避難対策に対する十分な財政支援が存在しない。

- 本県を含む東京圏においても海溝型の地震による大規模な津波が想定されていることから、津波避難対策の充実のため、「首都直下地震対策特別措置法」の対象地域においても、南海トラフ地震対策特別措置法及び日本海溝・千島海溝地震特別措置法と同様の財政措置が必要である。

4 房総半島周辺の地震について

房総半島周辺での地震については、近年、津波堆積物に関する研究から、これまでの歴史記録にない大規模な津波が約千年前に発生していたことが示唆された。具体的な対策を講じるためには、国において、当該研究成果を含む最新の科学的知見を海溝型地震の長期評価に反映させるとともに、防災の観点から想定すべき最大クラスの地震モデルについての検討を行うことが必要である。

千葉県担当部局	防災危機管理部
提案・要望の位置づけ	危機管理体制の構築と安全の確保 1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立 (1) 激甚化する災害への対応力強化

## 孤立集落対策や避難所の環境確保等の強化

[ 提案・要望先：内閣府 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 孤立集落対策として実施する避難所の備蓄の強化や、通信手段・物資輸送手段の確保等への財政支援措置を講じること。
- 2 「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」により緊急的に措置されている避難所の生活環境の抜本的な改善等への財政支援措置を継続するとともに、補助率・交付上限額の引き上げを行うこと。

### 【背景や直面する課題等】

- 1 孤立集落対策に必要な費用に対する財政支援について
  - 令和6年能登半島地震では多数の孤立集落が発生したところであり、本県も半島という共通の地理的特性を有していることから、災害時に孤立する可能性のある集落を把握するための調査を実施した。その結果、**県内532集落で孤立の可能性**があることが判明したことから、市町村が実施する孤立集落対策に係る取組に対し、支援しているところである。
  - 加えて、内閣府においても今後同趣旨の調査の実施を検討しており、**対象集落の数が更に増える可能性**がある。
  - 大規模な災害が発生し、集落が孤立した場合には、外部からの救援を受けることが困難となるため、地域内にあらかじめ避難できる場所の確保や**水・食料等の備蓄等が必要となるが、対象集落が膨大かつ備蓄等はいずれ更新を要し、本県単独の支援には限界があることから、国の財政支援が必要**である。
- 2 地域未来交付金による財政支援措置の継続・拡充について
  - 国においては、避難所の生活環境の改善等を目的に、令和6年度補正予算で「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を創設し、令和7年度補正予算では、これを引き継ぐ形で「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」を創設したところであるが、当該交付金の**令和8年度予算以降の取り扱い**は未定となっている。
  - 一方、TKB（トイレ、キッチン、ベッド、風呂）対策をはじめとする**避難所の生活環境の改善を短期間で完了させるのは困難**であり、県、市町村における取組は継続していくこととなるため、**財政支援措置が必要**である。
  - また、**TKB対策の車両等の購入には多額の費用がかかり**、現行の補助率（1/2）及び交付上限額（県：6,000万円、中核市等：5,000万円、市町村：4,000万円）も、**地方公共団体の負担が大き**く、対策に長期間を要してしまう要因となるため、**補助率・交付上限額の引き上げが必要**である。

千葉県担当部局	防災危機管理部
提案・要望の位置づけ	危機管理体制の構築と安全の確保 1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立 (1) 激甚化する災害への対応力強化

## 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し・支給対象の拡大

[ 提案・要望先：内閣府 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 法に基づく支援を被災者が平等に受けられるようにするため、災害時に一つの市町村でも被災者生活再建支援制度の適用対象となる場合は、全ての被災市町村が支援の対象となるよう制度を見直すこと。
- 2 被災者が生活再建をより円滑に進められるようにするため、半壊まで被災者生活再建支援制度の支給対象とするとともに、支給対象拡大に伴う財政支援措置を講ずること。

### 【背景や直面する課題等】

#### 1 被災者生活再建支援制度の適用範囲について

- 現行の被災者生活再建支援法(以下、「支援法」という。)は、市町村又は都道府県単位で一定数以上の被害があった場合にのみ適用されるため、同じ災害で同じような住宅被害を受けた世帯でも、居住する市町村によって支援の有無に差が生じうる。

- 例えば、平成25年9月の竜巻被害では、同一災害による一連の被害でありながら、全壊世帯が10世帯以上であった埼玉県越谷市では支援法が適用された一方、全壊世帯が1世帯であった野田市では適用されなかった。

また、令和5年台風13号の接近に伴う大雨では、県内に広範な被害が生じたが、適用は2市町のみであった。

近年では、毎年のように豪雨や台風による浸水や土砂災害などの様々な被害が発生し、全壊世帯が広い範囲で点在する事例が多くなっており、こうした状況下で生じる被災者間での支援の不均衡は看過できないものとなっている。このため、全壊世帯が市町村を越えて点在する場合も柔軟に支援の対象とするよう制度を改正し、法に基づく公的支援が全ての被災者に公平に行き渡る仕組みとすべきである。

#### 2 被災者生活再建支援制度の支給対象の拡大及び財政支援について

- 令和2年12月4日に支援法が改正され、全壊、大規模半壊に加えて、新たに中規模半壊(損害割合30%以上40%未満)までが支給対象として追加された。しかしながら、半壊(損害割合20%以上30%未満)も住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失した状態であり、生活に大きな支障をきたすにもかかわらず、支給対象とされていない。

- したがって、被災者の生活再建をより円滑に進め、被災地域全体の早期復旧・復興につなげるため、支給対象を半壊まで拡大するべきである。また、支給対象の拡大に伴う財政支援措置を適切に講じられたい。

【千葉県における支援法の適用状況】

- ・東日本大震災（県全域）
- ・平成25年台風第26号（茂原市）
- ・令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害（県全域）
- ・令和5年台風第13号による災害（茂原市・長南町）

千葉県担当部局	防災危機管理部
提案・要望の位置づけ	危機管理体制の構築と安全の確保 1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立 (1) 激甚化する災害への対応力強化

## 市町村の消防広域化に対する財政支援の強化

[ 提案・要望先：総務省 ]

### 【提案・要望事項】

消防体制の強化を図るため、消防広域化に取り組む市町村に対し、必要な財政支援を行うこと。また、普通交付税不交付団体に対しても、インセンティブとなる効果的な財政支援を行うこと。

### 【背景や直面する課題等】

- 人口減少が進行する中、大規模化する災害や高齢化に伴う救急需要の増大などに対応可能な消防力を確保するためには、消防の広域化は極めて有効かつ現実的な手段である。  
しかし、消防力の維持・強化が喫緊の課題となっている小規模な消防本部で広域化の必要性が高まる一方、比較的規模の大きい消防本部では、広域化の必要性が必ずしも高まっていない。消防本部の規模や市町村の財政力の違いによる温度差が顕著となっているため、広域化の実現には、規模の大きい消防本部にとっても広域化に取り組むためのインセンティブが必要である。
- 現在、消防庁では、広域化を実施する団体に対し、消防署所の増改築費や消防車両整備に財政支援を行っているが、いずれも広域化に伴う事業に限られている。
- また、本県の普通交付税不交付団体には、地域の中心となり得る消防本部も複数含まれているが、現行の財政支援の多くが交付税措置であることから、こうした団体にとっては十分なインセンティブとなっていない状況であるため、本県としては、広域化の推進には、普通交付税不交付団体に対する、交付税以外の効果的な財政支援の創設が必要と考える。

千葉県担当部局	防災危機管理部
提案・要望の位置づけ	危機管理体制の構築と安全の確保 1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立 (1) 激甚化する災害への対応力強化

## 非常災害時における災害廃棄物処理体制の強化

[ 提案・要望先：総務省、環境省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 大量発生する災害廃棄物の迅速な処理のため、産業廃棄物処理業者が所有する処理施設において、事業場内で事業の用に供している施設であれば、廃棄物処理法第 15 条の設置許可を要しない施設でも事後届出により災害廃棄物の処理を可能にするなど、処理業者の所有施設を最大限活用できるよう制度の見直しを行うこと。
- 2 近年の大規模自然災害の頻発化により、大量に発生する災害廃棄物の処理負担が過大となっている市町村の財政負担を軽減するため、災害廃棄物の発生量に応じた補助額の一層の嵩上げなど、被災市町村の財政負担の軽減について特段の措置を講ずること。

### 【背景や直面する課題等】

災害時に大量に発生する災害廃棄物は一般廃棄物であり、原則として市町村が処理するが、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、更なる体制の強化は喫緊の課題である。

#### 1 非常災害時に活用可能な産業廃棄物処理施設の見直しについて

市町村等の施設において処理が困難な廃棄物は、民間の産業廃棄物処理施設の活用が想定される。

- 法第 15 条の許可施設は、事後届出により、許可を受けた品目と同様の性状を有する災害廃棄物の処理が可能となる（法第 15 条の 2 の 5）が、当該許可施設は、木くずや廃プラスチック類の破砕施設など、品目及び施設の種類が限定される。
- 一方、廃石膏ボードの破砕施設など法第 15 条の許可が不要な施設で災害廃棄物を処理しようとする場合には、この特例は適用できない。
- そのため、法第 8 条の一般廃棄物処理施設の設置許可を取得するか、法第 9 条の 3 の 3 の設置届出が必要となる。
- しかし、法第 8 条の許可取得の負担が大きいことはもちろん、法第 9 条の 3 の 3 は、非常災害時に市町村等が処理を委託する場合に、処理業者の設置届出により災害廃棄物を処理可能となる制度であるが、市町村が条例を制定した上で、処理業者が行う生活環境への影響の調査結果を縦覧する必要があり、時間的・事務的負担の大きさから、処理業者が市町村の処理に協力する動機に乏しい。
- そこで、大量の災害廃棄物の迅速な処理を可能とするため、廃棄物処理法の産業廃棄物処分業許可を有する事業者が事業の用に供している全ての

施設について、周辺地域の生活環境に与える影響に配慮した上で、法第8条の許可や法第9条の3の3の届出を不要とし、事後届出により災害廃棄物の処理を可能にするなど、処理業者の所有施設を最大限活用できるよう、制度を見直す必要がある。

2 災害廃棄物処理に係る被災市町村への財政支援について

災害廃棄物の処理のため市町村が要した費用については、環境省の「災害廃棄物処理事業費補助金」及び特別交付税により、国から財政支援を受けることができる。

- 災害廃棄物処理に係る国の補助金の嵩上げが行われるためには、被害を与えた災害が激甚災害等に指定される必要があるものの、激甚災害法に基づき指定される激甚災害の要件には、住家被害の数等の災害廃棄物処理に関する事項が考慮されていない。
- そのため、災害廃棄物が多量に発生したにもかかわらず激甚災害に指定されず、国から十分な財政支援を受けられないおそれがある。
- 近年は気候変動の影響で大規模な自然災害が頻発していることから、災害廃棄物の発生量に応じた補助額のより一層の嵩上げなど、被災市町村の財政負担を考慮した国の財政支援が必要である。

千葉県担当部局	環境生活部
提案・要望の位置づけ	危機管理体制の構築と安全の確保 1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立 (1) 激甚化する災害への対応力強化

## 道路ネットワークの機能強化等

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 首都圏中央連絡自動車道や北千葉道路などの幹線道路ネットワークについては、ミッシングリンクの解消や、暫定2車線区間の4車線化を図り、シームレスな速達性・多重性を確保すること。また、高規格道路の代替機能を発揮する一般道路によるダブルネットワークの強化を推進すること。
- 2 緊急輸送道路網など地域防災力の強化に必要な道路ネットワークの整備や橋梁の耐震補強、無電柱化、道路法面の防災対策等の推進を図ること。
- 3 防災・減災、国土強靱化の取組みの加速化・深化を図り、国土強靱化実施中期計画に基づき確実に事業を実施できるよう、危機管理投資による強い経済の実現の観点も踏まえ、必要な予算を通常予算とは別枠で満額確保すること。
- 4 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保に取り組むこと。

### 【背景や直面する課題等】

令和5年台風13号や令和6年能登半島地震では、高規格道路は救援・救護活動の輸送等に大きな役割を果たし、その重要性が再認識されたところである。一方でミッシングリンクや暫定2車線区間は、災害時の代替路や迅速な復旧のボトルネックとなる懸念があり、近年の激甚化・頻発化する災害から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、被災後速やかに機能する強靱で信頼性の高い道路ネットワークが必要であり、事業を実施するための安定的な予算の確保が不可欠である。また、激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威の中、災害時に即応するための体制強化や資機材の確保が必要である。

- 1 ミッシングリンクの解消、ダブルネットワークの強化等について
  - 圏央道や北千葉道路などの高規格道路については、未開通区間があるとともに、開通済み区間も一部で暫定2車線での供用となっている。
  - また、房総半島を有する千葉県において、半島地域先端部へ向かう東関東自動車道館山線の富浦インターチェンジ以南や茂原・一宮・大原道路などの外房地域の骨格を形成する高規格道路については、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、早期に計画を具体化し、計画的に事業を推進する必要がある。

2 防災対策等の推進について

- 高規格道路の代替機能を発揮する国道127号などの直轄国道についても、防災上の課題の解消に取り組む必要がある。

地方道においても、これまで以上に、緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震補強、無電柱化、道路法面の防災対策等に取り組んでいく必要がある。

3 予算の確保について

国土強靱化実施中期計画においては、資材価格等の高騰、近年の建設業における人件費の上昇等の影響を十分に踏まえた必要な予算を通常予算とは別枠で満額確保する必要がある。

4 地方整備局等の体制の充実・強化や資機材の確保について

令和元年房総半島台風では、暴風に起因する大規模停電や通信障害、さらには道路寸断による集落の孤立が発生し、国からは TEC-FORCE 等による支援があった。

令和6年能登半島地震を踏まえた緊急提言では、道路啓開を含む緊急復旧、資機材の調達・搬送、緊急支援物資の運搬など機動的に対応するため、地方整備局においても、迅速に災害情報を収集・提供できるよう、情報収集等の対応力の強化や、必要な資機材の整備・配備を行う必要があるとされている。

近年の激甚化・頻発化する自然災害への対応や、避難に繋がる迅速な情報提供、災害発生時の機敏な初期対応など、防災・減災、国土強靱化への取り組みに向け、地方整備局等の体制の充実・強化や資機材の確保が必要である。

千葉県担当部局	県土整備部
提案・要望の位置づけ	危機管理体制の構築と安全の確保 1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立 (2) 災害に強いまちづくりの推進

## 河川・海岸等における津波・高潮・耐震・水害対策の推進

[ 提案・要望先：国土交通省、農林水産省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 津波・高潮・耐震対策を早急を実現するため、港湾、海岸、河川等の多くの施設の整備や更新等に必要となる予算を確実に確保すること。
- 2 水門操作員の安全を確保しつつ津波被害を最小限に抑えられるよう、河川の既設水門の自動閉鎖化や遠隔操作化等の改良について、財政支援の対象とすること。
- 3 河川、海岸における治水対策、下水道をはじめとする内水氾濫対策の強化など、近年、激甚化する水害への対策をより一層推進させるために必要な予算を継続的に確保すること。
- 4 災害ハザードエリアからの移転の支援について、近年の頻発化・激甚化する災害を踏まえ、少数戸数の移転が可能となる制度を研究すること。

### 【背景や直面する課題等】

- 1 津波・高潮・耐震対策に必要な予算の確保
  - 本県は三方を海に囲まれ、津波・高潮などの自然災害リスクを抱えている。また、港湾・海岸・河川等の防災減災施設は老朽化が進んでおり、南海トラフ地震や首都直下地震など大規模地震の発生が懸念されている中、施設の整備・更新は喫緊の課題である。

対策	現状・課題
津波・高潮対策	・一連区間の対策が完了して効果が出るため、多くの施設の整備が必要となり、 <u>多額の事業費を要する</u>
耐震対策	・背後地にゼロメートル地帯を抱える旧江戸川を優先的に整備しているものの、軟弱な地盤で陸上からの施工が困難なことから、 <u>多額の事業費が必要</u>
排水機場等の延命化	・長寿命化計画に位置づけた一定額以上の費用（河川メンテナンス事業は約4億円以上、海岸メンテナンス事業は5千万円以上）施設を対象に実施中 ・排水機場等は、人口や財産が集まる県北西部のゼロメートル地帯を中心に設置され、老朽化が進行（昭和40～50年代に建設）しているため、 <u>多額の事業費が必要</u>

## 2 河川の既設水門の改良への財政支援

- 津波被害を最小限に抑えるためには、津波発生時に迅速かつ、確実に水門を閉鎖し背後地の浸水被害を防止することが重要だが、災害時の水門の操作には多くの危険が伴う。操作員の安全を確保するため、水門施設には自動閉鎖や遠隔操作等の機能が不可欠である。

本県では、自動閉鎖や遠隔操作等の改良が必要な水門のうち、東日本大震災の被災地域にある千葉東沿岸域の水門については、国の復興事業を活用し、水門等の自動化や遠隔監視等の改良を実施したが、その他の水門については、国の財政支援が海岸保全施設に限られており、水門の改良を進められていない。

- ついては、河川の既設水門の改良についても、財政支援の対象とすることをお願いしたい。

## 3 水害対策の推進に必要な予算の継続的な確保

気候変動の影響もあって、近年は全国的に水災害が激甚化しており、低平地を多く抱える本県でも水害対策が急務である。

- 本県では、気候変動に伴う豪雨による災害の激甚化、頻発化に対応するため、河川管理者が主体となって行う従来の河川整備に加え、あらゆる関係者が協働し、地域全体で水害を軽減させる流域治水を進めている。
- こうした取組を一層推進していくため、国には引き続き、対策に係る予算の確保をお願いしたい。

## 4 災害ハザードエリアからの移転支援制度の拡充

令和5年9月の台風第13号の接近に伴う大雨において、本県では、鴨川市を流れる袋倉川などで浸水被害があったが、山間部を流れる河川のため浸水被害戸数としては小規模であった。当該地域の河川改修には多くの費用が見込まれるものの、被害が限定的であるため、対策の検討が困難となっている。このため、災害のおそれのある区域からの移転の支援について、少数戸数の移転が可能となる制度の研究が必要である。

千葉県担当部局	県土整備部、農林水産部
提案・要望の位置づけ	危機管理体制の構築と安全の確保 1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立 (2) 災害に強いまちづくりの推進

## 利根川及び江戸川の治水対策の推進

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 安全な県土の形成のため、令和元年東日本台風で浸水被害があった利根川下流部における無堤区間の築堤及び河道掘削を更に推進するとともに、人口が集中する東葛飾・葛南地域における江戸川の堤防整備等を早急に進めること。
- 2 利根川河口部での津波・高潮・洪水対策及び八斗島上流域における洪水調節流量の確保方策について、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に位置付けを行い、速やかに必要となる整備を実施すること。
- 3 印旛沼流域全体の治水安全度の向上のため、排水流路となる長門川及び印旛放水路の着実な改修に向け、必要な予算を措置すること。併せて印旛沼から利根川、東京湾へ排水する印旛機場、大和田機場の排水能力増強を検討すること。
- 4 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に位置付けられた、印旛沼を調節池として活用した放水路を整備するための調査及び検討にあたっては、丁寧に地域の意見を聞きながら進め、必要となる整備を実施すること。
- 5 印旛沼を活用した放水路及び旧江戸川については、利根川及び江戸川の洪水の一部を分派することから、印旛沼及びこれに関連する一級河川と、旧江戸川を直轄管理とすること。

### 【背景や直面する課題等】

#### 1 利根川・江戸川の堤防の整備の推進

国が管理する利根川の河口部及び野田市三ツ堀付近は、令和元年東日本台風では洪水被害を受けているが、堤防が整備されていない区間があることから、早期に整備を実施する必要がある。また、国が管理する江戸川については、堤防断面不足箇所等の堤防整備について、東京都及び埼玉県側（右岸側）に比べ、千葉県側（左岸側）の整備が遅れていることから、千葉県側（左岸側）についても早期整備が必要である。

#### 2 利根川河口部での津波・高潮・洪水対策及び八斗島上流域における洪水調節の推進

- 利根川河口部の河川区間における洪水対策については、国の河川整備計画に位置付けられ、現在対策が進められているが、津波・高潮対策は計画に位置付けられていない。また、利根川河口部の漁港区間については、令和元年の洪水を対象に整備が進められているが、国の河川整備計画に

位置付けられておらず、津波・高潮対策も計画に位置付けられていない。更に、八斗島上流域における洪水調節流量を確保する具体的な整備内容は河川整備計画に位置付けられていない。これらは、災害の発生の防止・軽減のため重要な整備であることから、国の河川整備計画に位置付け、速やかに整備を実施する必要がある。

3 印旛沼流域の治水安全度の向上のため財政支援

印旛沼流域では、令和元年10月25日の大雨や、令和5年9月の台風第13号の接近に伴う大雨により、多くの浸水被害が発生した。

- 浸水被害を軽減するには、県が実施している排水流路（長門川及び印旛放水路）の整備を早期に完了させる必要がある。
- また、印旛機場や大和田機場の機能を増強することにより、印旛沼から利根川や東京湾への排水能力の向上を図り、流域の治水安全度を向上させる必要がある。

4 印旛沼を調節池として活用した放水路の整備の推進

印旛沼を調節池として活用した放水路については、令和7年3月27日に変更された「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に初めて調査及び検討が位置付けられた。この位置付けについては、印旛沼流域の地元市町長で構成される「印旛沼関連事業市町連絡会議（成田市長・佐倉市長・印西市長・酒々井町長・栄町長）」が、国及び県に対し、毎年、放水路整備について要望を行うなど地元の関心も高いことから、丁寧に地域の意見を聞きながら必要な整備を行っていただきたい。

5 印旛沼及び印旛沼関連の一級河川と旧江戸川の直轄管理化

- 印旛沼を調節池として活用するためには、県が管理する印旛沼及びこれに関連する一級河川を、国が管理する利根川同様に直轄管理として、必要な整備を実施し、治水上一体として管理いただくことが望ましい。
- また、県が管理する旧江戸川についても、江戸川の洪水を一部受け入れるにあたっては、治水上一体として管理する必要があるものと考えられ、江戸川を管理する国が管理いただくことが望ましい。



千葉県担当部局	県土整備部 農林水産部
提案・要望の位置づけ	危機管理体制の構築と安全の確保 1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立 (2) 災害に強いまちづくりの推進

## 千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の推進

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 千葉港海岸船橋地区の水門、排水機場及び護岸は老朽化が著しく、耐震性の確保も必要であるため、大規模で高度な技術を要する水門・排水機場及び護岸の改修について、国において整備を推進すること。
- 2 県が実施する水門、排水機場及び護岸の整備に必要な予算を確保すること。

### 【背景や直面する課題等】

千葉港海岸船橋地区の背後は、国内最大の中核市として約 65 万人の人口を擁する船橋市の中心市街地であり、市役所や消防署等の公的重要施設、1日平均乗車人員が約 13 万人のJR船橋駅や国道 14 号等の重要交通網、密集した住宅地や産業・商業施設が多数立地しており、地政学的に極めて重要な地域である。

しかしながら、当該地域にはゼロメートル地帯が存在しており、高潮から人命や財産を防護するため、海岸保全施設の速やかな整備が求められる。

#### 1 千葉港海岸船橋地区の直轄事業の整備推進について

現在の海岸保全施設の多くは、昭和 40 年代に築造されてから 50 年以上が経過しており、老朽化や地盤沈下が著しい。地元では、地域住民により、海岸保全施設耐震化促進協議会が立ち上げられ、シンポジウムの開催や国への要望活動が行われるなど、海岸保全施設の早期の耐震性確保や改修が求められている。

そのような中、令和4年度から大規模で高度な技術が必要となる水門、排水機場及び護岸の改修が国により事業化された。当該地区の浸水による被害は約 8,000 億円と試算されており、県としても早期整備が必要であると考えている。

#### 2 県が実施する事業に必要な予算の確保について

高潮対策事業の整備効果は、国直轄事業区間と県施工区間の整備を同時に進めることで早期に発現されるため、県事業の予算についても十分な確保が求められる。

【参考】令和元年9月9日 台風第15号（令和元年房総半島台風）における被災状況



被災前



護岸背後への浸水状況

【参考】千葉港海岸船橋地区 高潮対策事業箇所図



【高潮からの浸水防護（事業化区間）】

浸水面積	583 ha
浸水域内人口	45,993人
浸水域内家屋	10,601棟
浸水域内事業所	3,186棟
想定被害額	7,925億円

千葉県担当部局	県土整備部
提案・要望の位置づけ	危機管理体制の構築と安全の確保 1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立 (2) 災害に強いまちづくりの推進

## 上下水道施設の老朽化対策及び耐震化の推進

[提案・要望先：国土交通省]

### 【提案・要望事項】

- 1 上下水道施設の老朽化対策を継続的かつ安定的に実施できるよう、国補助制度の拡充を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- 2 下水道の施設整備に係る国交付金制度である「防災・安全交付金」において、採択要件の緩和を図ること。
- 3 能登半島地震での被害を踏まえ、上下水道施設の耐震化が加速できるよう、国補助制度の拡充を図るとともに、必要な予算を確保すること。また、半島地域の水道施設の耐震化をより一層加速させるため、耐震化に係る補助事業について、半島振興対策実施地域に対する補助率の引き上げ等の優遇措置を講じること。

### 【背景や直面する課題等】

令和7年1月に埼玉県八潮市で下水道管の破損が原因と考えられる道路陥没事故が発生したほか、千葉県内でも老朽化した水道管や下水道管の破損による漏水や陥没が多発している。また、能登半島地震では大規模な断水被害が発生しており、改めて耐震化の重要性が再確認された。

平時・災害時を問わず水の安定利用のため、上下水道施設の老朽化対策及び耐震化は喫緊の課題である。

#### 1 老朽化対策の取組に係る支援の充実について

- 千葉県内において、令和6年度末時点の水道管の総延長は約2万9,630kmで、そのうち法定耐用年数40年を超過した水道管は約34%にあたる約1万80kmあるが、令和6年度に更新された管路延長は206kmにとどまっている。
- また、県内の下水道については管路延長が約1万4,800kmあり、そのうち耐用年数50年を超過している管路は約9%にあたる約1,270kmである。しかし、令和6年度に更新された管路延長は約7.3kmにとどまっている。
- 耐用年数を超過した上下水道管路は年々増加しており、事故が発生した場合の断水や下水道の使用制限等による生活及び経済活動への影響を踏まえ、老朽化対策の取組を加速させる必要があるが、管路をはじめとした上下水道施設の更新に要する多額の財源確保が大きな課題である。
- 老朽化対策及び耐震化に取り組んでいる団体もあれば、取り組んでいない団体もあり、防災・安全交付金を活用し、取り組んでいる団体に対し満額交付されない状況である。
- 令和8年度には国において、事故発生時に社会的影響が大きい管路更新

への補助制度が創設されたが、下水道の補助率1/2に対し、上水道は1/4と低い補助率となっている。県民の生活や経済活動に欠かせない水の将来に向けた安定給水の維持・確保を図るため、上水道に対しても同様の財政支援の強化が必要である。

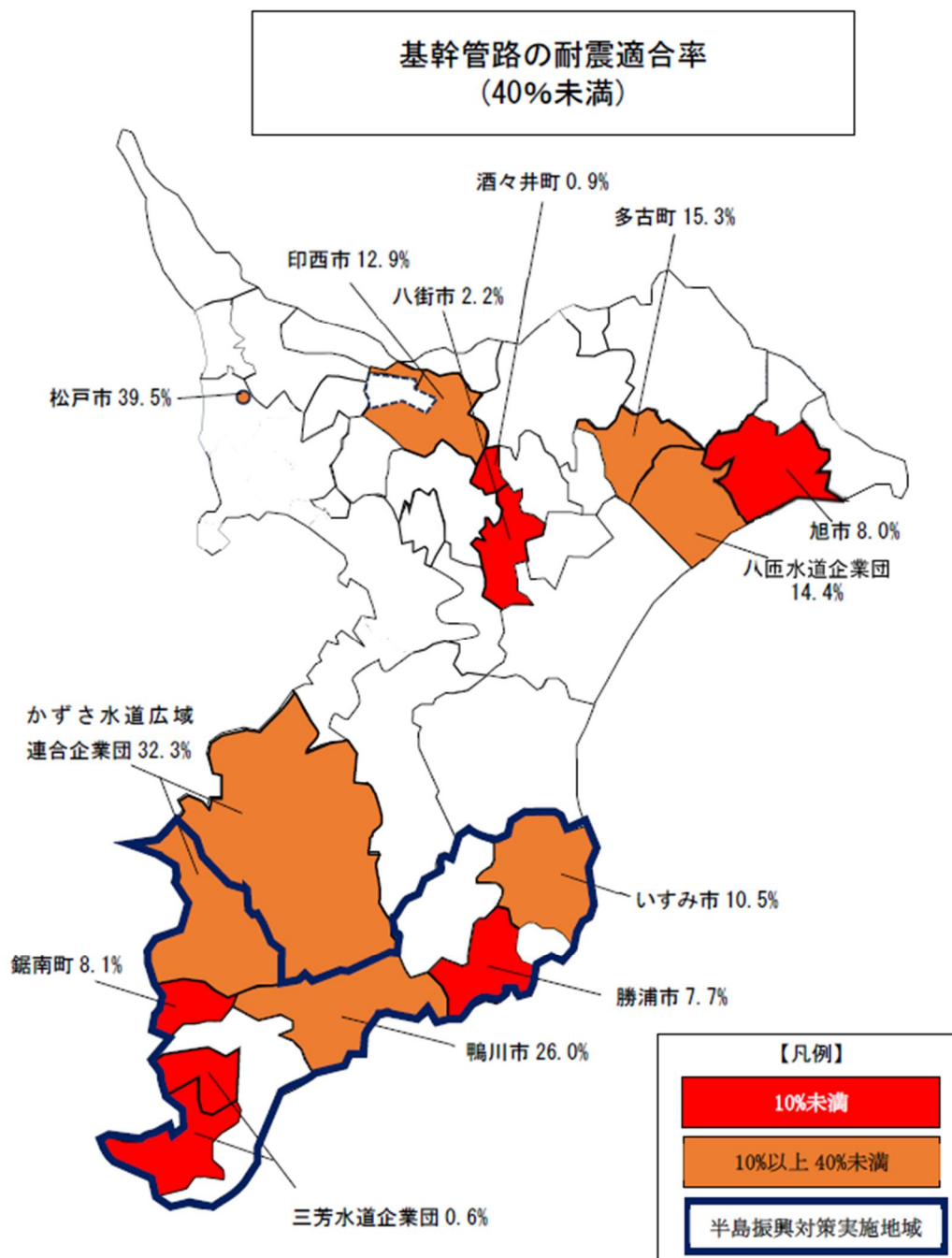
- 防災・安全交付金の令和7年度実施事業に対する内示率が要望額に対して、上水道では約32%、下水道では約56%と低い状況になっており、老朽化対策を推進するためには補助制度の拡充や更なる財政支援が必要である。

## 2 時限措置の撤廃や採択要件の緩和について

- 下水道における管路の改築にかかる国費支援については、令和9年度以降、ウォーターPPP導入を決定済であることが要件化されており、採択要件を満たす自治体が限定的であり、管路改築の緊急性を考慮すると要件を緩和することが必要である。

## 3 耐震化に関する支援の拡充について

- 県内では、水道事業体間で水道施設の耐震化状況に大きな差があり、耐震化率20%を下回る事業体が多数存在する状況である。また、下水道についても、令和6年度末時点の重要な幹線における耐震化率が約70%（3,538kmのうち2,485kmが耐震対策済）、県内処理場における耐震化率が約15%（27処理場のうち4処理場が耐震対策済）と低い状況である。
- 近い将来に発生が懸念される大規模地震に備えるには、上下水道施設の耐震化に猶予がないことから、国による財政支援の強化や要望額の確保が必要である。
- また、能登半島地震では、道路の亀裂や土砂崩れなどで交通が寸断され、多くの集落が孤立状態となった。半島という共通点を有する本県も、風水害や地震等による地域の孤立など、同様の災害時の脆弱さがあることから、耐震化を強力に進める必要性に迫られている。
- 半島振興対策実施地域（南房総地域）における上水道事業の急所施設（基幹管路、浄水施設、配水池）の耐震化率は他の地域と比べても低い。
- 対策を要する施設が多岐にわたり、相当な費用を要するため、国の財政支援の強化として、半島振興対策実施地域に対する補助率の引き上げ等の優遇措置等が必要である。



千葉県担当部局	総合企画部、県土整備部、企業局
提案・要望の位置づけ	I 危機管理体制の構築と安全の確保 1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立 (2) 災害に強いまちづくりの推進 ⑤

# 社会福祉施設における災害対策に伴う大規模修繕等への財政的支援の拡充

[ 提案・要望先：厚生労働省 ]

## 【提案・要望事項】

社会福祉施設の耐震化や備蓄倉庫・避難対応の部屋の設置など、防災機能の強化のための大規模修繕等への財政的支援を拡充すること。

## 【背景や直面する課題等】

**社会福祉施設**は、福祉避難所として指定されているケースも多く、また、令和6年能登半島地震においては、多くの民家が倒壊し、事実上、近隣住民の避難場所となるなど、**災害発生時に重要な社会的役割**を担っている。

一方で、施設によっては建物の**老朽化**が進んでいたり、**十分なスペース**を確保できていなかったりするため、いざという時に地域のニーズに十分に  
応えられないことが**懸念**される。

物価高騰の影響などから、社会福祉法人の運営状況は厳しさを増しており、**法人単独**で防災機能強化のための**大規模修繕や耐震化整備等**を実施して  
**いくことが難しい**状況である。

介護施設等については、大規模修繕等への**補助を受けるうえで、新たな施設の創設などの要件**を満たす必要がある。令和7年度補正予算において、介護施設等の大規模修繕に対する補助メニューが新設されるなど制度の充実が図られているが、同補助金も**非常用自家発電設備の整備等が要件**となっている。また、障害者支援施設についてはそうした要件は無いものの、**予算の範囲内での補助**となっている。

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、社会福祉施設の防災機能の強化を速やかに進めていくためには、**財政的支援の拡充が必要**である。

千葉県担当部局	健康福祉部
提案・要望の位置づけ	危機管理体制の構築と安全の確保 1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立 (2) 災害に強いまちづくりの推進

## PFAS対策

[提案・要望先：環境省、内閣府、農林水産省、国土交通省、消費者庁]

### 【提案・要望事項】

- 1 PFAS について、環境や食物連鎖を通じて健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、新たな知見について速やかに情報提供すること。
- 2 公共用水域及び地下水に係る PFOS 及び PFOA の調査結果について解析・研究を進め、水質に係る評価指標の取扱いを早急に確立すること。
- 3 公共用水域及び地下水並びに水道水で PFOS 及び PFOA による汚染が発見された場合における排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策、水道水における浄水過程での効果的な除去方法、浄水処理によって生じた PFOS 及び PFOA が含まれる残渣の適切な取扱い方法を、具体的に確立するとともに、地方公共団体等が行う対策に要する費用を助成すること。
- 4 PFOS 及び PFOA の土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止、拡散防止及び効果的・効率的な除去方法）の検討を進めること。

また、令和5年7月に示された土壌中の PFOS 及び PFOA の暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。

- 5 公共用水域や地下水の PFOS 及び PFOA による汚染が確認された場合において、その周辺の事業場・工場の設置者や土地所有者等（以下、「事業場の設置者等」という。）が、排出源特定のために国や地方公共団体が行う調査に協力する仕組みや、排出源であった場合に、事業場の設置者等が浄化対策やばく露防止対策を行う仕組みの構築を検討すること。

併せて、浄化が困難な場合には、地方公共団体が行う飲用水対策などについて、事業場の設置者等に一定の負担を求める仕組みを検討すること。

### 【背景や直面する課題等】

PFAS は様々な用途に使用されてきたが、難分解性や高蓄積性等の性質があり、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性がある。

現在得られている PFAS の健康影響に関する科学的知見や存在状況、分析方法及び対策技術の情報等は十分とはいえないことから、県民の健康影響への不安を払拭するに至っていない。

- 1 健康影響等に関する知見の集約と情報提供

PFOS、PFOA については、国際がん研究機関（IARC）が令和5年12月に発がん性を指摘するなど、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

国は、令和6年6月にPFASの食品健康影響評価を取りまとめるとともに、実態調査等の実施により、知見の集約を図っているが、いまだに科学的知見が不足しており、人の健康への影響などが明らかとなっていない。

- また、PFASの中で健康影響が懸念される物質について、水中における存在状況や、効率的な検査方法(一斉分析法、簡易検査法等)についての知見が必要である。

## 2 水質に係る評価指標の取扱い

令和7年5月に示された、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第7次答申)」を踏まえ、公共用水域等における要監視項目として設定されているPFOS及びPFOAについて、暫定指針値から指針値へと取扱いが見直された。

しかし、公共用水域等のPFOS及びPFOAについて、水環境中への流出・拡散に係る知見や実態把握が十分ではなく、評価指標を検討するための解析・研究が進んでいない上、濃度低減のための効果的な対策技術に関する知見も不足している。

千葉県内では、公共用水域等の一部で指針値を超過するPFOS及びPFOAが確認されているが、健康影響や環境への影響が定かでないことから、県民から不安の声が上がっており、対応に苦慮している。

## 3 排出源特定のための調査等や費用の助成

PFOS及びPFOAに関する対応の手引きでは、PFOS及びPFOAによる汚染が確認された場合における排出源特定のための調査手法や濃度低減のために必要な措置について、具体的な方法が示されていない。また、汚染範囲や発生源を特定するための調査や対策に係る財政的な負担が大きい。

水道水における浄水過程での除去方法については、水道事業者等による対策事例集が示されているものの、コスト面や各施設の状況に見合った効果的な方法については、今後も知見の集約が必要である。

PFOS及びPFOAを含む使用済活性炭の取扱いについては、目標値を超過した原水を処理した粒状活性炭を対象として、令和7年3月に再生や廃棄等の留意事項が示された。しかし、目標値以下の原水を処理した場合でも活性炭中の濃度が高くなることもあり、再生処理業者がリスク回避のため濃度測定を求めたり、受入れに難色を示したりする事例がある。また、粉末活性炭については取扱いが示されていない。このため、国による適切な取扱い方法の確立と周知が必要である。

4 土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策の検討

土壌の環境基準などの評価指標がなく、測定方法も確立されていないため、土壌汚染の状況を適正に評価できない。土壌の汚染状況を評価できないため、工事などにより搬出された土壌による汚染の拡散が懸念される。また、土壌中の PFOS 及び PFOA については、その特性を踏まえた浄化等の対策が必要となると考えられるが、どのような手法が適切であるか不明である。

現在、国は、土壌中の PFOS 及び PFOA の暫定測定方法を示しているが、限られた試料数・土質の土壌を用いて精度の検証が行われただけであり、汎用性の高い測定方法は確立されていない。

5 汚染が確認された場合における調査・対策の仕組みの構築

現在、PFOS 及び PFOA は製造、輸入が禁止されている物質である。PFOS 及び PFOA を含有する製品の過去の製造状況や現在の使用・保管状況については不明であり、排出源を特定するためには、周辺の事業場の設置者等への聞き取り及び現地調査が必要不可欠である。

しかしながら、地方公共団体による排出源特定のための立入調査への協力や、排出源が特定された場合における事業場の設置者等による対策の実施は任意となり、法的な義務はなく、調査や対策が進まないおそれがある。

千葉県担当部局	環境生活部、総合企画部、健康福祉部、農林水産部、企業局
提案・要望の位置づけ	危機管理体制の構築と安全の確保 2 暮らしの安全・安心の確保 (1)

## 匿名・流動型犯罪グループ等の特殊かつ広域的な犯罪への対策強化

[ 提案・要望先：警察庁 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 トクリュウの壊滅に向けて、県警等における捜査で必要となる組織の実態解明や被疑者追跡に係る機器の拡充を図ること。また、県警等で捜査の分析データなどを共有できるシステムを構築した上で配備すること。
- 2 技術の進歩に応じた捜査や業務を遂行するために必要な機器、システムなど、全国的に配備すべきものなどは、国において一括調達すること。

### 【背景や直面する課題等】

近年、匿名・流動型犯罪グループ（以下「トクリュウ」という。）による特殊詐欺や侵入窃盗、自動車盗等の組織的な犯罪が増加していることに加え、その犯行手段の匿名化・巧妙化が進んでおり、上位被疑者の追及や犯罪組織の実態解明が困難になっている。

#### 1 トクリュウの壊滅に向けた資機材の整備

トクリュウによる犯罪は広域で発生しており、その犯行手段として、実行犯の募集や犯行に匿名性の高い通信手段を用いるほか、マネーローンダリングに暗号資産を悪用するなど、情報通信技術等の進化に合わせて日々巧妙化している。また、活動拠点を海外に置く組織の上位被疑者の追及や犯罪組織の実態解明を進めることが非常に困難である。

そのため、各都道府県警（以下「県警等」という。）における捜査資機材の整備・拡充及び情報共有が不可欠であり、具体的には、携帯電話（スマートフォン）の解析や暗号資産化された被害金を追跡するといった高度な機能を持つツールや、昼夜を問わず、被疑者の顔貌、車両ナンバー等を識別可能とする高感度カメラなどの整備が必要である。加えて、県警等において、大容量サーバを搭載した機材を整備した上で、全国の県警等でトクリュウをはじめとする各種捜査情報や分析データを共有するためのシステムを構築する必要がある。

#### 2 国における捜査機器の一括調達

トクリュウに限らず、犯罪全体の抑止と検挙に向けて、技術の進歩に応じた高度な機器の配備やシステムの強化を迅速に進めなくてはならないが、県警等が単独に必要な機器等を調達することは限界があり、また、調達する場合も、ほぼ同一の器材や共通のシステムとなることが多いと考えられる。

そのため、県警等の管轄区域を越えて行われる犯罪の増加も踏まえると、捜査に必要な機器やシステムについて、県警等で必要となるものは、国において一括で調達することが、効果的かつ合理的である。

千葉県担当部局	警察本部
提案・要望の位置づけ	危機管理体制の構築と安全の確保 2 暮らしの安全・安心の確保 (2)

## 成田空港内外の一体的発展のための地域づくり

[提案・要望先：国土交通省、総務省、財務省、農林水産省、厚生労働省、法務省、文部科学省、内閣府]

### 【提案・要望事項】

- 1 成田空港周辺地域の振興を図るための予算を確保すること。
  - (1) 空港周辺地域の公共施設やその他の施設を第3滑走路の完成時期等を踏まえ計画的に整備していくため、成田財特法について、国の補助率のかさ上げ額を別枠で確保し必要な予算を確保することで、地元負担の軽減に協力すること。
  - (2) 周辺対策交付金制度について、地元市町の意見も踏まえながら、活用状況等を検証し、必要な見直しを行うことで、より地域の発展に資するものとする。
  - (3) 環境対策・地域共生策等の充実を図るため、財源確保策として、成田国際空港株式会社から国への配当を地域へ還元する仕組みをつくるなど、あらゆる方策を講じること。
- 2 更なる機能強化に合わせた空港周辺地域の環境対策・地域共生策について、平成30年3月に国、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社の四者間で合意した内容を着実に履行すること。
- 3 更なる機能強化に当たっては、適切に地域住民への情報提供を行う等住民の理解と協力を得ながら進められるよう配慮すること。

### 【背景や直面する課題等】

- 1 (1) 成田財特法を活用した地域づくりについて

第3滑走路の新設等を含む空港の機能強化を見据え、令和4年12月に成田財特法に基づく成田国際空港周辺地域整備計画を一部変更し、県及び関係市町等は、道路や下水道等を含めた周辺の地域づくりを進めているところである。こうした事業を計画的に進めるためには、成田財特法による財政上の特例措置を活用することが有効であることから、国の補助率のかさ上げ額を通常の補助額とは別枠とし、適切に予算を確保することが必要である。
- 1 (2) 周辺対策交付金について
  - 平成30年3月の空港の更なる機能強化策の実施についての四者合意に際し締結された「成田国際空港の更なる機能強化に関する確認書」に基づき、滑走路の増設等とともに必要な環境対策等（騒音区域等の設定、騒音対策等、周辺対策交付金、航空機落下物対策、地域振興）が実施されることになった。

令和2年度より、年間発着容量50万回に基づき算定された交付金の引き上げや、用途の柔軟化に対応した新制度による交付が開始されている。同交付金は、空港周辺地域の発展に必要不可欠であるが、**特別交付金については、事業終了後に交付決定がなされるうえ、申請額に対して満額の交付措置が必ずしもなされるわけではないなど課題もある**ため、引き続き、空港周辺市町の意見を踏まえながら、交付金のあり方を検討することが求められる。

1 (3) 環境対策・地域共生策等の充実を図るための財源確保策について

環境対策・地域共生策等の充実を図るためには、周辺対策交付金のほか、成田国際空港株式会社からの国への配当を原資にするといった、地域へ還元する仕組みを設けるなど、今後の財源確保に向けた取組が求められる。

2 空港周辺地域の環境対策・地域共生策について

空港の更なる機能強化は、我が国の国際競争力の強化に向け、国がその必要性を表明した事業であるが、**航空機騒音をはじめとする様々な影響を受ける空港周辺地域の住民の理解と協力によってはじめて成し遂げられるものである**ため、四者間での合意に基づき、国の責任において、環境対策等に確実に対応する必要がある。

3 地域住民への情報提供について

四者で合意したといえども、引き続き**住民の理解と協力が欠かせない**ことから、**年間発着容量50万回の運用の詳細について、当該運用開始前のできるだけ早い時期に住民に対して、十分な説明や情報提供などを遺漏なく適切に行う**必要がある。

千葉県担当部局	総合企画部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 1 成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成と地域づくり (1)

## 成田空港の国際線ネットワークの強化と空港を核とした国際的な産業拠点形成【再掲】

[提案・要望先：内閣府、国土交通省、農林水産省、経済産業省]

### 【提案・要望事項】

- 1 我が国の空の表玄関である成田空港が、我が国の産業競争力の強化に向けて海外需要を積極的に取り込む観点から、グローバルハブ空港としての役割をより一層発揮できるよう、成田空港の国際線ネットワークの充実・強化に取り組むこと。
- 2 我が国の産業競争力の強化に向けて、滑走路の新增設等の「第2の開港プロジェクト」が進む成田空港とその周辺地域を戦略的に活用する観点から、以下について、取組を進めること。
  - (1) 成田空港周辺の航空機産業の集積に向けた取組  
成田空港周辺への航空機産業の集積に向けた取組を「戦略産業クラスター計画」に位置付けた上で、その集積に向けた取組を強力に支援すること。  
また、拡大する航空機の整備需要を国内に取り込むため、航空機大型エンジン試運転施設の導入に関する予算の活用等により民間事業者の一層の関与を促し、航空機整備産業の集積に向けた取組を加速すること。
  - (2) 産業集積に向けた都市再生緊急整備地域の指定  
成田空港周辺地域の重要性を踏まえ、本地域における都市再生緊急整備地域の指定に向けて、県は関係機関と連携して積極的に検討を進めていくことから、国も一体となって検討を加速すること。
  - (3) 成田空港を核とした農林水産物の輸出拠点化への支援  
出荷体制の効率化等による輸出産地の形成や全国の産地から成田市場・成田空港へと直結する戦略的な輸出物流ネットワークの構築を支援すること。

### 【背景や直面する課題等】

(省略)[最重点1参照]

千葉県担当部局	総合企画部、県土整備部、農林水産部
提案・要望の位置づけ	最重点1 千葉県経済の確立と社会資本の整備 1 成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成と地域づくり (2)【再掲】

# 成田空港「第2の開港」を支える空港アクセス強化の早期実現【再掲】

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

## 【提案・要望事項】

### 1 都心との鉄道アクセスの充実

将来の空港需要の拡大に対応した発着回数 50 万回化に向けて、第3滑走路の整備等が進められている成田国際空港が、グローバルハブ空港としての役割をより一層発揮できるよう、国が主導して、空港周辺の単線区間の複線化や成田スカイアクセス線の新線整備、都心への直結線など、更なる輸送力増強及び速達性等のアクセス利便性向上に向けた取組を推進すること。

### 2 成田と都心・羽田の連結強化につながる新たな道路ネットワーク形成

都心と成田空港を直結する北千葉道路、渋滞が顕著な京葉道路を補完する新湾岸道路について、地域と意識を共有しながら、スピード感を持ち、有料道路事業を活用し、計画的・安定的に予算・財源を確保するなど、最優先でネットワーク形成を図ること。

#### (1) 北千葉道路の整備促進

北千葉道路の事業化済み区間の早期整備を図るとともに、残る未事業化区間である市川市から船橋市間について、国による早期事業化を図ること。

都心と成田空港を直結する北千葉道路は、高いサービスレベルが求められることから、国道 16 号以东についても信号なく直結する規格の高い道路として計画見直しを図るとともに、国道 464 号全線の直轄編入を図ること。

#### (2) 新湾岸道路の整備促進

新湾岸道路については、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部において、多車線の自動車専用道路として、早期に計画の具体化を図ること。

沿線市と連携し、地域の理解が深まるよう、地元調整など積極的に役割を果たしていくので、有識者委員会における助言等を踏まえ、早期に概略ルートや構造の検討を進めること。

千葉県と東京都を結ぶ区間についても検討を進め、計画の具体化を図ること。

### 3 有料道路事業を活用した整備加速

令和8年度の圏央道(大栄～横芝)の開通等により、複数経路が選択できるネットワークが形成される中、京葉道路などの料金水準の整理・統一を進めることにより、経路にかかわらず円滑なアクセスを確保することの重要性が示されたが、その実施に当たっては、急激な負担増に留意し、段階的な移行を図るとともに、その収入を含めた有料道路事業を活用することにより、北千葉道路や新湾岸道路などの新たなネットワークの整備促進を図ること。

### 4 圏央道・アクアライン軸の強化

- (1) 成田空港と羽田空港を結ぶ新たな軸となる圏央道・アクアライン軸を強化するため、渋滞状況を監視し、圏央道の4車線化やアクアラインの6車線化など、機能強化に向けた検討を進めること。
- (2) 成田空港周辺での実装に向けて実験中の自動物流道路については、航空貨物の保税輸送が著しい成田・羽田間においても実現できるよう、圏央道の4車線化やアクアラインの6車線化と併せて検討を進めること。

### 5 高規格道路アクセスの改善

- (1) シームレスなサービスレベルを確保し、北千葉道路や新湾岸道路といった高規格道路ネットワークの効果を沿線地域に広げ、千葉港等の拠点アクセスの円滑化や高規格道路のインターチェンジ周辺一般道路における渋滞ボトルネックの解消が図られるよう、国において必要な支援を行うこと。
- (2) 渋滞の著しい、国道14号、県道船橋我孫子線、県道船橋行徳線などの対策を講じるため、早期に補助事業等として採択するとともに、県道船橋行徳線と接続する原木インターチェンジ周辺の交通環境の改善に向けた抜本的な対策についても、国や高速道路会社において支援を行うこと。
- (3) 国道296号、県道成田松尾線、都市計画道路美浜長作町線、都市計画道路東習志野実朶線などインターチェンジへのアクセス道路の整備に必要な予算の確保を図ること。

### 6 道路規格にあったパフォーマンスの実現

京葉道路などの高規格道路の規制速度について、道路規格にあったパフォーマンスを実現するため、関係者間で取組を加速すること。

【背景や直面する課題等】

(省略)[最重点2参照]

千葉県担当部局	県土整備部、総合企画部
提案・要望の 位置づけ	最重点2 千葉県経済の確立と社会資本の整備 1 成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成と地域 づくり (3)【再掲】

# 京葉臨海コンビナートの国際競争力の強化とカーボンニュートラルの両立に向けた支援の拡充

[ 提案・要望先：経済産業省 ]

## 【提案・要望事項】

- 1 カーボンニュートラルに向けて取り組むコンビナート立地企業等に対する技術開発から実証・社会実装までの継続した支援について、今後も引き続き必要かつ十分な支援策を講じること。
- 2 水素・アンモニアの安定調達やコンビナート内での供給について、2030年度より後に開始する事業に対しても、価格差支援及び拠点整備支援と同趣旨の持続的な制度を創設すること。
- 3 CCSの事業化に向け、パイプライン輸送の設備投資等に係る支援制度を創設すること。また、船舶輸送に係る支援についても、同様に方針を明示すること。
- 4 2及び3の制度構築に向けて、企業の予見可能性を高め事業化や投資を促すため、早期にその検討状況等について明示しながら進めること。

## 【背景や直面する課題等】

### 1 技術開発から実証・社会実装までの継続した支援

国は、2020年10月の「2050年カーボンニュートラル」宣言を踏まえて、2021年10月に第6次エネルギー基本計画（以下「6次計画」という。）を閣議決定し、カーボンニュートラルに向けた水素・アンモニア（以下「水素等」という。）の利活用を掲げ、2030年度における水素等による発電の電源構成1%を目指すことや、水素等の供給コストや供給量の目標を示した。これらの目標は、2025年2月に閣議決定した第7次エネルギー基本計画においても維持されている。

また、2021年3月には、グリーンイノベーション（以下「GI」という。）基金事業を創設し、企業等に対する技術開発から実証・社会実装まで継続して支援を実施しており、京葉臨海コンビナートの立地企業においても、当該支援を活用した各種技術開発が進められているが、プロジェクトの実施期限は原則として2030年度末とされている。

さらに、2024年5月には、水素社会推進法を成立させ、2030年度までの水素等の供給に当たり既存燃料との価格差支援や拠点整備支援（以下「価格差支援等」という。）が制度化された。

### 2 価格差支援等と同趣旨の持続的な支援制度の創設

現状の水素等の供給コストは、2030年度の目標（30円/N<sup>3</sup>）と比較して

大幅に高い水準にあり、水素等の利活用には国の支援が前提となるが、価格差支援等の制度は2030年度までに供給を開始するプロジェクトのみが対象であり、その後を開始するプロジェクトは対象とされていない状況である。

本県の京葉臨海コンビナートは、日本最大級のコンビナートであり、多業種、かつ同業種の競合する企業が集積しているという特色を有しているため、丁寧な協議・調整が必要である。そのため、最終的な合意形成までに多くの時間を要する状況にあり、事業が本格化する2030年度より後に開始する事業についても、既存の支援と同趣旨の支援が必要な状況にある。

### 3 CCSの事業化に向けた支援制度の創設

水素等の利活用に加え、温室効果ガス削減目標を達成する他の方法として、CO<sub>2</sub>を回収して地下に貯留するCCSがあり、脱炭素化が困難な産業において有効である。

そのため、国は、CO<sub>2</sub>貯留に有望な地域での試掘等への支援を行う先進的CCS事業について、パイプライン及び船舶での輸送を行う案件として本県の案件も含めて選定した。そして、試掘に必要な手続きとして、CCS事業法に基づく特定区域に九十九里沖を指定し、地元の理解を前提として検討を進めている。しかし、CCSの事業化における支援については、パイプラインでの輸送案件において、支援の方針が2025年7月に示されたものの、具体的な支援制度の創設には至っておらず、また、船舶での輸送案件においては、支援の方針も示されていない状況にあり、早期の制度創設が必要である。

### 4 総括

カーボンニュートラルの実現に必要な技術開発は、GI基金事業等により進展しているが、今後も必要かつ十分な支援が必要であり、さらに、最終フェーズである「技術の社会実装」に向けては、水素等の調達コストの増大等への懸念、インフラ整備等に多額の費用を要することなど、事業実施の不確実性から、企業側の投資決定が円滑に行えない状況にある。企業に投資を促し、京葉臨海コンビナート立地企業の国際競争力の強化とカーボンニュートラルの両立のためには、支援制度を早期に明示し、企業の予見可能性を高め、今後の取組を着実に推進させることが極めて重要である。

千葉県担当部局	商工労働部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 2 経済の活性化とさらなる飛躍 (1)

## 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

[ 提案・要望先：経済産業省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 政府が目指す「強い経済」の実現に向けて、企業の生産性向上や適切な価格転嫁等の支援を切れ目なく実施すること。また人手不足や原材料価格の高騰の影響などにより、一部の中小企業では依然として厳しい状況にあることを踏まえ、人手不足への対応や原材料価格の安定等、今後とも事業者への支援策を講じること。
- 2 中小企業が、生産性向上に資するデジタル技術の導入や革新的サービス開発に向けた設備投資などに取り組むための支援策を継続するとともに、予算規模を拡充すること。
- 3 中小企業がデジタルトランスフォーメーション（DX）を着実に進められるよう、企業が抱える多様な課題に対応できる高度なIT専門家等の人材育成を進めること。
- 4 中小企業等の経営者の高齢化による廃業やそれに伴う雇用の消失は、地域経済における重要な課題であることから、事業承継支援の取組をさらに強化するため、国の事業承継・引継ぎ支援センターにおけるエリアコーディネーターや相談員を増員し、伴走支援体制を拡充・強化すること。

### 【背景や直面する課題等】

#### 1 企業の生産性向上や価格転嫁などの支援

国民1人当たりの実質賃金の伸びは、過去30年近く他の先進国に比べ低水準で推移している。2026年春闘では、従業員300人未満の企業における賃上げ率が、5.00%を記録（第3回集計（4月3日公表）時点。大企業含めた全体は5.09%）したものの、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る状況には至っていない。

景気はゆるやかな回復傾向にあるが、未だ原材料・エネルギー価格の高騰や人材不足などの課題に直面しており、国においては、「強い経済を実現する総合経済対策」を令和7年11月に閣議決定し、中小企業の賃上げ環境の整備や、価格転嫁の徹底と取引適正化への経済対策に取り組んでいる。

経済対策の効果は一朝一夕で実感できるものではないため、各種支援を切れ目なく継続することが重要である。

また、原材料価格の高騰の影響などにより、中小をはじめとした県内の企業・事業者は大きな影響を受けていることから、本県では、適切な価格転嫁の推進や生産性向上等の実現に必要な設備投資への助成を行っている。

エネルギー価格の高騰を抑制する取組やコスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境の整備など、国としても、経営に影響を受けている中小企業等への支援策を引き続き講じる必要がある。

## 2 生産性向上に向けた支援策の継続について

中小企業は、本県経済の重要な担い手として、地域経済と雇用を支える存在である。しかし、昨今の物価高騰や人手不足の深刻化等により、厳しい経営環境に置かれており、地域経済を支える中小企業等への事業の継続に向けた支援が必要となっている。

そのため、中小企業が生産性向上の取組を進めるためには、国の「デジタル化・AI導入補助金」や「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」の存在が非常に重要であることから、国において、今後も切れ目なく支援を講ずるとともに、より多くの中小企業等が支援を受けられるよう予算の増額が必要である。

## 3 DXの推進に向けた支援について

物価高騰や人手不足の深刻化等へ対処するため、中小企業において生産性の向上、業務の効率化、経営基盤の強化に向けたDXの推進が重要であるが、デジタル化未着手の中小企業が多く存在している。

そこで本県では、デジタル技術導入の初期段階にある企業に分かりやすく導入事例を伝えるセミナーや、専門家による相談対応、ITベンダーとのマッチングに向けた伴走支援などに取り組んでいる。

しかし、中小企業に対する幅広かつ中長期的な支援をきめ細やかに行っていくには、高度な専門知識を備え、企業の課題に対して的確な助言を行うことができるIT人材等が不可欠であるが、我が国全体でそのような人材は不足している。本県においても、現時点では一定の人材を確保しているものの、今後の支援ニーズの拡大を踏まえると中長期的には人材確保が困難となり、十分な支援体制の維持に支障を来すことが懸念される。

このため、国において、中小企業のDXの取組を支援する専門人材の育成について、強力に進めていただきたい。

## 4 事業承継支援の取組の強化

中小企業等の経営者の高齢化が進む中、本県では地域一体となって専門家による経営者の直接訪問などのプッシュ型支援に取り組んだ結果、経営者の意識は改善傾向にあり、県内企業の後継者不在率が5割を下回る

などの結果に結び付いている。今後は後継者への円滑な事業承継に向けたサポートが重要である。

このサポートに関する相談件数が本県では増加傾向にあり、事業承継・引継ぎ支援センターの業務量も増加しているが、それに見合った国の予算措置や人員配置が遅れている状況である。

このため、本県の負担によりエリアコーディネーターを増員して対応しているところであるが、伴走支援体制の充実強化に向けて、国においても必要な人員配置の見直しを図っていただきたい。

千葉県担当部局	商工労働部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 2 経済の活性化とさらなる飛躍 (2)

## 国際観光旅客税を活用した観光振興

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

国際観光旅客税による税収の一定割合について、地域の実情に応じ、地方自治体にとって自由度が高く創意工夫を生かせる交付金等により地方に配分すること。

### 【背景や直面する課題等】

国際観光旅客税は観光基盤の拡充・強化を図ることを目的とした税であり、令和3年12月に閣議決定された「国際観光旅客税の使途に関する基本方針について」では、「地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上」等に充当することとされている。

国は、2030年までに訪日外国人旅行者数6,000万人の目標を掲げているところ、2025年は4,268万人で、過去最高であった2024年を大幅に上回り、年間過去最高を更新した。

さらに、本県に位置し、日本の玄関口である成田空港では、現在、3本目の滑走路の新設など「成田空港第2の開港プロジェクト」が進められており、今後、訪日外国人旅行者数は更なる増加が見込まれる。

しかしながら、本県観光の現状については、成田空港の国際線を利用する外国人旅客数が2025年は2,390万人と過去最高を更新した一方、2023年の国土交通省の調査によると、成田空港から入国した訪日外国人の第一訪問先が、東京都は80%、本県は6%となるなど、その来訪を千葉県内での宿泊や滞在に十分つなげられていない状況にある。

本県には、近年、絶景スポットとしてSNSを通じて外国人観光客の関心を集めている鋸山の地獄のぞきや、寺社仏閣や昔ながらの町並みが残る成田や佐原、サムライゆかりの歴史や武家文化を感じられる佐倉など、まだ広く知られているわけではないが、外国人にとって魅力的な観光スポットが数多くある。

- また、県では、昨年からは、本県の豊かな自然や歴史文化、海の魅力などを生かした観光地づくりを進めるとともに、渓谷の自然と一体となったデジタルアートなど新たな観光コンテンツの開発やインバウンド向け周遊バスのモデル事業など観光客の利便性向上に取り組み始めたところである。

現状では、国際観光旅客税の配分については、国の事業のみに充当され、また、国の観光振興施策の方向性としては、地方部への誘客が中心とされている。

例えば、第5次観光立国推進基本計画では、「観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」として「地方誘客の推進による需要分散」を掲げており、令和8年度予算における国際観光旅客税の使途も総額1,300億円のうち、約800億円を「地方誘客の推進による特定の都市・地域への集中是正と分散の推進」を目的とした施策に配分するなど、地方誘客に比重を置いているように見受けられる。

については、国において、税の配分に当たっては、単に三大都市圏と地方部とで区別するのではなく、地域の実情に応じて検討いただくとともに、税収の一定割合を地方自治体にとって自由度が高く創意工夫を生かせる交付金等により配分することを求める。

千葉県担当部局	商工労働部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 2 経済の活性化と更なる飛躍 (3)

## 稼げる農林水産業の実現と地域の活性化

[ 提案・要望先：農林水産省、林野庁、水産庁 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 稼げる農林水産業の実現に向け、力強い産地を育成するため、規模拡大や生産性向上に資する農業・漁業用施設の導入、新規共同利用施設の設置等について、引き続き必要な予算を確保すること。
- 2 農林水産業を担う多様な担い手の確保・育成に向け、引き続き十分な予算を確保するとともに、国による支援の強化や要件緩和を図ること。
- 3 水田政策を始めとする農林水産政策の見直しに当たっては、中長期的視点に立ちつつ、地域の実情を踏まえた制度設計とするとともに、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けて必要な予算を確保すること。

### 【背景や直面する課題等】

本県の農林水産業の持続的な発展と稼げる農林水産業を実現するためには、生産力の強化、次世代を担う人材の確保・育成が急務である。

特に、中山間地域での営農や多面的機能を有する米の生産においては、持続的に地域を支える仕組みづくりが求められる。

#### 1 稼げる農林水産業の実現に向けた予算確保について

国では食料・農業・農村基本計画を策定し、**初動5年間で農業の構造改革を集中的に推進**することとしている。

現在、老朽化した共同利用施設の再編・集約や合理化に対する充実した措置がされているが、新たに参入する大規模法人や、意欲的な農業者の施設・機械等の導入に対する支援や、新規の共同利用施設の設置への支援も、稼げる農業を実現するための力強い産地の形成には不可欠である。

また、平均海面水温が上昇するなど海洋環境が大きく変化する中、競争力強化を図るため、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁船や漁業用機器等の導入は不可欠である。

そのため、生産・流通体制の強化につながる既存のハード事業についても、引き続き国による支援が必要である。

#### 2 新たな担い手の確保・育成について

本県農業においては、2025年農林業センサスの**基幹的農業従事者が37,178人と、2020年農林業センサスの50,328人と比べて26%減少している**など、様々な施策を講じているにもかかわらず、農業の担い手の減少に歯止めがかかっていない。

特に、**中山間地域**においては、平坦地域に比べて**条件の悪い農地が多く、**

農業の担い手が不足する傾向にあることから、国の「新規就農者育成総合対策」において、50歳以上についても「経営開始資金」の対象とするなど、国による支援の強化や要件緩和が必要である。

林業においては、2025年農林業センサスの林業経営体数が132者と、2020年農林業センサスの199者と比べて34%減少している。依然として人力作業への依存度が高く重労働であることなどから、林業事業体の求人への応募者数が伸び悩む状況が続いており、「緑の雇用」担い手確保支援事業の拡充を図るなど、林業の担い手の確保・育成を図る必要がある。

漁業においては、令和5年の漁業就業者数が2,672人と、平成30年の3,678人と比べて27%減少している。また、65歳以上の割合が43%と高齢化が顕著となっており、今後も担い手の減少が見込まれる中、漁業生産規模や漁村社会を維持していくためには、担い手の確保・育成が喫緊の課題となっている。

国では、漁業・漁村を支える担い手を確保・育成するため、漁業現場での長期研修等を通じた就業・定着支援を実施しているが、長期研修において独立自営を目指す新規就業者に対する給付金は、東日本大震災の被災地（本県の一部地域を含む）を除き、漁家子弟（3親等以内）は対象外となっているため、本県全域を対象区域とするよう要件の緩和を図るとともに、引き続き、十分な予算を確保する必要がある。

### 3 持続可能な農林水産業の実現に向けた施策の充実・強化について

#### (1) 地域の実情を踏まえた農林水産政策の実施について

本県は、温暖な気候と首都圏に位置する恵まれた立地条件や農林漁業者の高い技術に支えられた全国屈指の農林水産県であるが、一次産業従事者の減少や高齢化を要因とする生産力の低下に直面している。

国においては、持続可能で強固な食料供給基盤が確立できるよう、担い手の確保・育成や国内農林水産物の生産増大などに取り組んでいるところだが、農林水産政策の検討・見直しに当たっては、地域の実情や課題を十分に踏まえた実態に即した対応が求められる。

#### (2) 米の安定生産について

湿田が多い本県では、国の助成金を活用しながら稲作農家の経営安定を図るとともに、主食用米から飼料用米への転換を強く推進してきたところであり、地域の畜産農家と結びついた飼料用米の生産が行われるなど、耕畜連携の取組も広がってきた。

国が予定する水田政策の抜本的な見直しに対して、生産現場からは米価

や米の需給への影響について、畜産農家からは飼料用米の確保について不安の声があがっている。

- 新たな制度においても、地域の実情を踏まえるとともに、意欲ある農業者が将来にわたり安心して営農に取り組むことができるものとする必要がある。

(3) 多面的機能支払交付金について

草刈りや水路の泥上げなどの地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金は、令和7年度は県内45市町村、548組織で活用されており、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮する上で欠かせない。

しかし、同交付金のうち、農業用排水路や農道などの施設の長寿命化のための補修や更新の活動を支援する資源向上支払交付金(施設の長寿命化)については、県からの当初要望額に対する交付金の充足率が、令和6年度は71%、令和7年度は83%であり、十分な支援が受けられない状況が続いている。

施設の補修や更新の活動が実施できない場合、施設の老朽化が進み、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に支障が生じるおそれがあることから、地域の要望に対応する十分な予算の確保が必要である。

千葉県担当部局	農林水産部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 3 稼げる農林水産業の推進 (1)

## 高病原性鳥インフルエンザに対する防疫体制の強化

[ 提案・要望先：農林水産省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫制度等の見直し
  - (1) 開放鶏舎だけでなく、最新の設備・技術を導入したウインドウレス鶏舎においても鳥インフルエンザが発生している状況にあることから、引き続き、発生の原因と感染経路の究明を国主導で行うこと。
  - (2) 分割管理の推進に加え、疫学調査の強化や有効なワクチン開発などにより、殺処分羽数の縮減に向けた取組を進めること。
  - (3) 焼却のための医療用密閉容器の備蓄場所や焼却可能施設を県単位で確保するには限界があることから、国において広域的な防疫体制を整備すること。
  - (4) 大規模・長期化する防疫措置に対応するため、今後とも国において、広域で活動できる民間事業者の育成や新規参入の促進などに取り組むこと。
- 2 高病原性鳥インフルエンザの発生に対応した支援の拡充
  - (1) 本病は近年特に発生頻度が高く、本県の業務に支障が生じる可能性があることから、家畜の所有者自らが、家畜防疫員の指示に従い防疫措置を講じる場合は、国の財政支援を拡充し所有者の費用負担割合を引き下げること。
  - (2) 制限区域内に所在し新たな鶏を入荷出来ない養鶏事業者や、発生農場の経営再開まで当該農場との取引を停止せざるを得ない食鳥処理業者や育雛場などの関連事業者に対し、経営継続に向けた財政支援の充実を図ること。
  - (3) 都道府県による防疫対応に要した費用については、県の要望額を確実に措置できるよう十分な予算を確保すること。

### 【背景や直面する課題等】

- 1 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫制度等の見直し

本県では、最新の設備・技術を導入したウインドウレス鶏舎を採用し、日頃から従業員により衛生対策が徹底されている農場でも、本病が発生しており、根本的な対策を講じるため、その原因と感染経路の速やかな解明が不可欠である。

殺処分範囲の限局化に向けて分割管理を推進しているが、施設整備等多額の費用を要する場合があることから、全ての農場で導入することは容易ではない。また、世界的に導入が進む鳥インフルエンザワクチンに

についても一層の推進が必要である。従来、発生時に一度、農場及び周辺環境で実施する疫学調査について、処分中も経時的に行い、農場内のウイルス動態が解明されれば、殺処分範囲の限局化につながることも可能と考える。

本県では、焼却も併用しているため、発生時に処分羽数に応じた医療用密閉容器が必要だが、現在、当該容器は受注生産となっており、緊急時には入手できないため、備蓄する必要があるが、連続発生に備えた十分な容器の保管場所の確保に苦慮している。

焼却施設については、県内で対応可能な民間・公営施設をフル活用していることから、全国トップクラスの処理能力であるが、令和6年の大規模農場の連続発生時には不足したことから、更なる体制強化も考慮する必要がある。

過去の大規模養鶏場の連続発生時には、県職員の他、民間事業者も最大限動員して対応したが、業務に支障が出る事態に陥った。毎年のように本病などの重大な家畜伝染病が発生する中では、民間事業者の育成や確保が必要である。県単独での実現は困難だが、国主導で取り組むことにより、全国どこで発生しても速やかに対応できる体制の整備が可能と考える。

## 2 高病原性鳥インフルエンザの発生に対応した支援の拡充

家畜伝染病予防法においては、家畜の殺処分など防疫措置の責務は第一義的に畜主が負うこととなっているが、実際は都道府県がほぼ全ての防疫措置を行い、費用も負担しているのが現状であり、業務に支障が生じる可能性がある。県が実施した場合、必要経費の畜主負担は生じないが、畜主が自ら実施した場合は、経費の1/2は畜主の負担となるため、法の趣旨に則り畜主に防疫措置を行わせるためには、畜主負担の引き下げなどが必要であると考える。

本病が一度発生すると、発生農家のみならず、関連する様々な事業者に影響を及ぼすが、法に基づく補償の対象となるのは一部であり、制限期間内に雛を導入できなかった発生農場周辺の農場や、受け入れ量が減少した食鳥処理業者などは補償対象とならないため、事業を継続するための支援が必要である。

なお、食鳥処理業者については、令和7年7月に国産畜産物安心確保等支援事業の要綱が一部改正され、鳥インフルエンザ発生時の支援が拡充されている。

本病発生時に県に交付される国庫負担金のうち、消費安全対策交付金については、令和7年10月に、予算を超過した場合に満額支給ができない場合がある旨の通知が発出されたが、実態として都道府県がほぼ全ての

防疫措置を行っていることから、防疫作業に要した費用を確実に交付できるように十分に予算を確保する必要がある。

千葉県担当部局	農林水産部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 3 稼げる農林水産業の推進 (2)

## 漁業における海洋環境の変化への対策強化

[提案・要望先：農林水産省（水産庁）、国土交通省（港湾局）]

### 【提案・要望事項】

- 1 魚介類の分布変化や藻場の減少が進む中、漁業経営を安定させるため、国は、水産資源の調査の充実や評価の精度向上、藻場の保全対策の強化に取り組むこと。
- 2 資源状況と漁獲枠の乖離によりTAC管理の運用に課題が生じているため、漁業者の意見も反映した柔軟な資源管理制度の運用を検討すること。また、クロマグロについては、漁獲枠遵守に伴う漁業者負担への支援の強化を図ること。
- 3 東京湾の環境改善や漁業被害軽減対策の研究・実施に取り組むことにより「豊かな東京湾」を実現すること。

### 【背景や直面する課題等】

- 1 水産資源の調査の充実と評価の精度向上などについて  
海水温上昇などの海洋環境の変化により、本県沿岸域では、サバ類の不漁など漁業生産に影響が出ている。漁業経営を安定させるためには、資源調査の充実や評価精度の向上を図り、正確な漁海況情報を漁業関係者へ提供する必要がある。
  - また、アワビやイセエビが生息する藻場の消失が拡大しているが、漁業者だけの対応には限界があるため、ブルーカーボンに関心のある民間企業等の参画を促し、対策を強化する必要がある。
- 2 漁業者の意見も反映した柔軟な資源管理制度の運用の検討について  
TAC（漁獲可能量）管理では、魚種ごとに資源量を算出した上で、過去の一定期間の漁獲実績等をもとに漁獲枠を設定しているが、海洋環境の大きな変化により、スルメイカやマイワシで資源状況と漁獲枠が乖離し、管理に支障が生じている。これを防ぐためには資源評価の精度向上と漁業者の意見を反映した資源管理制度の柔軟な運用が必要であるほか、漁業者の自主的資源管理により資源が維持されているキンメダイへのTAC管理の導入にあたっては、漁業者の理解を十分に得る必要がある。
  - また、クロマグロ資源は回復傾向にあるが、漁獲枠遵守のための休漁や定置網に入ったマグロの放流作業が漁業者の大きな負担となっていることから、国は十分な支援を行う必要がある。

3 東京湾における環境改善や漁業被害軽減対策について

東京湾では春から秋にかけて貧酸素水塊の形成や青潮の発生が常態化・長期化し、貝類などの漁業に深刻な影響を及ぼしている。また、一部海域では栄養塩不足によるのりの色落ちやアサリ稚貝の生育不良が生じている。

- 東京湾の漁業を守るため、国は関係機関と連携し、海域環境の改善や漁業被害軽減に向けた技術開発を一層進め、実効性のある対策を講じることが重要である。

千葉県担当部局	農林水産部水産局
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 3 稼げる農林水産業の推進 (3)

## 首都圏中央連絡自動車道の建設推進

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の4車線化未事業化区間については、圏央道の県内区間の全線開通や成田空港「第2の開港」プロジェクトなどによる交通需要の増加に対応するため、早期事業化を図ること。また、事業化されている横芝・東金間の4車線化については、一日も早く完成するよう、着実に事業を進めること。
- 2 かずさインターチェンジ（仮称）については、かずさアカデミアパークへのアクセス強化などのためにも、早期整備を図ること。
- 3 山武パーキングエリア（仮称）については、早期供用を図ること。
- 4 成田空港周辺インターチェンジ（仮称）や銚子連絡道路、長生グリーンラインなどのインターチェンジへのアクセス道路の整備に必要な予算を確保すること。

### 【背景や直面する課題等】

圏央道は、東京湾アクアラインと一体となって首都圏の各都市と成田空港などの拠点間を環状につなぎ、国際競争力の強化や国土強靱化を図るとともに、地方創生と地域経済の活性化を実現していく上で、大変重要な道路である。

圏央道は、全延長約 300 kmのうち約 9 割が開通しており、県内の観光入込客数の増加や、物流施設等の立地の進展など、経済に好循環をもたらすストック効果が表れている。本県の状況としては、県内区間約 95 kmのうち、約 8 割にあたる約 76 kmが開通しており、残る大栄から横芝間については、令和 8 年度の開通を目指し、うち、大栄から多古間については、先行して秋頃の開通に向けて、圏央成田インターチェンジや多古インターチェンジなど、全線にわたり工事が展開されており、県内全線開通への期待がますます高まっているところである。

県境から大栄間においても令和 8 年度の供用に向けて 4 車線化が進められており、神崎パーキングエリア（仮称）も本線の供用に合わせ工事が進められているところである。

また、成田空港へのアクセス強化や空港周辺地域の活性化を目的とした、成田空港周辺インターチェンジ（仮称）については、地域活性化インターチェンジとして、令和 8 年 4 月に国より圏央道への連結が許可され、新規事業化されたところである。

1 4車線化の早期事業化と早期整備について

県内区間の大部分は暫定2車線となっており、ネットワークの機能拡充による生産性の向上等に加えて、安全で円滑な交通の確保や防災力の向上を図るために、早期4車線化が必要であり、未事業化区間については、令和元年9月に国が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」において、高速道路の暫定2車線区間の課題の大きい区間を優先整備区間として選定し、4車線化を順次事業化しているが、圏央道についても県内区間の全線開通や「第2の開港」プロジェクトなどによる交通需要の増加に対応するため、早期事業化が必要である。また、事業化されている横芝から東金間は、一日も早く完成させることが必要である。

2 かずさインターチェンジ(仮称)の早期整備について

かずさインターチェンジ(仮称)については、内房地域の中核的な研究施設であり、近年、企業の立地決定や、立地意向の表明が続く、かずさアカデミアパークへのアクセスを強化するとともに、県経済を牽引することが期待される本地域のさらなる発展のためにも、早期整備が必要である。

3 山武パーキングエリア(仮称)の早期供用について

山武パーキングエリア(仮称)については、早期供用を目指し、用地取得に向けた境界確認及び物件調査が実施されている。

圏央道の県内区間が全線開通すると、神崎パーキングエリア(仮称)から高滝湖パーキングエリアまでの約75kmが休憩施設の空白区間となることから、道路利用者の利便性向上やトラックドライバーの確実な休憩・休息機会の確保のためにも、早期整備が必要である。

4 インターチェンジへのアクセス道路等について

令和8年度に新たに補助事業化された、県道成田松尾線の成田空港周辺インターチェンジ(仮称)については、地域活性化インターチェンジとして、成田空港へのアクセス強化や空港周辺地域の活性化を図るとともに、「新しい成田空港」構想における新貨物地区の供用にあわせ、確実に整備していく必要がある。

また、銚子連絡道路や長生グリーンライン、国道356号のバイパス整備などインターチェンジへのアクセス道路については、間近に迫った圏央道の全線開通や4車線化に伴う効果を県内に広く波及させるとともに地域の活性化に大きく寄与することから、確実に整備していく必要がある。

千葉県担当部局	県土整備部
提案・要望の 位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 4 社会資本の充実とまちづくり (1)

## 北千葉道路の早期整備

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 都心と成田空港を直結する北千葉道路について、指定区間に編入された市川・松戸区間の事業が円滑に進むよう県と沿線市が最大限支援していくので、早期整備を図ること。
- 2 市川市から船橋市間の未事業化区間については、沿線市による地籍調査や県による用地の先買いの実施など事業実施環境を整えていくので、直轄調査を早期に取りまとめ、速やかに国による事業化を図ること。
- 3 市川市から船橋市間の整備にあたっては、直轄事業に加え有料道路事業の活用により整備を加速するとともに、国及び県で整備を進める印西市から成田市間についても必要な予算を確保すること。
- 4 北千葉道路は、高いサービスレベルが求められることから、国道 16 号以东についても信号なく直結する規格の高い道路として計画見直しを図るとともに、国道 464 号全線の直轄編入を図ること。

### 【背景や直面する課題等】

国道 464 号北千葉道路は、外環道と接続し、都心と機能強化の進む成田空港を最短で結ぶ、全長約 43 kmの道路であり、これまでに 29.5 kmが供用済み（一部暫定 2 車線含む）である。

国家プロジェクトである成田空港「第 2 の開港」を支えるとともに、都心との連携や空港アクセスの強化を通じて、我が国の国際競争力を高め、千葉県のみならず日本の成長を牽引する極めて重要な道路である。また、周辺道路の渋滞緩和、物流等の効率化、地域活性化に寄与するほか、災害時における緊急輸送ネットワークを強化する上でも不可欠な道路である。

小室インターチェンジ以西の市川市から船橋市間約 15km（うち市川市から鎌ヶ谷市間約 9 km は未整備）については、国、県、高速道路会社で構成する「千葉県道路協議会」において、専用部と一般部の併設構造とし、国の直轄事業と有料事業の合併施行の計画とする方針が確認され、令和 2 年度に一般部 4 車線、専用部 4 車線の道路として都市計画決定された。

このうち権限代行により事業化された市川・松戸区間（一般部 3.5km、専用部 1.9km）は、令和 8 年 4 月 1 日に一般国道の指定区間に編入され、国による直轄事業となったところである。また、東側の成田市押畑から大山間約 3.7km については、県が整備を進めている。

1 市川・松戸区間の早期整備について

市川・松戸区間については、北千葉道路の重要性と必要性が改めて国に評価され、令和8年4月1日に一般国道の指定区間に編入されたところであり、国における着実かつ迅速な事業推進が期待されている。

県では事業が円滑に進むよう、県及び沿線市で構成する用地取得促進プロジェクトチームによる支援や用地取得事務の受託などを通じて、引き続き国に最大限の協力をしている。

2 市川市から船橋市間の未事業化区間の早期事業化について

未事業化となっている市川市大町から国道16号までの市川・船橋間については、令和3年2月に国が示した北千葉道路(市川・松戸)に関する直轄調査結果において「調査中」と位置付けられており、本区間の早期事業化に向けては、直轄調査の速やかなとりまとめが必要である。

市川市から鎌ヶ谷市までの区間については、事業化されている市川・松戸区間に遅れることがないよう、早期の事業化が不可欠であり、続く鎌ヶ谷市から船橋市までの区間(国道16号以西)についても、専用部の機能を早期に発現させることが重要である。

県では沿線市と連携した広報活動や沿線市が行う地籍調査の促進、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先買い制度の活用を通じて、事業実施に向けた環境整備を進めている。

3 有料道路事業を活用した整備加速と必要な予算の確保について

- 北千葉ジャンクションでは、東日本高速道路会社(株)により有料道路事業が導入されているが、早期整備にあたっては、有料道路事業制度を更に活用し、事業を加速していくことが求められている。

印西市から成田市間の13.5kmについては、国と県が協同して整備を進めており、印西市若萩から成田市押畑までの9.8kmが供用済み(一部暫定2車線含む)である。県が整備を進めている成田市押畑から大山間の約3.7kmについては、道路が鉄道と並行・立体交差し、連続した橋梁区間があるなど、事業規模が大きい。

成田空港「第2の開港」の進展に伴い、将来の交通需要の増加が見込まれることから、完成4車線整備を含めた早期完成に向け、必要な予算を確実に確保する必要がある。

4 国道16号以東における計画の見直しと全線の直轄編入について

北千葉道路の国道16号以東については、平面交差などにより速達性・定時性の確保が課題となっている。

また、「新しい成田空港を支える高規格道路ネットワーク構築の基本方針」においても、信号なく直結する規格の高い道路としてサービス水準を向上するため、道路計画の見直しを進めることが示されている。

首都圏の国際競争力を支え、都心との連携や空港アクセスの強化を担う北千葉道路の重要性を鑑み、市川・松戸区間に引き続き、北千葉道路全線を国による管理とすることが重要である。

千葉県担当部局	県土整備部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 4 社会資本の充実とまちづくり (2)

## 新湾岸道路の計画の早期具体化

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 新湾岸道路については、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部において、多車線の自動車専用道路として、早期に計画の具体化を図ること。
- 2 沿線市と連携し、地域の理解が深まるよう、地元調整など積極的に役割を果たしていくので、有識者委員会における助言等を踏まえ、早期に概略ルートや構造の検討を進めること。
- 3 千葉県と東京都を結ぶ区間についても検討を進め、計画の具体化を図ること。

### 【背景や直面する課題等】

東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域は、商業施設や物流施設等が多く、都心方面と千葉県を行き交う人・モノの流れが集中し、慢性的な交通渋滞が発生しており、その解消が喫緊の課題である。

今後も、港湾機能の強化や成田空港の「第2の開港」、物流施設の立地等の開発計画に伴う交通需要の増大が見込まれている状況を踏まえ、湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上、湾岸地域の更なる活性化のため必要な規格の高い、多車線の自動車専用道路として計画の具体化が必要である。

#### 1 新湾岸道路の計画の早期具体化について

新湾岸道路の早期実現については、令和6年7月に知事及び沿線市長が国土交通省に対して、計画の早期具体化を要望している。

#### 2 概略ルートや構造の検討について

新湾岸道路における概略ルート・構造の検討における計画策定プロセスの透明性、客観性、公正性、合理性を担保するため、国により「新湾岸道路有識者委員会」が設立された。令和7年5月に開催された第2回有識者委員会においては、複数の概略ルート案などが示された。

また、国や県、沿線市が連携し、地域や関係機関への情報発信や意見聴取を行う双方向のコミュニケーション活動を実施し、課題の共有と道路計画の必要性、複数案（ルート・構造）や評価項目（案）に対する意見を確認した。

### 3 千葉県と東京都を結ぶ区間について

- 千葉県と東京都を結ぶ区間についても、都県間を往来する広域的な交通が集中していることから、首都圏三環状道路の概成を見据え、広域的な交流・連携を促す路線について都内を含めて検討を進め、計画を具体化することが必要である。

また、県と新湾岸道路沿線6市で構成される**新湾岸道路整備促進期成同盟会**において、**湾岸部の都県間**についても検討を行い、**計画を具体化することについて要望**されている。

千葉県担当部局	県土整備部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 4 社会資本の充実とまちづくり (3)

## 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 千葉北西連絡道路については、つくば野田線以北から国道464号付近までの間(野田市～印西市)において、核都市広域幹線道路の機能を兼ね備えた多車線の自動車専用道路として、早期に計画の具体化を図ること。
- 2 千葉北西連絡道路の概略計画の策定に向け、県・沿線市は、地域住民に必要性・整備効果等を情報提供するとともに、交通課題や要望等の意見の把握など、地域の理解が深まるよう役割を果たしていくので、早期に概略ルート・構造の検討を進めること。
- 3 千葉北西連絡道路延伸部(国道464号以南)の計画についても検討を行うこと。

### 【背景や直面する課題等】

国道16号は、県北西地域唯一の幹線道路であり、沿線には大型商業施設や物流施設が多く立地し、地域の日常生活や物流などを支える重要な道路である一方、柏インターチェンジから大島田間では県平均の約8倍もの渋滞損失が発生しており、渋滞の解消が喫緊の課題となっている。

令和元年東日本台風では、田中調節池の洪水調節のため市道が通行止めとなったことから、国道16号に交通が集中し、混雑が発生した。平常時のみならず災害時にも安定した人・モノの流れを確保するため、核都市広域幹線道路の機能を兼ね備えた、多車線の自動車専用道路として千葉北西連絡道路の計画の早期具体化が必要である。

#### 1 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化について

千葉北西連絡道路の早期実現については、令和6年1月に副知事及び沿線市長が国土交通省に対して、計画の早期具体化を要望している。

#### 2 概略ルートや構造の検討について

千葉北西連絡道路における概略計画の検討(計画段階評価を含む)を進めるための指導、助言を行うことを目的として、学識経験者、国、県、関係市で構成する「千葉北西連絡道路地元検討会」が設立された。令和6年2月に開催された第1回地元検討会では、地域への情報発信と意見聴取を行い、概略計画の検討(計画段階評価)を進めていくことが確認された。

令和7年7月までに県、沿線市で連携し、地域住民や企業などへの情報発信や意見聴取などのコミュニケーション活動を実施した。

3 千葉北西連絡道路延伸部(国道464号以南)の計画について

千葉北西連絡道路延伸部についても、国道16号など、千葉県北西部の渋滞や地域の課題を解消するため、要望活動を通じて沿線市からも求めており、計画の検討を進めることが必要である。

千葉県担当部局	県土整備部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 4 社会資本の充実とまちづくり (4)

## 高規格道路等のネットワーク機能の充実

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

#### 1 東京外かく環状道路の建設推進

(1) 東京外環自動車道(以下、「外環道」という。)の京葉道路との接続部である京葉ジャンクションについて、京葉道路千葉方面と外環道高谷方面とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。また、東京外かく環状道路を完全な環状道路とし、東京湾アクアラインと一体となって、その機能を十分発揮させるため、東名高速道路から湾岸道路間の計画の早期具体化を図ること。

(2) 東京外かく環状道路(千葉県区間)の整備に伴う周辺環境の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努めること。

また、本道路と密接に関連するまちづくりのための道路、河川、下水道等の事業を着実に推進できるよう、予算の確保を図ること。

#### 2 京葉道路の渋滞対策の推進

(1) 京葉道路は交通集中に伴う慢性的な渋滞が生じているため、貝塚トンネル付近の車線追加等による抜本的な対策について、調査・設計を進め、早期に工事に着手するとともに、引き続き、必要な渋滞対策を行うこと。

(2) シームレスなサービスレベルを確保し、京葉道路のインターチェンジ周辺一般道路における渋滞ボトルネックの解消が図られるよう、国において必要な支援を行うこと。

特に、渋滞の著しい、国道14号、県道船橋我孫子線、県道船橋行徳線などの対策を講じるため、早期に補助事業等として採択するとともに、県道船橋行徳線と接続する原木インターチェンジ周辺の交通環境の改善に向けた抜本的な対策についても、国や高速道路会社において支援を行うこと。

また、国道296号、都市計画道路美浜長作町線、都市計画道路東習志野実籾線などインターチェンジへのアクセス道路の整備に必要な予算の確保を図ること。

(3) 京葉道路などの高規格道路の規制速度について、道路規格にあったパフォーマンスの実現について、関係者間で取組を加速すること。

#### 3 東京湾岸道路の整備推進

(1) 東京湾岸道路を構成する国道357号については、塩浜立体及び船橋市域の渋滞対策のための事業を推進するとともに、(仮称)検見川・真砂スマートインターチェンジと併せて検見川立体の整備を推進すること。

また、湾岸千葉地区改良(蘇我地区)の着実な事業推進を図ること。

(2) 東京湾岸道路の千葉地区専用部や未整備区間について、計画の早期具体化を図ること。

- 4 国道51号等の直轄国道の整備推進
  - (1) 国道51号については、交通混雑の緩和や交通の安全性を確保し、道路ネットワーク機能の強化を図るため、北千葉拡幅、成田拡幅、大栄拡幅、神門局所渋滞対策の早期整備を図ること。
  - (2) 災害に強い、安全・安心な道路交通の確保のため、国道127号防災事業を推進すること。

特に、安房地域における防災ネットワークの強化を図るため、館富トンネルを含む川名・富浦地区については、早期に4車線化を図ること。
  - (3) 国道409号については、国道16号との交差点から木更津金田インターチェンジ間の4車線化を図ること。
- 5 東京湾口道路については、実現に必要な画期的な技術開発など調査の重点化を図るとともに、交通容量の拡充方策について、中長期的な視点から検討すること。
- 6 銚子連絡道路や長生グリーンラインをはじめとする、圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークから県内各地域にアクセスする幹線道路のほか、県境を跨ぐ(仮称)押切・湊橋や(仮称)都市軸道路利根川橋梁の整備に必要な予算の確保を図ること。
- 7 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及びその代替・補完路の整備・機能強化を推進するとともに、重要物流道路に指定された地方管理道路において機能強化及び整備推進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

【背景や直面する課題等】

県内外の交流・連携の強化や人・モノの流れのボトルネックとなっている慢性的な交通渋滞の解消を図るとともに、成田空港や千葉港の機能強化、物流施設の立地、周辺人口の増加等に伴う**交通需要の増大に対応**し、国際競争力や首都圏の生産性、住民等の生活利便性を向上させるための取組みが不可欠である。

1 東京外かく環状道路の建設推進

外環道と京葉道路を接続する**京葉ジャンクションは未完成**であり、早期に実現する必要がある。また、**東名高速道路から湾岸道路間**については、東京外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間)計画検討協議会において検討が進められており、**計画の早期具体化**が必要である。

東京外かく環状道路は、環境保全に十分配慮されるべきものであり、県が組織する「東京外かく環状道路連絡協議会環境保全専門部会」において、東京外かく環状道路(千葉県区間)供用後環境監視計画に基づき、周辺環境の状況を把握し、必要な対策を講じる必要がある。

環境保全専門部会：東京外かく環状道路(千葉県区間)の都市計画変更(都計アセス)の際に環境担当部局から出された意見に対する都市計画決定権者の意見のフォローアップを行う会議体。事業者(国・NEXCO)、県、市で組織。

供用後に渋滞が顕在化した松戸インターチェンジ出口付近については、引き続き対策の検討が必要である。また、供用後に地元から強い要望のあった市川市国分地域の湧水対策については、着実に原因の調査を進め、地元にて丁寧に説明していく必要がある。

東京外かく環状道路と密接に関連するまちづくりのための事業として、県は、地元の市川市（9分類 22項目）・松戸市から要望されている、（都）国分下貝塚線、一級河川高谷川、江戸川第一終末処理場等、今後も着実に整備を進めていく必要がある。

## 2 京葉道路の渋滞対策の推進

京葉道路の渋滞対策については、これまで千葉県湾岸地域渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいて、特に渋滞の著しい渋滞箇所を特定し、車線運用の見直しなどの対策が示され、令和2年8月に付加車線の運用が開始された。また、貝塚トンネルについても、円滑な交通確保に向け、車線追加などの抜本的な対策について、調査・設計を進め、早期に工事に着手する必要がある。

千葉県の湾岸地域では、渋滞による時間ロスの割合は、全国平均 41%に対し、51%と全国平均を大きく上回る状況となっている。

京葉道路のインターチェンジに接続する路線も主要渋滞箇所・区間が連担し、渋滞が広範囲に影響している。特に、原木インターチェンジ周辺においては、京葉道路や複数の 県道など複数の道路が交差する多岐交差点であることから、安全で円滑な交通処理が課題となっており、課題解決に向け、高速道路会社などと連携した検討や国による支援が必要である。

国道 296 号については、令和 8 年度に新たに補助事業化されたところであり、現在事業中の都市計画道路美浜長作町線、都市計画道路東習志野実籾線などのインターチェンジへのアクセス道路についても着実に整備できるよう必要な予算の確保が必要である。

京葉道路では、設計速度 80km/h に対し、最高速度が 60km/h に引き下げられている区間が存在する。

成田空港の「第2の開港」による更なる交通需要の増加を踏まえ、高規格道路については、道路規格に合うパフォーマンスを実現する必要がある。このため、京葉道路においては国や高速道路会社等において最高速度規制のあり方について検討し、パフォーマンス向上に向けた方策を示す必要があることから、県では、京葉道路交通対策検討会を実施したところであり、今後は、この取組を加速する必要がある。

### 3 東京湾岸道路の整備推進

湾岸地域においては、東京湾岸道路の一部をなす国道 357 号において、渋滞は深刻であり、速やかな解消が求められることから、塩浜立体事業や船橋市域の渋滞対策等を進めるとともに、(仮称)検見川・真砂スマートインターチェンジと併せた、検見川立体事業の整備、東京湾岸道路(千葉地区専用部)の計画の具体化を図る必要がある。

- 東京湾アクアライン着岸地周辺地域における、より一層の交通の円滑化を図るため、東京湾岸道路の未整備区間となっている袖ヶ浦市から木更津市間などについて、計画の早期具体化を図る必要がある。

### 4 国道 51 号等の直轄国道の整備推進

国道 51 号は、一部の4車線化区間では、交通環境が大きく改善しているが、2車線の区間については通勤時間帯を中心に慢性的な交通渋滞が発生している。また、本道路は緊急輸送道路の1次路線に指定されており、令和元年の一連の台風・大雨時には、災害時の円滑な物資輸送や救援活動の支援ルートとして重要性が改めて認識されたところであり、早期整備が必要である。

国道 127 号は、異常気象時の交通規制区間を抱え、かつ、老朽化が著しいトンネル・橋梁、大型車のすれ違いが困難な区間が多い。並行する東関東自動車道館山線の代替路確保の観点からも、老朽化が進んだ狭小なトンネル、橋梁を早期に改修し、安全で信頼性の高い防災ネットワークを確保していく必要がある。特に、現在2車線となっている館富トンネルを含む約1km区間は、安房地域への支援物資輸送、館山港と連携した緊急輸送ネットワークとして、重要な役割を担っていることから、早期の4車線化が必要である。

アクアライン着岸地周辺では、一般国道 409 号をはじめ、休日を中心に交通渋滞が発生している。円滑な交通確保に向け、国道 409 号の国道 16 号から木更津金田インターチェンジ間の2車線区間について、早期の4車線化が必要である。

### 5 東京湾口道路について

- 東京湾口道路は、富津市と神奈川県横須賀市を結び、東京湾アクアラインの南側に位置する新たな道路の構想であり、三浦・房総の両半島を直接結ぶことにより、それぞれの半島性の解消はもとより、首都圏の全体の広域的な発展に資することから、構想の早期具体化が必要である。
- 県では、令和7年10月に策定された千葉県総合計画においては、半島性

を克服する交通ネットワークの強化のため、東京湾口道路の調査・研究について国に働きかけていくこととしており、構想の実現に向け、これまで、県、沿線市及び経済団体等で組織する「東京湾環状道路並びに関連道路建設促進期成同盟」による要望活動等を行ってきたところ。また、これまでは、13市町で構成される「房総地域東京湾口道路建設促進協議会」による要望活動等が行われていたが、令和6年度に協議会を発展的に解消し、新たに民間の経済団体などを加えた「房総地域東京湾口道路建設促進期成同盟会」を設立し、国への要望が行われるなど、構想の実現に向けた機運が高まっている。

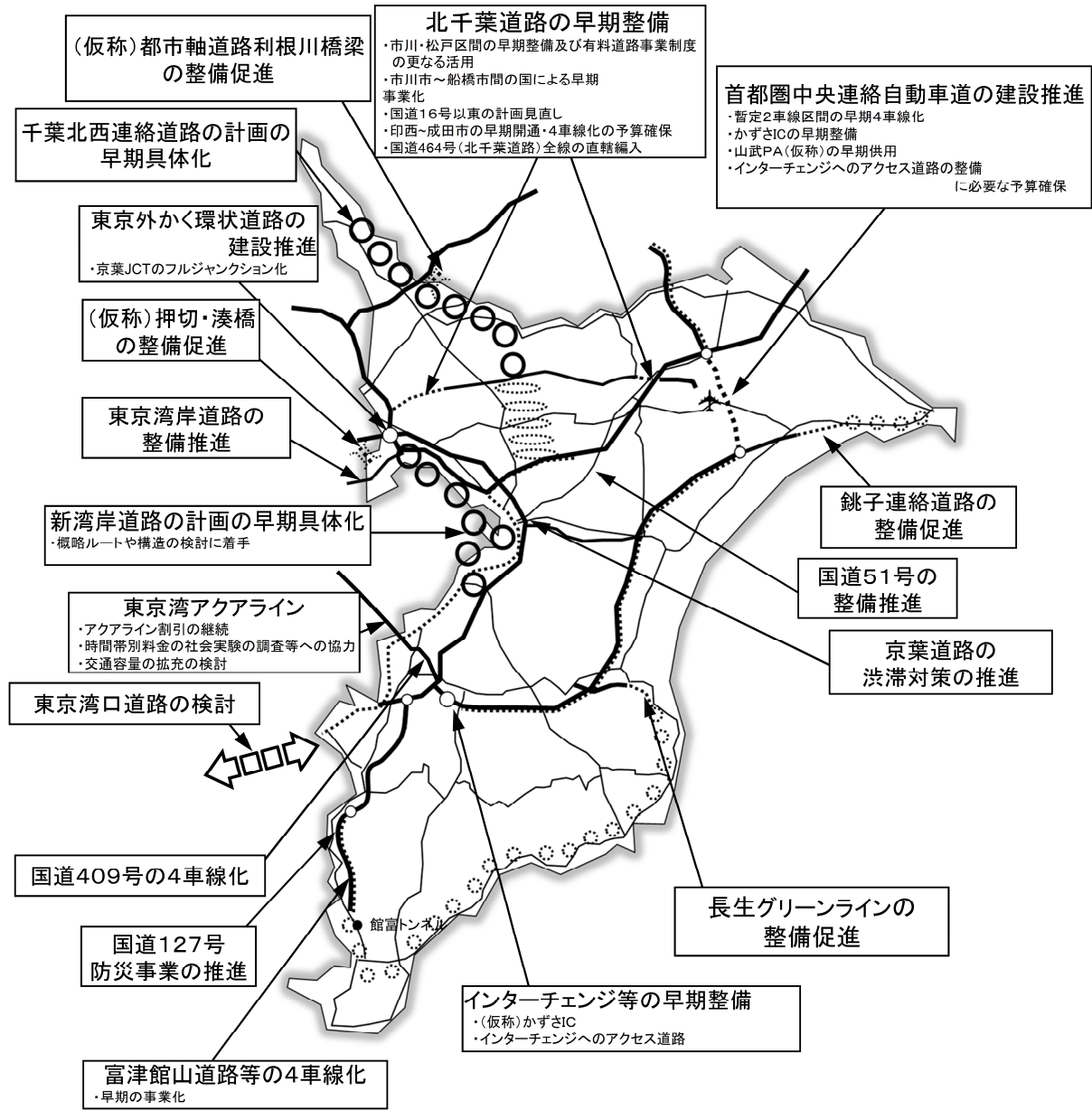
6 銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路網や県境橋梁等の整備促進

県内外とのスムーズな人・モノの流れを強化し、地方創生と国土強靱化を実現するため、圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークの整備効果を県内全域に波及させる銚子連絡道路や長生グリーンライン、国道356号のバイパス整備や、令和7年4月に新規事業化された（仮称）都市軸道路利根川橋梁をはじめとする県境橋梁の整備などが必要である。

7 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及びその代替・補完路の整備・機能強化を推進が不可欠である。平成30年3月の道路法改正を受けて、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として路線を指定した。令和4年3月には、供用区間に加え新たに「候補路線」、「計画区間」、「事業区間」が指定されたところであり、重要物流道路及びその代替・補完路の整備・機能強化を図る直轄事業の更なる推進や、地方管理の指定道路の整備・機能強化に向けた国による財政支援が必要である。

## 高規格道路等のネットワーク機能の充実



千葉県担当部局	県土整備部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 4 社会資本の充実とまちづくり (5)

## 富津館山道路の早期4車線化

[提案・要望先：国土交通省]

### 【提案・要望事項】

富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）については、早期の4車線化を図ること。

### 【背景や直面する課題等】

令和6年能登半島地震では、半島の地形的制約から道路ネットワークが限られ、被災地へのアクセスルートとなるべき幹線道路が被災し、初動における被災状況の把握や復旧等の対応が困難化した。

房総半島を有する本県においても、地域安全保障のエッセンシャルネットワークとして、半島地域の先端部へ向かう富津館山道路は、東京湾アクアラインや館山道など一体となり、本県の半島性を克服する上で大変重要な道路であり、安全で円滑な交通を確保し、観光振興や地域活性化に加えて、更なる防災力の強化が急務である。しかしながら、現在の富津館山道路は、早期の全線開通を目指したことから対面通行の2車線となっており、特に交通が集中する休日の夕方上り線で渋滞が発生するとともに、事故や災害等による通行止めのリスクが高く、時間信頼性確保や事故防止、ネットワークの代替性確保の観点から課題があり、早期の4車線化が必要である。

富津館山道路の富浦インターチェンジから富津竹岡インターチェンジの暫定2車線区間については、令和元年に国土交通省が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」において全線が優先整備区間として選定されており、令和6年3月には、富津竹岡インターチェンジから鋸南保田インターチェンジまでの6.8kmが準備調査箇所として高速道路会社に選定されたところであり、今後、調査が進展し、速やかな事業化に繋がることを期待しているところである。また、富津竹岡インターチェンジ以南の約3.4kmで、付加車線事業として、令和7年度に測量等の現地調査に着手されたところである。

県では、4車線化に向けて都市計画及び環境アセスメントの手続きが令和7年2月までに完了し、事業実施環境が整っていることから、富津館山道路の重要性を踏まえ、早期に事業化し、4車線化する必要がある。

千葉県担当部局	県土整備部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 4 社会資本の充実とまちづくり (6)

## 東京湾アクアラインの更なる効果発揮

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 東京湾アクアラインについては、首都圏における交流・連携の強化、地域経済の活性化等を図るため、「アクアライン割引」に必要な予算を確保すること。
- 2 アクアラインの効果を発揮できるよう、「時間帯別料金」の社会実験の調査・分析・評価に当たっては、高速道路会社とともに引き続き協力すること。
- 3 アクアラインの6車線化など交通容量の拡充方策について、中長期的な視点から検討すること。

### 【背景や直面する課題等】

東京湾アクアラインは、首都圏中央連絡自動車道と一体となって、首都圏における交流・連携の強化や、災害時・緊急時における都心と成田国際空港を結ぶ代替ルートの確保、迂回機能による湾岸部の交通渋滞の緩和などにも大きく貢献し、本県の半島性の克服、地方創生、国土の強靱化を実現していく上で極めて重要な高速道路である。

#### 1 アクアライン割引の継続について

アクアラインでは、平成26年4月から当分の間、国及び千葉県の負担を前提に「アクアライン割引」として通行料金800円（ETC普通車）が継続されている。これの継続により、アクアラインの木更津市側の着岸地周辺地域では、人口が増加するとともに、大型商業施設の進出や拡張などにより新たな雇用が創出され、さらに、新たな企業の進出が計画されるなど、経済の好循環が生まれている。

「アクアライン割引」の前提である、平成26年4月に導入された高速道路の3つの料金水準とこれに伴う料金水準の引下げについては、関係者の尽力により、令和6年3月に10年間（令和16年3月31日まで）継続することが国土交通大臣から高速道路会社に事業許可された。

今後も、観光の振興や企業立地の促進などの経済効果をさらに高めていくためには、「アクアライン割引」を継続させることが必要である。

#### 2 時間帯別料金の社会実験の調査・分析・評価について

県では、国・県・東日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社で構成するアクアラインの料金施策の立案・検討・効果の把握などを目的とする検討会を設立し、アクアラインの土日・祝日の上り線において、特定の時間に集中する交通を分散させるため、時間帯によって通行料金を変動させる「時間帯別料金」を導入する社会実験を令和5年7月から行っている。

また、令和7年4月から上り線はより料金差をつけた料金設定に変更し、下り線についても時間帯別料金の社会実験を導入している。

令和7年11月の検討会においては、この社会実験の効果について、混雑の緩和に一定の効果があることが認められたところ。

引き続き、季節変動を踏まえた一定期間の、走行速度や県内滞在時間の変化等の効果を分析・評価するとともに、効果的な料金施策の検討を行っていく必要がある。

### 3 中長期的な交通容量の拡充方策について

アクアラインは、橋梁を4車線から6車線に拡幅可能な構造であることに加え、3本目のトンネルを掘り進めることも可能となっている。

我が国の将来的な発展と、更なる交通需要に対応するためには、時間帯別料金のみならず、アクアラインの6車線化など交通容量の拡充が課題となる。中長期的な視点から、アクアラインの効果を最大限発揮する広域的な高速道路ネットワークの充実・強化の検討が必要である。

千葉県担当部局	県土整備部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 4 社会資本の充実とまちづくり (7)

## 千葉港における埠頭再編等の推進

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 千葉港港湾計画に基づく千葉中央地区の埠頭再編を推進するため、モーダルシフトに対応するための岸壁等の整備を引き続き推進するとともに、効率的な荷役を実現するための大水深岸壁等について早期事業化を図ること。また、埠頭再編にあたり県が実施する港湾施設等の整備に必要な予算を十分確保すること。
- 2 災害発生時に千葉県において千葉港千葉中央地区の耐震強化岸壁を活用した緊急物資輸送等を円滑に行うため、海上支援ネットワーク形成のための技術的支援など必要な支援を行うこと。
- 3 概略ルート・構造の検討が進められている新湾岸道路と連携する臨港道路等の実現に向けた支援を行うこと。
- 4 千葉ポートパーク及び周辺地域の一体的な活性化を図るため、官民連携制度の導入に向けた助言など必要な支援を行うこと。

### 【背景や直面する課題等】

- 1 港湾計画に基づく埠頭再編の整備推進について  
千葉中央地区では多様な貨物が混在するほか、船舶大型化に伴うバース延長や貨物のヤード不足が課題であり、課題解消に向け埠頭再編が急がれる。  
国において、モーダルシフトを推進するための岸壁整備など、埠頭再編に必要な施設整備の一部が既に事業化されており、同岸壁の静穏度を確保するための防波堤を含め、早期整備が求められる。さらに、効率的な荷役を実現するための大水深岸壁など、残る施設についても早期事業化が求められる。  
これらの施設は、大規模地震発生時における緊急物資輸送及び幹線貨物輸送の確保という観点からも重要である。  
県による整備についても、直轄事業と並行して着実に推進するため、必要な予算の十分な確保が必要である。
- 2 防災拠点となる耐震強化岸壁の整備推進について  
令和6年能登半島地震では、陸路が寸断された地域が半島部という条件不利地域であったことから、港湾を通じた被災地支援活動が行われ、海上輸送の重要性が再認識されている。  
大部分が半島部である本県においても、各港湾が円滑な海上支援ネットワークを形成し、災害発生時に緊急物資等の受入れや輸送拠点としての機能を迅速に、かつ確実に確保することが重要であるため、海上支援

ネットワーク形成のための技術的支援をはじめ、必要な支援を行うこと。

3 新湾岸道路と連携する臨港道路等の実現に向けた支援について

湾岸地域では、外環高谷ジャンクション周辺から京葉道路蘇我 IC 周辺及び館山自動車道市原 IC 周辺までを結ぶ新湾岸道路について、国により計画の具体化に向けた検討が進められており、県内の物流を取り巻く環境の改善や国際競争力の更なる強化が見込まれている。

千葉港の物流エリア拡大や取扱貨物の増加などを原動力とする生産性向上による国際競争力強化を図っていくため、新湾岸道路と連携する臨港道路等の実現に向けた支援が不可欠である。

4 千葉ポートパーク及び周辺地域の一体的な活性化について

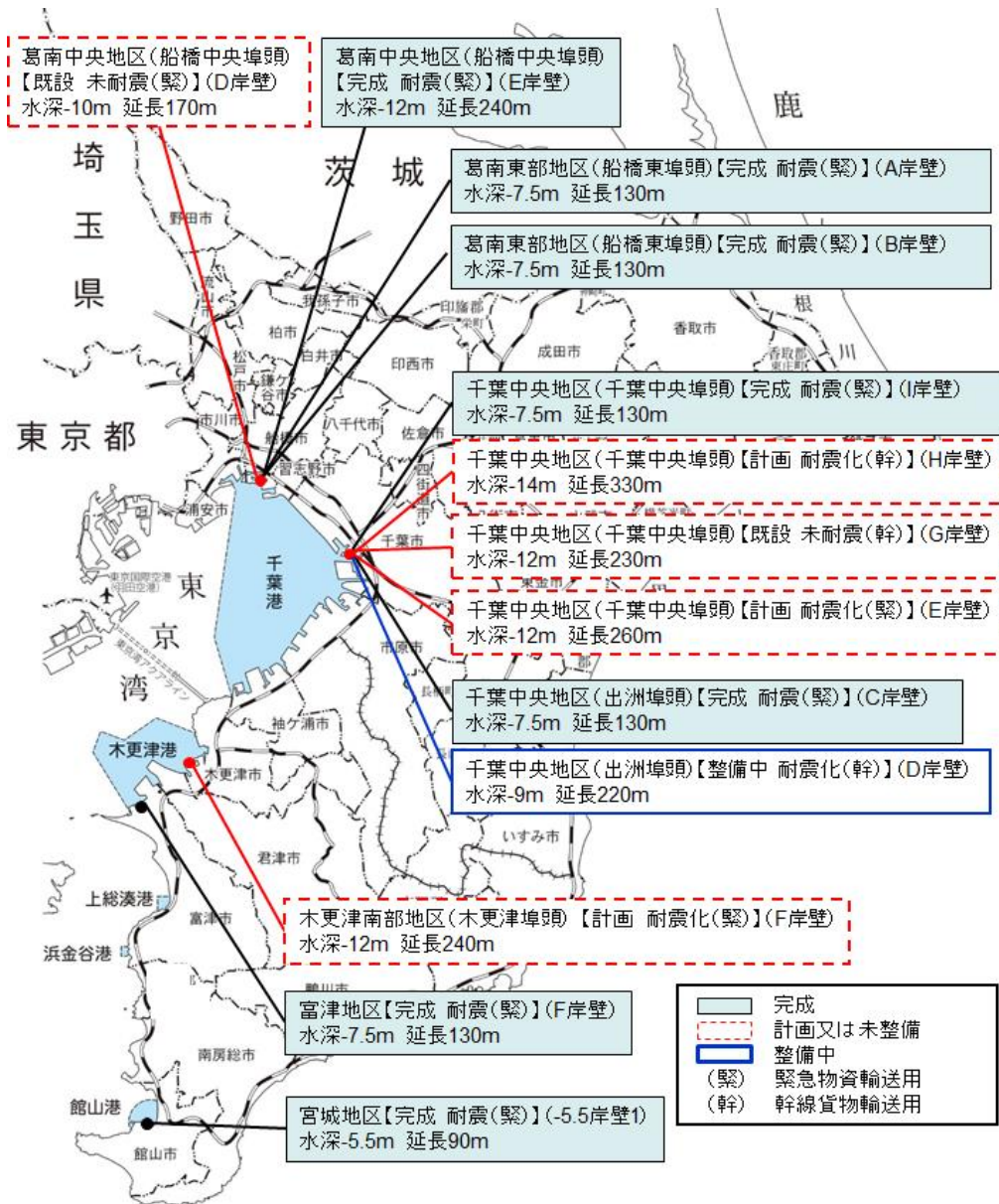
千葉中央地区のさんばしひろば周辺は、官民連携によるみなと振興の拠点として、賑わいを創出する各種イベント等が行われている一方、千葉ポートパーク内の施設は老朽化し、県立美術館等を含む地区全体の一体感や回遊性も不足しているため、魅力や活気が感じられない状況である。

千葉ポートパーク及び周辺地域の一体的な活性化を図るためには、民間の資金やノウハウを活用し、港湾緑地の魅力やサービスの向上が期待できる官民連携制度の導入に向けた助言や、民間事業者の参入のために必要な基盤施設整備に対する財政的支援が不可欠である。

【参考】千葉港港湾計画改訂に基づく埠頭再編内容



【参考】県内港湾における耐震強化岸壁の整備状況



千葉県担当部局	県土整備部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 4 社会資本の充実とまちづくり (8)

## 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充

[提案・要望先：総務省、国土交通省]

### 【提案・要望事項】

- 1 地域の実情に応じた水道事業の統合・広域連携を着実に推進していくため、要望額に対して満額交付できるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 地域の実情に応じた水道事業の統合・広域連携を着実に推進していくため、防災・安全交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）の採択基準について、以下の見直しを行うこと。
  - (1) 水道広域連携推進事業について、活用可能な期間が原則として10年間とされているが、統合基本計画期間内の任意の10年間に活用できるようにする等、柔軟な運用を可能にすること。
  - (2) 水道施設共同化事業については、「令和6年度以降は新規採択を行わない」とこととされたが、従前どおり交付対象とし、事業統合や経営の一体化を伴わない施設の共同化についても交付対象とすること。

### 【背景や直面する課題等】

県内水道事業体の多くは、人口減少に伴う有収水量の減少が見込まれる中、施設の老朽化対策や耐震化、技術職員の確保など小規模な事業体では対応困難な課題に直面しているため、本県では、千葉県版水道ビジョンや千葉県水道広域化推進プランに基づき、水道事業体の統合・広域連携を推進してきた。

これらの取組の結果、令和7年度以降、夷隅地域や安房地域の末端水道事業体が統合したほか、県企業局と九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体が統合し、令和6年度末時点で44あった県内の水道事業体が、令和8年4月1日では36となった。

しかし、県内には小規模な水道事業体がいまだ多数存在しており、今後も統合・広域連携を推進していく必要がある。

#### 1 水道事業の統合・広域連携の推進に必要な予算の確保について

統合・広域連携の検討が進む水道事業体では、持続的・安定的な経営の確保に必要な施設整備を統合基本計画に位置づけている。国の交付金は計画に基づく施設整備に欠かせないが、昨年度、要望額に対して満額交付されない事例があった。

- 令和8年度以降に活用する交付金の見込み額は、平成31年4月に統合して設立されたかずさ水道広域連合企業団では約35億円、令和7年4月と令和8年4月にそれぞれ統合し水道事業を開始した夷隅郡市広域市町村圏事務組合および安房郡市広域市町村圏事務組合で約19億円および約76億円、九十九里・南房総地域の水道用水供給事業を統合し、令和8年4月から事業を開始した県企業局では約42億円となっており、県全体として合計

約 172 億円の交付金活用を見込んでいる。しかし、満額交付されないことで、統合後の施設整備に遅れが生じる恐れがある。

これらの先行事例で満額交付されないことにより、これから統合協議を進める地域において、協議の支障となることも考えられる。 水道事業の統合・広域連携を着実に推進していくため、要望額に対して満額交付ができるよう、十分な予算の確保が必要である。

## 2 防災・安全交付金の採択基準の見直しについて

### (1) 水道広域連携推進事業について

令和8年4月に統合し事業を開始する、県企業局や安房郡市広域市町村圏事務組合など、近年県内で統合した水道事業体は施設整備計画の期間を20年間とし、老朽化対策や耐震化を加速することとしている。しかし、交付金の活用可能な期間は原則 10 年間とされており、統合後、最初の10年間で老朽化した管路等が少ない場合、十分な効果が得られない恐れがある。

### (2) 水道施設共同化事業について

- 千葉県水道広域化推進プランにおいて、各地域の実情に応じた末端給水事業体の統合・広域連携の推進方針等を取りまとめたところだが、事業体間の格差が大きく、早期の統合が困難な場合、施設の共同化から検討を始めている地域もある。 施設の共同化は、施設の廃止・ダウンサイジング等による事業運営の効率化や共同化をきっかけとした今後の統合等の段階的な推進にも資することが想定されるが、施設整備費が高額となることから、国の支援が不可欠である。

千葉県担当部局	総合企画部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 4 社会資本の充実とまちづくり (9)

## 工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充

[ 提案・要望先： 経済産業省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 工業用水の安定給水の確保にとって喫緊の課題である工業用水道施設の更新・耐震化の取組を加速させるため、必要な予算を長期に渡り確保すること。
- 2 予算化に当たっては、工業用水事業費補助金の補助対象の拡充や補助率の嵩上げと併せて、複数年度に渡る事業が継続して採択されるよう、補助事業の採択条件に配慮すること。
- 3 また、同補助金におけるウォーターPPP導入の要件化について、適用時期に猶予期間を設けるなど、要件の緩和を行うこと。

### 【背景や直面する課題等】

本県の工業用水道は、京葉臨海地域等に進出する鉄鋼、石油、電力等、本県の経済をけん引するとともに、近県へのエネルギー供給等の重要な役割を担う約280の企業に対し、工業用水を安定的に供給する重要な役割を担っている。

本県の工業用水道施設の多くは、建設後50年が経過して施設の老朽化が進んでおり、耐震化率は管路が約57%、浄給水場等の土木施設が約34%と低い状況である。

近年、令和元年房総半島台風や令和6年能登半島地震など、自然災害が激甚化、頻発化しており、老朽化した施設でこれらの災害に対応していくことがますます困難になっている。このため、今後も工業用水を安定的に供給するためには、施設の更新・耐震化を早急に進め、災害への対応力を強化していく必要がある。

現在、工業用水道施設の中長期的な更新・耐震化の計画を策定し、国の補助金を活用しながら、施設の更新・耐震化を計画的に進めているところである。

#### 1 必要な予算の確保について

平成28年度の工業用水道事業費補助金交付要綱の改正により、「補助事業の採択条件」として事業期間が「10年以下」から「1年」へと見直しされた。これにより、複数年度に渡り実施する事業であっても、年度毎に補助金が採択されるかどうか判断されることとなり、途中で採択を受けられなくなる可能性がある。さらに、国の予算措置が十分でないため、全国の工業用水道事業体で予算を分け合う状況が続いており、優先度が高い事業であっても採択を受けられない場合がある。

#### 2 補助事業の採択条件の配慮について

令和3年度の工業用水道事業費補助金交付要綱の改正により、補助金の対象が

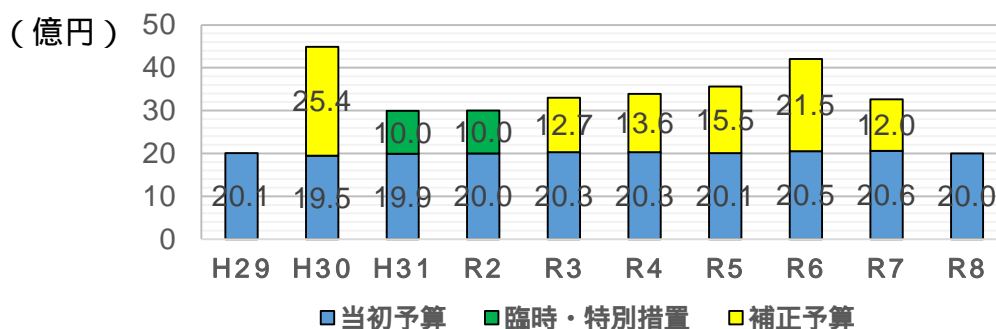
国土強靱化（耐震化・浸水対策・停電対策等）に限定され、耐震性の向上等を伴わない老朽化した設備の更新等は補助対象外となった。しかし、近年はインフラの老朽化が全国的に課題となっており、工業用水道事業においても老朽化対策を着実に実施していく必要がある。また、補助対象となる施設であっても、補助金の補助率は30%以内であり、国土交通省の下水道事業に係る交付金の交付率50%と比べると低くなっており、地区によっては補助率が15%となる場合もあり、整備促進を図っていく上での支障となっている。

### 3 ウォーターPPPの導入に関する補助金採択の要件の緩和について

「工業用水道施設の強靱化事業の国費支援に関して、事業規模等が一定の条件を満たす事業については、ウォーターPPPの導入を令和10年度以降要件化する」としているが、要件化については令和5年6月末の「工業用水道事業の現状と今後の方向性について」で初めて明示されている。

導入のための事前の内部検討、調査及びその後の導入可能性調査委託に要する期間は各事業体の規模・特性により様々であることから、一律に適用時期を令和10年度以降とするのではなく、導入可能性調査委託等の発注を行い調査・検討を進めている事業体については、適用時期について猶予期間を設けるなど、要件の緩和を求めるものである。

#### (参考) 1 近年の工業用水道事業費補助金の推移（補助採択ベース）



#### (参考) 2 工業用水道事業費補助金の補助率 事業及び地域により補助率が決定

事業名	四大工業地域	その他地域
地盤沈下対策事業	22.5% 五井市原地区	30% 東葛・葛南地区
基盤整備事業	15% 千葉、五井姉崎 房総臨海地区	22.5% 木更津南部地区

千葉県担当部局	企業局工業用水部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 4 社会資本の充実とまちづくり (10)

## 東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

東葉高速鉄道及び北総鉄道の経営安定化を図るため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務の縮減や利払いの軽減など、各年の元利償還金の更なる軽減措置を講じること。

### 【背景や直面する課題等】

**東葉高速鉄道及び北総鉄道は、建設費の増大により、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務を抱えており、開業以来、その償還が経営を圧迫する厳しい状況が続いている。**

このことは、両鉄道の建設当時、後につくばエクスプレス等で採用されたような、建設費の大半を無償資金により賄う制度がなく、財政投融資等の有償資金を中心とするP線方式を両鉄道が採用せざるを得なかったことが大きく影響している。

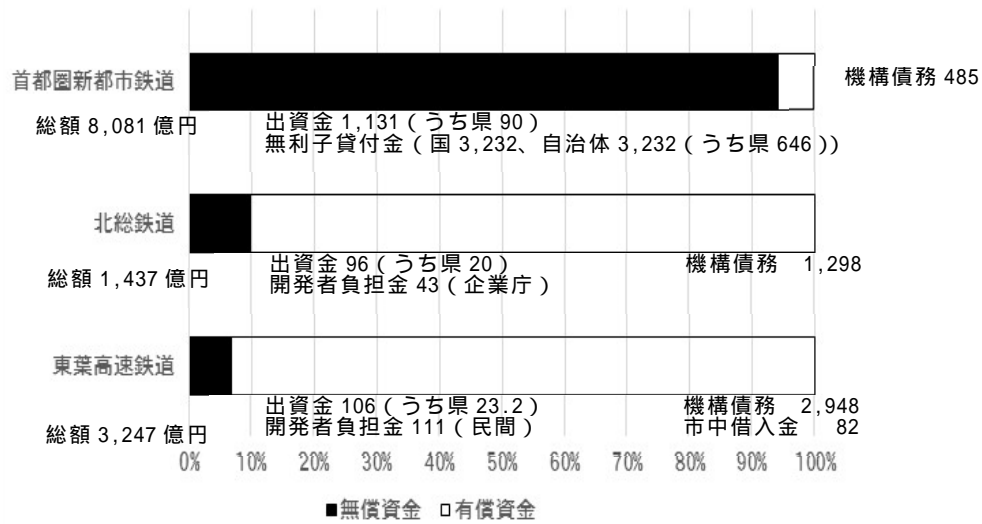
こうした中で、県では、沿線自治体等と連携し、多額の追加出資等、様々な経営支援策を実施するほか、沿線開発による需要増に努めてきたが、依然として両鉄道は多額の債務を抱えている。

特に、**東葉高速鉄道について、令和7年度に実施した長期収支推計のローリング結果では、金利や物価の上昇により、元利償還金や設備投資・修繕にかかる費用が増加し、早ければ令和15年度にも資金ショートが見込まれる状況となっている。**

このように、上昇基調にある金利動向に伴う金利負担の増加が、会社の経営に与える影響は大きく、また、資材価格や人件費等も上昇傾向にあり、今後、鉄道の安全運行のための経費が増加し、経常的な収支がより一層悪化することも懸念される。

こうした、両鉄道を取り巻く状況を踏まえ、**会社の経営安定化を図るためには、機構に対する長期債務に伴う負担の軽減など、根本的な対策が必要不可欠となっている。**

【参考】各鉄道の建設費に占める無償資金の割合について



千葉県担当部局	総合企画部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 4 社会資本の充実とまちづくり (11)

## 地域公共交通の維持・確保

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 持続可能な地域公共交通の実現に向け、乗合バスや地域鉄道における運転手等の人材不足について、抜本的な対策を講じること。あわせて、特に乗合バスについては、データを活用した運行の効率化や運転手を必要としない自動運転の社会実装に向けた取組などを国が主導して進めること。
- 2 地域公共交通事業者に対する物価高騰への支援について、国の責任において全国一律の対策を直接講じること。
- 3 地域鉄道の災害復旧の取組や安全性の確保等に対する支援を拡充すること。特に、脱線事故からの復旧に取り組む「いすみ鉄道」の安全運行に係る財政支援を強化すること。

### 【背景や直面する課題等】

#### 1 乗合バスや地域鉄道の人材確保について

バスの運転手の慢性的な人手不足が続いてきた中、令和6年4月以降、いわゆる「2024年問題」を契機として全国的に路線バスの減便等が相次いでいる。本県では、令和6年度から、バス運転手専門の合同就職説明会を開催するなど支援を強化しているが、バス運転手不足は全国的な問題であり、自治体の取組による解決には限界がある。

また、地域鉄道においても、令和6年2月に国交省が実施した事業者向けのアンケート調査では、約半数の事業者（140社中68社）から運転士が不足しているという回答が確認された。

加えて、県内のバス事業者や地域鉄道からは、運転手だけでなく、車両の整備や保線業務等を担う技術系人材が不足しているとの声が上がっており、地域公共交通を維持していくための人材確保は喫緊の課題となっている。

一方で、厳しい経営状況にある事業者では、機動的に人材確保に必要な賃上げを行うことが難しいため、人材確保や処遇改善に対する更なる支援や、運賃をより柔軟に改定できるよう認可手続きを簡素化するなど、国として、抜本的な解決策を講じることが必要である。

さらに、限られた人員で公共交通を維持するためには、乗降データ等を活用した路線やダイヤの再編による運行効率化や自動運転の社会実装に向けた取組なども併せて推進する必要があるが、こうした取組においては、標準的なデータ取扱いのルール整備や事例・知見の蓄積が重要であり、また、実施には多額の費用を要することから、国が主導して一元的に推進すべきものと考える。

2 地域公共交通事業者に対する物価高騰対策について

バス・タクシー、地域鉄道の地域公共交通事業者への物価高騰の影響は、軽油引取税の暫定税率が廃止され、燃料価格については一定のコスト引き下げ効果があったものの、人件費や車両価格の高騰は続いており、依然として、厳しい経営状況が見込まれる。今後も、社会情勢に応じて機動的な支援策を講じる必要がある。

また、これまで「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」等を活用し、各自治体の判断により支援を行うこととされてきたところだが、物価高騰は全国的な課題であることから、国の責任において全国一律の対策を直接事業者に届ける必要がある。

3 地域鉄道の災害復旧の取組や安全性の確保等に対する支援について

近年、自然災害が多発化、激甚化しており、多くの鉄道事業者が被害を受けている。本県の地域鉄道においても、度々、自然災害の被害を受けており、厳しい経営状況にある地域鉄道事業者が確実に復旧に取り組むためには、国による支援制度の拡充が不可欠である。

また、地域鉄道の安全性を確保するためには、保線や設備整備などへの安全投資をより加速していく必要がある。現在も「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」等による支援が行われているところだが、1両あたり数千万円が必要となる車両検査について、県内の地域鉄道事業者には、予算配分が行われておらず、厳しい経営状況にある地域鉄道事業者及び沿線自治体の大きな負担となっていることから、国において十分かつ確実な予算の確保が必要である。

中でも、令和6年に脱線事故が発生した「いすみ鉄道」については、復旧やその後の安全運行のための補修に多額の費用を要することから、国による一層の支援を、特にお願したい。

千葉県担当部局	総合企画部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 4 社会資本の充実とまちづくり (12)

## J R 京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び J R 京葉線の輸送力増強

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 J R 京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転が実現するよう、J R 東日本と東京臨海高速鉄道との協議の加速化や乗車経路の判別技術の開発などに取り組むこと。
- 2 J R 京葉線について、一部区間の複々線化等の輸送力増強を促進すること。

### 【背景や直面する課題等】

- 1 J R 京葉線とりんかい線との相互直通運転の実現について

J R 京葉線とりんかい線の相互直通運転の実現は、東京ディズニーリゾートや幕張メッセなどの大型集客施設や宿泊施設等が多数立地する東京湾岸地域の一体的な産業・観光の発展ばかりでなく、南房総・九十九里地域の通勤圏の拡大、産業や観光振興、まちづくり等にとっても重要と認識している。

しかしながら、両路線は、新木場駅の蘇我寄りで線路が接続されているものの、乗車経路が判別できないことによる運賃配分等の課題があることから、相互直通運転が実施されていない。

「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」(平成 28 年 4 月交通政策審議会答申)においては、「羽田空港アクセス線の新設及び京葉線・りんかい線相互直通運転化」が国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクトとして位置付けられている。令和 6 年 10 月には J R 東日本から、羽田空港アクセス線臨海部ルート of 令和 13 年度開業を目指すとの発表があったところであることから、京葉線とりんかい線の相互直通運転についても同様に、実現に向けて取り組むことが重要である。

- 2 J R 京葉線の輸送力増強について

J R 京葉線の朝ラッシュ時は混雑率が高く、混雑の緩和が求められる。また、りんかい線との直通運転が実現し同時時間帯に直通列車を運行した場合、東京駅方面への列車本数を削減せざるを得ないなどの懸念があることも踏まえ、一部区間の複々線化等の輸送力増強にも取り組む必要がある。

【参考】対象区間



千葉県担当部局	総合企画部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 4 社会資本の充実とまちづくり (13)

## つくばエクスプレスの東京駅延伸実現

[ 提案・要望先：国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

国際競争力の強化及び都心方面への鉄道利便性向上を図るため、つくばエクスプレスの東京駅延伸の実現に向けて、早期の事業化の推進を図ること。

### 【背景や直面する課題等】

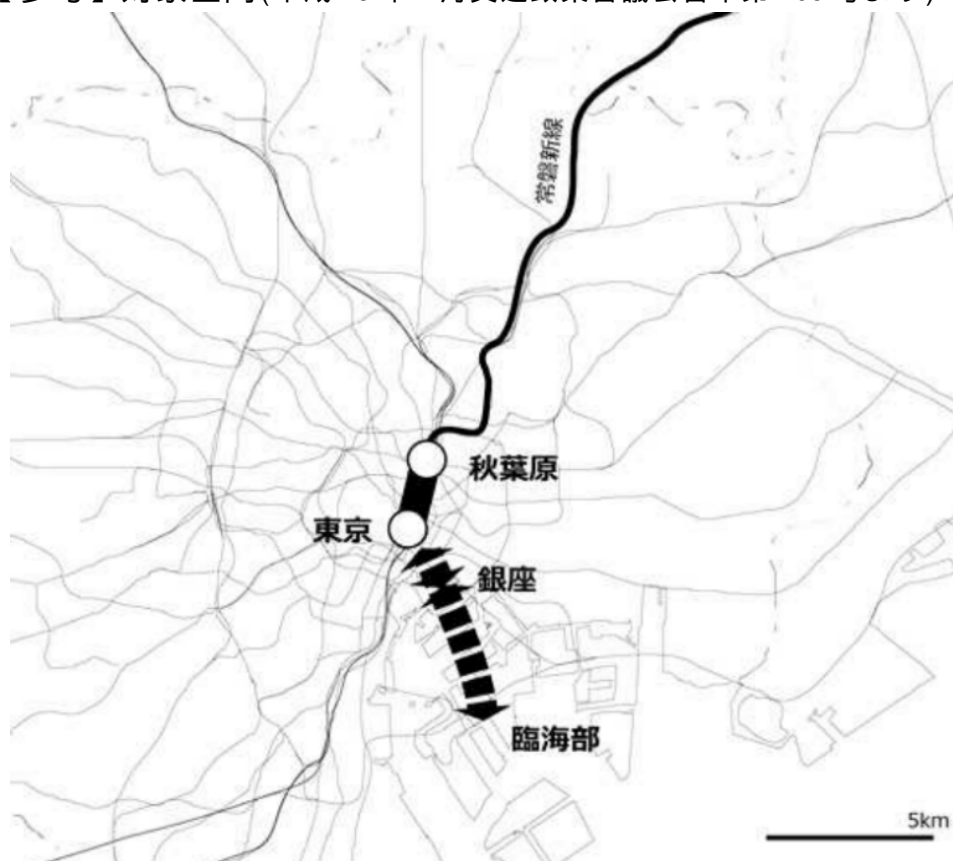
つくばエクスプレス(以下「TX」という。)の東京駅延伸は、平成28年4月の交通政策審議会答申第198号において、「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」に位置づけられており、千葉県としても都心へのアクセス利便性の向上や県北西部の発展につながるものである。

具体的には、他路線との結節や相互乗り入れに伴う利便性の向上により、利用客増加の維持・促進も期待されるほか、国内有数の産学官連携拠点である柏の葉やつくばが都心と直結することで、産業の振興が図られるなど、沿線地域、ひいては首都圏全体の経済の活性化にも資するものであり、こうした広域的な交通ネットワーク機能を強化することは重要である。

令和7年12月にはTXを運行する首都圏新都市鉄道において、東京駅延伸の効果を研究する調査を開始するなど、事業化に向けた機運が高まっており、同答申において、TXの東京駅延伸との一体整備及び相互直通運転が位置づけられている都心部・臨海地域地下鉄(東京駅～臨海部)については、東京都が2040年までの実現を目指している。

この機を捉えた早期の事業化を図るため、国において、会社や関係自治体を含めた連携強化・調整等を進めるとともに、都心部での大規模な投資事業になることが見込まれることから、事業化した際には、建設資金に係る助成などの財政面を始めとした支援を行うことが重要である。

【参考】対象区間(平成28年4月交通政策審議会答申第198号より)



千葉県担当部局	総合企画部
提案・要望の位置づけ	千葉経済圏の確立と社会資本の整備 4 社会資本の充実とまちづくり (14)

## 医師・看護職員等確保対策

[ 提案・要望先：厚生労働省、文部科学省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 医師、看護職員等の確保対策について、県が地域の実情を踏まえて主体的に実施できるよう、地域医療介護総合確保基金等の財政措置の拡充を行うとともに、将来にわたって十分な財源を確保すること。
- 2 医師の確保対策について、次の取組を講じること。
  - (1) 施策の進捗を把握できるよう、医師偏在指標を、医師数の統計公表の都度、算定すること。
  - (2) 医学部の臨時定員の維持や自治医科大学における入学定員の増員を更に図ること。
  - (3) 臨床研修における都道府県別募集定員上限を増員すること。
  - (4) 小児科及び産婦人科の専門研修における都道府県別の定員設定を行うこと。
  - (5) 医師の働き方改革の実効性を確保するため、医療機関への支援や国民理解の醸成等の取組を十分に実施すること。
- 3 看護職員確保対策として、看護職員の職場環境整備や再就業支援、看護師等養成所の教員確保において実効性のある仕組みを構築すること。

### 【背景や直面する課題等】

- 1 医師、看護職員等確保対策に係る財政支援

本県は、医師偏在指標では全国で38位、人口10万人対の看護職員数は全国で46位であるほか、県内でも地域によって医療従事者の偏在状況や医療需要の動向も異なっている。

国では、地域医療介護総合確保基金を活用して医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進することとしている一方で、令和7年度における国の交付額は、本県の要望額に対して7割程度と不足している状態が続いている。活用できる交付額の範囲で、医療従事者の確保等に資する施策を講じているものの、依然として低順位であることから、都道府県の取組を支える国からの更なる財政支援措置が必要である。
- 2 医師確保対策

国においては、地域医療構想の実現、医師の偏在対策、医師の働き方改革を相互に関連するものとして、都道府県に対し各施策の実行と進捗管理を求めている。これらは技術的支援が不可欠であり、十分な支援が必要である。

  - (1) 医師の地域偏在対策については、国の算定した医師偏在指標等に基づいて実施しているが、医師数に係る統計は2年ごとに公表されている一方で、医師偏在指標の更新頻度が低く、県で実施している医師確保施策の進捗を把握することが困難な状況である。

地域の実情を踏まえた医師確保対策を行うためにも、医師偏在指標においては、随時最新のデータを用いて算定することが必要である。

- (2) 医学部地域枠設定のための臨時定員増について、本県は医師少数県であり、医学部臨時定員によって地域医療に従事する医師の確保を行っているところ、国は、医学部臨時定員枠を削減し、恒久定員内への地域枠の設置をする方針を示しているが、これにより、地域枠の設定を取りやめる大学が出てくるおそれがあり、結果として地域医療の確保が困難になる。  
また、自治医科大学の入学定員増について、特に医師確保が困難な地域において、自治医科大学卒業生が果たす役割は大きいため、将来的な地域医療の持続性を確保し、安定した医師配置を可能とするため、入学定員枠の増員が必要である。
- (3) 臨床研修医の定員について、国の設定において、本県が医師少数県であることや都道府県別定員上限に対する充足状況など、地域の実情を勘案し、令和10年度以降の県上限数の増員が必要である。
- (4) 専門医制度の仕組みに関して、一部の都道府県では、募集定員について定員の上限が設定されているが、臨床研修医の定員のように全ての都道府県での設定はされていない。本県は、小児科医及び分娩取扱医師の相対的医師少数県であることから、より踏み込んだ診療科偏在是正として、小児科・産婦人科の専門研修における都道府県別の定員設定が必要と考える。
- (5) 医師の時間外労働上限規制が開始されたが、働き方改革の推進と地域医療の確保が両立されるよう、医療機関への実効性のある支援や、国から広く上手な医療のかかり方の啓発を行うことによる国民理解の醸成など、継続した積極的な取組が必要である。

### 3 看護職員確保対策

看護職員不足は深刻な状況であり、院内保育の設置促進や、新人研修の実施など、職場環境の改善や、看護職員が長く勤務できる体制の整備に向けた取組や、再就職支援として潜在看護師に働きかける取組を行っているが、依然として不足の状況が改善していないため、更に実効性のある仕組みを構築する必要がある。

看護職員の養成には、看護師等養成所における教員の確保が重要であり、そのためには、教員養成講習会の主な受講生である現役の看護職員や受講生の勤務先の負担軽減が重要である。講習会の開催は県の役割であるが、制度は国が設計したものであることから、働きながら講習会を受講しやすくする等の実効性のある仕組みとなるよう、制度見直しが必要である。

千葉県担当部局	健康福祉部
提案・要望の位置づけ	超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実 1 医療提供体制の充実と国民健康保険の持続的運営(1)

## 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

[ 提案・要望先：厚生労働省、こども家庭庁 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築するための財政基盤を国の責任において確立すること。
- 2 子どもに係る均等割保険料軽減措置について、高校生年代までの対象範囲の拡大を確実に図るとともに、軽減割合を拡充すること。
- 3 重度心身障害者（児）やひとり親家庭等への医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

### 【背景や直面する課題等】

#### 1 国民健康保険制度の財政基盤の確立について

国が公費支援を拡充し、都道府県が財政運営の責任主体となる国保広域化が実施されているが、社会保険の適用拡大に伴う国保被保険者数の減少傾向や、他の保険制度に比べ一人当たり医療費が高い、所得水準が低い、所得に占める保険料負担が重い、などの国保の構造的な課題は全て解消されたわけではない。

国が求める保険料水準の統一の実現にあたり、今後の医療費の増加や被保険者数の減少などを見据え、医療保険制度間の保険料負担の格差是正に向け、国庫負担割合の引き上げなど、地方負担分に係る地方財政措置を含めた国からの財政支援の拡充が必要である。

#### 2 子ども均等割保険料の軽減措置の拡充について

子どもに係る均等割保険料軽減措置が導入されているが、対象は未就学児に限定され、軽減割合は5割とされている。子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、高校生年代までの対象範囲の拡大を確実に図るとともに、軽減割合の更なる拡充を実施することが必要である。

#### 3 地方単独事業に係る国庫負担金減額調整措置の廃止について

地方の自主的な取組を阻害するとして廃止を要望していた、地方が独自に行う医療費助成の現物給付に係る国庫負担金の減額調整措置については、子どもの医療費助成に対する措置は廃止されたものの、その他の措置は引き続き行われている。

重度心身障害者(児)やひとり親家庭等への医療費助成制度は、子どもの医療費助成と同様に、本来的には全国統一の制度として国が実施すべき助成であるにもかかわらず、地方が自らの財政負担で助成を行っているものであり、この取組に対する国庫負担金の減額調整措置は廃止されるべきである。

【参考】国民健康保険一人当たりの医療費(全国、千葉県) (単位:円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全国	370,881	394,729	403,817	418,253	-
千葉県	338,801	364,332	373,042	385,013	389,034

(出典)国民健康保険事業年報(国・県)[令和6年度は速報値]

千葉県担当部局	健康福祉部
提案・要望の位置づけ	超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実 1 医療提供体制の充実と国民健康保険の持続的運営(2)

## 持続的な物価高騰等に対応した公定価格制度等の見直し 【再掲】

[ 提案・要望先：厚生労働省、こども家庭庁 ]

### 【提案・要望事項】

物価や賃金の上昇に応じて、医療・福祉分野における公定価格を適時適切にスライドさせる仕組みを整備すること。また、各分野の職員の賃金水準が適切なものとなるよう、更なる処遇改善を進めること。

### 【背景や直面する課題等】

(省略)[ 最重点5 参照 ]

千葉県担当部局	健康福祉部、病院局
提案・要望の位置づけ	最重点5 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実 1 医療提供体制の充実と国民健康保険の持続的運営 (3) 【再掲】 2 高齢者福祉と障害者福祉の充実 (3)【再掲】 こども・若者の可能性を広げる千葉の確立 1 こども・若者施策の充実 (5)【再掲】

## 介護人材及び障害福祉人材の確保・定着対策の推進

[ 提案・要望先：厚生労働省、こども家庭庁 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 介護福祉士修学資金等貸付事業を安定的に継続するため、貸付原資について当初予算において確実な財源措置を講じるとともに、貸付事務費については超過負担が発生することのないよう、適切に上限額を設定すること。
- 2 障害福祉分野における地域の実情に応じた人材の確保・定着対策を支援するため、地域医療介護総合確保基金事業のような総合的・体系的な支援策を提示し、併せて必要な財源の確保を図ること。

### 【背景や直面する課題等】

高齢化の進展等に伴う福祉サービスの需要増加や、生産年齢人口の減少等による人材不足の深刻化が進む中、将来に渡り福祉サービスを維持するために、福祉人材の確保・定着が喫緊の課題となっている。

#### 1 介護福祉士修学資金等貸付事業の財源措置について

介護福祉士修学資金等貸付事業については、外国人留学生の増加に伴い、貸付実績が急増している等、介護人材確保における重要性は高まっている。このような状況の中、国においては貸付原資を当初予算ではなく、補正予算で措置していることから、**県では予算確保の裏付けがないまま事業を実施せざるをえず**、また、補正予算で措置されなかった場合、**学生への貸付けを制限するなど事業の実施に支障が生じる**こととなるため、当初予算による確実な財源措置が必要である。

また、**貸付事務費**については、貸付事業を適正に管理、運用するために必要不可欠なものであるが、現状、**国が定める上限額を超える費用を要している**ことから、上限額の設定について適切な対応を求める。

#### 2 障害福祉分野における人材の確保・定着対策支援について

障害福祉分野において、求職者の掘り起こしや学生への啓発、資格取得・能力向上のための研修等に取り組む場合、**地域医療介護総合確保基金を活用して支援を行っている介護人材と比較すると、財政的な支援が乏しい**状況にある。

千葉県担当部局	健康福祉部
提案・要望の位置づけ	超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実 2 高齢者福祉と障害者福祉の充実 (1)

## 老人福祉事業の運営への支援

[ 提案・要望先：厚生労働省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 社会福祉法人の経営改善・再建に向けて、老人福祉施設等の当事者団体が、会員に対する経営改善計画の策定支援などを円滑に行えるよう、人材の派遣・養成などの人的支援や、必要な財政的支援を行うこと。
- 2 養護老人ホームにおいて、施設の適切な活用が図られるよう、市町村に対する必要な財政的支援を講じるとともに、契約による入所の拡大など制度の見直しを行うこと。

### 【背景や直面する課題等】

長引く物価高騰、介護人材不足などの影響により、老人福祉事業を取り巻く環境が、これまでになく厳しいものとなっている中、質の高い福祉サービスを確保していくために、事業の運営に対する支援を充実させていく必要がある。

#### 1 社会福祉法人の経営改善に向けた支援について

社会福祉法人の経営については、収益性を示す指標である平均収支差額率が令和5年度で2.4%となっており、法人企業全体の売上高経常利益率の4.37%と比べて収益性に大きな差がある。

国の調査でも、特に小規模の社会福祉法人では、金融支援や事業再生支援を受けるために必要となる経営改善計画を策定する上で、ノウハウ等が不足している。その支援策として、法人経営に関する知見を継続的に蓄積してきた当事者団体が、計画策定のための個別相談や研修等を行えるようにすることが有効と考えられる。

#### 2 養護老人ホームの適切な活用に向けた支援について

高齢化の進展に伴い、社会的孤立や低所得など介護以外の生活課題を抱える高齢者が増加することが見込まれる中、居宅での生活が困難な高齢者に対する地域における受け皿として、措置施設である養護老人ホームが果たすべき役割はますます重要となっているが、本県の養護老人ホームの入所率は、令和7年4月現在で76.7%と、5年前に比べて5ポイント以上低下している。

養護老人ホームへの入所は、原則、老人保護措置により行われるが、その財源は普通交付税で措置されており、高齢者人口の多い市町村に不利益が生じる可能性が高い仕組みとなっているため、市町村が養護老人ホームへの措置を躊躇する一因となっている。

また、契約による入所は定員の20パーセント以内とされており、施設からは定員ではなく、空床の状況に応じた契約入所を認めてほしいとの声がある。

加えて、養護老人ホームにおいては、精神疾患や知的障害者の入所ニーズが増えており、そうしたニーズに対応できるようにするためには人員配置基準の見直し等も必要である。

千葉県担当部局	健康福祉部
提案・要望の位置づけ	超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実 2 高齢者福祉と障害者福祉の充実 (2)

## 持続的な物価高騰等に対応した公定価格制度等の見直し 【再掲】

[ 提案・要望先：厚生労働省、こども家庭庁 ]

### 【提案・要望事項】

物価や賃金の上昇に応じて、医療・福祉分野における公定価格を適時適切にスライドさせる仕組みを整備すること。また、各分野の職員の賃金水準が適切なものとなるよう、更なる処遇改善を進めること。

### 【背景や直面する課題等】

(省略)[ 最重点5 参照 ]

千葉県担当部局	健康福祉部、病院局
提案・要望の位置づけ	最重点5 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実 1 医療提供体制の充実と国民健康保険の持続的運営 (3) 【再掲】 2 高齢者福祉と障害者福祉の充実 (3)【再掲】 こども・若者の可能性を広げる千葉の確立 1 こども・若者施策の充実 (5)【再掲】

## 保育所等の運営に対する財源措置及び保育士の確保

[ 提案・要望先：こども家庭庁 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 保育士の負担軽減やこどもの安全・安心な保育環境の整備を推進するため、保育士の配置基準を改善すること。
- 2 自治体の財政力によって保育に地域格差が生じることがないように、公定価格や保育対策総合支援事業などの各種補助制度は、統一かつ総合的に保育士の人材確保及び定着化の取組を強化・充実させるものとする。
- 3 公定価格の地域区分について、都県境を含めた隣接する自治体間で公定価格に大きな差が生じないように、公務員の地域手当の区分だけを考慮するのではなく、地域の実情を十分に反映し、現在の水準以上の設定にすること。

### 【直面している課題・背景】

#### 1 保育士配置基準の改善について

保育所等における不適切な保育や重大事故が全国的に発生している中で、保育士の負担軽減やこどもの安全・安心な保育環境の整備が求められている。

そのために必要となる保育士の配置基準について、1歳児の職員配置の改善（6対1から5対1）についても、令和7年度から創設された加算による対応ではなく、3歳児及び4・5歳児と同様に基準の改善を行うべきである。それまでの間、保育の質に影響のない範囲で加算の支給要件を緩和すること。

また、配置基準の見直しは、望ましい職員配置基準のあり方について科学的に検証し、その検証結果を踏まえて実施すること。

#### 2 統一かつ総合的な保育士確保等の取組の強化について

保育について、全ての地域や施設で統一に取り組むべき部分と地域や施設の実情に応じて取り組むべき部分を国において整理し、必要な財源措置を講じるべきである。具体的には、保育士の人材確保及び定着化のために地方が独自で行う処遇改善や国の各種補助制度の活用について、自治体の財政力などにより差が生じており、保育の地域格差の原因となっている。

さらに、障害児に対する保育士の加配について、小規模保育事業では公定価格の加算項目であるが、保育所等では交付税措置とされているなど、施設によって取り扱いが統一されていない。

また、保育対策総合支援事業などの各種補助制度への十分な財政措置がなければ、自治体における保育の安定的な実施や更なる充実が困難になる。

3 地域の実情を反映した地域区分の設定について

公定価格の地域区分は、国家公務員の給与水準を基に市町村ごとに設定されることから、隣接市町村間で生じる大きな格差が人材の流出を引き起こしている。特に、本県では、給与水準が高い東京都と隣接していることで、県内で育成した人材が就業先に都内を選んでしまうことなどが問題となっている。

現在、国において、新たな補正ルールが検討されているところであり、県外就業率が高い地域においては、就業先の地域区分との均衡や都道府県域を越えた広域的な区分を考慮するなど、地域の実情を十分に反映する必要がある。

千葉県担当部局	健康福祉部
提案・要望の位置づけ	こども・若者の可能性を広げる千葉の確立 1 こども・若者施策の充実 (1)

## 子育て世帯の負担軽減

[ 提案・要望先：こども家庭庁、文部科学省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 保育の完全無償化  
就労や所得、こどもの人数に関わらず、誰もが良質な保育サービスを受けられるよう、保育の完全無償化を早期に実現すること。
- 2 幼児教育の無償化（子育てのための施設等利用給付交付金）  
幼児教育の無償化（子育てのための施設等利用給付交付金）については、市町村ごとに手続きや様式等が異なり、私学助成を受けている私立幼稚園にとって過度な事務負担となっていることから、事務処理の見直しを行うとともに、事務費などの財政的な支援を行うこと。  
また、地方負担分について、十分な交付税措置を行うこと。
- 3 義務教育における給食費の抜本的な負担軽減
  - (1) 中学校への拡大についてもできる限り速やかに実現すること。
  - (2) 食材費の上昇や、地産地消・食育などの取組を行う市町村の実情等を踏まえた支援額とすること。
- 4 いわゆる教育無償化に係る地方負担の財源確保
  - (1) 高校授業料の無償化や学校給食費の抜本的な負担軽減で都道府県が負担する費用については、国において恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ること。また、地方交付税措置についても精緻かつ確実に算定すること。
  - (2) 事業開始後、一定期間を経た後に、事業の進め方や課題等について地方を交えて検証する場を設けること。
- 5 高等学校等就学支援金制度の拡充
  - (1) 都道府県が負担する費用について、国において恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ること。また、地方交付税措置についても精緻かつ確実に算定すること。
  - (2) 国籍及び在留資格等の要件確認や外国籍の生徒も含めたオンラインシステムの令和9年度の完全な稼働など、学校及び都道府県の事務負担の軽減に努めるとともに、必要な事務費や制度改正に伴うシステム改修費等の必要な経費は国において財源を措置すること。
  - (3) 支給月数や支給単位数の制限について、制度の見直しを図ること。  
また、保護者等の申請手続や都道府県・各学校の確認事務が抜本的に簡素化されるよう、法改正を含めた制度改正を行うこと。
  - (4) 外国籍生徒等への新制度を含めて、国において制度の周知に努めること。

【背景や直面する課題等】

1 保育の無償化

令和元年10月から、3歳から5歳児及び0歳から2歳児の非課税世帯の保育料の無償化が行われているところであるが、少子化が進行する中、こどもを安心して産み育てられる環境を整備するためには、0歳から2歳児の保育料の完全無償化を国の制度として早期に実施されたい。

財政力の豊かな自治体においては、0歳から2歳児の保育料の無償化施策を実現しているが、同様の施策は通常の自治体の財政力では困難であり、周辺自治体との地域間格差を生じさせている。全てのこどもが等しく幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するためには、全国一律で制度を整えていくことが必要である。

2 幼児教育の無償化（子育てのための施設等利用給付交付金）

幼児教育の無償化の事務については、国の制度であるにもかかわらず、保護者への書類交付や、取りまとめた資料の市町村への提出など、私立幼稚園を経由する制度となっている。市町村ごとに様式や提出手続きが異なるため、複数の市町村から園児が通園している場合には事務が煩雑化し、働き手不足が進む中小規模の幼稚園にとっては、過度な負担となっていることから、事務費についての財政的な支援のほか、手続きの簡素化など制度の見直しを行う必要がある。

幼児教育の無償化については、国の制度であり、消費税率の引き上げによる財源を活用し実施することとされているので、県負担分についても国による確実な財源措置を求める。

3 義務教育における給食費無償化

地産地消や食育など、学校給食の質の向上に努める市町村の取組や物価高騰に伴う食材費の増加等を適切に反映する仕組み等について、学校給食の現場を担う市町村の実情に沿った支援が求められる。

また、本県としては、以前から、地域間の格差や競争が生じることのないよう、公立学校における給食費の負担軽減を求めてきたところであり、中学校への拡大についても、できる限り速やかな実現を求める。

4 いわゆる教育無償化に係る地方負担の財源確保

令和8年4月から実施される高校授業料の無償化や学校給食費の抜本的負担軽減においては、経費の一部を都道府県が負担することになり、その負担分は地方交付税で措置されることになっている。

国においては、別枠で一般財源総額を増額確保した上で、地方交付税の算定を精緻かつ確実に行うとともに、恒久的な財源を確保することが必須であることから、国税の法定率引き上げなども検討が必要となる。

国は、制度・事業の開始後、一定期間を経た後に、地方団体を交えて検証を行うこととしているが、具体的な枠組み、時期等を示していくことが必要である。

## 5 高等学校等就学支援金制度の拡充

高等学校教育の無償化に要する経費のうち 1/4 を都道府県が負担することとなり、その負担は地方交付税で措置されることとなっているが、国の財源は、別枠での一般財源総額を増額確保が必要である。また、地方交付税の算定を精緻かつ確実に行うことはもちろん、恒久的な財源の確保が必須であることから、国税の法定率の引き上げなども検討が必要となる。

現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度が導入され、生徒本人の国籍及び在留資格の確認や、受給資格判定、住基情報を基にした判定・検査等の事務処理を各都道府県及び学校が行うこととなるが、認定事務手続きに要する国のシステム改修は間に合わない見込みであり、令和8年度は、全生徒の判定作業を Excel 等で行うことによる事務負担の増大が懸念されることから、早急なシステム改修が求められる。また、制度改正に伴い県独自システムの改修費も発生することが見込まれる。

現行の就学支援金制度は、修学的意思にかかわらず、全日制課程は36ヶ月、定時制・通信制課程は48ヶ月が支給上限となっており、さらに、単位制高校は74単位が上限となっている。年度途中の転入による単位が不足など、やむを得ず原級措置となってしまう場合も、児童生徒が上限の超過分を自己負担するなどの問題が生じている。

なお、現行の申請手続や確認事務において、保護者等や都道府県・学校に多大な負担が、多々発生していることから、教育現場などから丁寧な意見聴取の上で、抜本的に簡素化・制度改正を行うべきである。

以上の外国籍生徒等への新制度を含めた制度の改正内容については、国が責任を持って周知を図り、修学的意思のある全ての生徒が適切に教育機会を得ることができるよう務めること。

千葉県担当部局	健康福祉部、総務部、教育庁
提案・要望の位置づけ	こども・若者の可能性を広げる千葉の確立 1 こども・若者施策の充実 (2)

## 児童虐待防止体制の充実

[ 提案・要望先：こども家庭庁 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 虐待の発生防止に向けて、こども家庭センターの設置と適切な運営のために必要な支援策を講じること。
- 2 児童相談所が一時保護時の司法審査に円滑に対応できるよう必要な措置を講じること。
- 3 児童養護施設や乳児院等職員の待遇改善を図り、人材の確保・育成・定着を進めるため、措置費の職員配置基準等を見直すとともに、保護単価の更なる引き上げを行うこと。

また、児童措置費負担金について、保護者が反発し、結果として本来最も優先すべきこどもの円滑な支援を阻害する要因となっている実態を踏まえ、制度を見直すこと。

### 【背景や直面する課題等】

本県の児童相談所における児童虐待対応件数は、令和6年度 9,411 件と、高い水準で推移していることから、県では児童相談所の新設など体制強化を図るとともに、児童虐待に迅速かつきめ細やかな対応ができるよう職員の負担軽減に取り組んでいる。

#### 1 市町村の体制・機能強化の促進

児童福祉法等の改正(令和6年4月施行)により、市町村は児童福祉分野の子ども家庭総合支援拠点と母子保健分野の子育て世代包括支援センターの2つの機能を担う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされた。

市町村では、こども家庭センターの設置・運営において、専門人材の確保、家庭支援事業等の導入や施設の整備等が課題となっている。

#### 2 一時保護時の司法審査について

令和7年6月1日から始まった一時保護時の司法審査については、児童相談所は、一時保護開始から7日以内と短期間で一時保護状の請求を行わなければならない、その期間内に、親権者等の特定のため、短期間で戸籍謄本を取得する必要がある。

これについて、令和8年度中に、都道府県が戸籍電子証明書等のオンライン公用請求が可能となる措置が講じられるとのことだが、国から詳細が示されていないため、児童相談所で利用することができるか現時点では不明である。

このため、児童相談所が、一時保護時の司法審査に円滑に対応できるよう、簡便かつ迅速に、戸籍謄本を取得できる仕組みの構築や支援策を要望する。

3 国庫措置費及び児童措置費負担金に係る制度の見直しについて

近年、福祉人材の確保を目的に高齢、障害、保育の各分野では処遇改善が進んでいるが、児童養護施設等においては、他の福祉分野と比較して処遇改善の水準が低く、職員確保の面で大変厳しい状況に置かれている。これらの施設は、措置費のほかに収益を得られる方法がなく、人材確保のために職員の待遇改善を進める必要があっても、そのための原資が不十分な状態である。このため、職員配置基準を見直すとともに、保護単価の更なる国庫措置費の引上げにより、施設の運営資金を十分に確保する必要がある。

児童福祉法第56条第2項の規定により、こどもを児童養護施設等に入所させる措置をとった場合、その費用の全部または一部を保護者の負担能力に応じて徴収することができるものとされている。

しかしながら、虐待対応は多くが介入から始まるため、保護者と信頼関係を構築し支援を行っていくことは大変難しい作業であるにもかかわらず、さらに保護者から負担金を徴収することは、保護者との関係を悪化させケースワークをより困難なものとすることから、結果としてこどもの支援に支障をきたす要因となっている。

千葉県担当部局	健康福祉部
提案・要望の位置づけ	こども・若者の可能性を広げる千葉の確立 1 こども・若者施策の充実 (3)

## こどもの医療費助成制度の創設【再掲】

[ 提案・要望先：こども家庭庁、厚生労働省 ]

### 【提案・要望事項】

国、県、市町村が一体となって、次世代育成支援ができるよう、国において現物給付方式によるこどもの医療費助成制度を創設すること。

### 【背景や直面する課題等】

(省略)[ 最重点4 参照 ]

千葉県担当部局	健康福祉部
提案・要望の位置づけ	最重点4 こども・若者の可能性を広げる千葉の確立 1 こども・若者施策の充実 (4)【再掲】

## 持続的な物価高騰等に対応した公定価格制度等の見直し 【再掲】

[ 提案・要望先：厚生労働省、こども家庭庁 ]

### 【提案・要望事項】

物価や賃金の上昇に応じて、医療・福祉分野における公定価格を適時適切にスライドさせる仕組みを整備すること。また、各分野の職員の賃金水準が適切なものとなるよう、更なる処遇改善を進めること。

### 【背景や直面する課題等】

(省略)[ 最重点5 参照 ]

千葉県担当部局	健康福祉部、病院局
提案・要望の位置づけ	最重点5 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実 1 医療提供体制の充実と国民健康保険の持続的運営 (3) 【再掲】 2 高齢者福祉と障害者福祉の充実 (3)【再掲】 こども・若者の可能性を広げる千葉の確立 1 こども・若者施策の充実 (5)【再掲】

## 魅力ある公立高等学校づくりの推進

[ 提案・要望先：文部科学省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 令和9年度からの交付金による財政支援については、必要な予算規模を継続的に確保し、また、各団体の多様な施策が対象となるよう柔軟性を持った制度を構築すること。
- 2 高等学校におけるネットワーク通信環境など、ICT環境整備に係る費用について、必要な経費を確実に措置するとともに、安定的・継続的な財政支援を行うこと。
- 3 教育内容のより一層の充実に必要となる最先端の施設・設備の整備のための予算を確保すること。

### 【背景や直面する課題等】

私立高等学校授業料の実質無償化により、生徒にとって私学への進学が大きな選択肢となる中、公立高等学校は多様な背景を持つ生徒の受入れや住む地域にかかわらず学びの提供など、求められる社会的役割をこれまで以上に果たすため、より一層の教育環境の向上やニーズに対応した学びの充実が必要となっている。

また、国においては令和8年2月に、教育機会の減少等の社会変化に対応する高校教育を実現し、より機敏かつ柔軟に対応できる環境や体制を構築するため、「学校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)」を公表し、都道府県における地域の実情に応じた創意工夫ある取組等に対する支援が実施されることとなった。

#### 1 高等学校教育改革について

本県では、県立高校の改革を進めるため、「県立高校改革推進プラン」を策定しており、本プランに基づき実施すべき具体的内容を第2次実施プログラムとして取りまとめ、活力と魅力ある県立高校づくりを目指している。

[ 第2次実施プログラム(令和7年10月)における改革の柱 ]

- ・地域と連携協働する小規模校の活性化
- ・水産や工業など職業系専門高校の学びの魅力化
- ・多様なニーズに応える新しい学校づくり
- ・進学指導や理数教育の強化等を改革

こうした中、グランドデザインに沿った緊要性のある取組を支援するため、国においては都道府県が設置する基金等のための費用を、令和7年度補正予算に計上したところである。

- また、グランドデザインを踏まえ、令和9年度からの交付金による財政支援については、都道府県が、自らの判断に基づき中長期的に安定した

改革を遂行できるよう、必要とする予算規模を国の責任において継続的に確保するとともに、団体ごとの計画等に基づく多様な施策が対象となる、柔軟性を持った制度の構築が必要である。

## 2 高等学校におけるICT環境整備に係る支援について

- 1人1台端末をはじめとする学校のICT環境は、これまでの指導や学習を単に効率化する付加的なものではなく、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等を図る上で必要不可欠な学習基盤である。

県立高等学校においても、1人1台端末やデジタル教科書の更なる活用を進めるには、教師用端末や大量のデータ通信が可能なネットワーク環境の整備に加え、電子黒板等のような教室のICT機器も必要である。これらの環境整備には多額の費用を要し、県単独での対応は困難な状況にある。

国は「学校のICT環境整備3か年計画」(令和7年1月)に基づき、必要な事業費を単年度1,464億円の地方交付税で措置することだが、ICT機器は数年で性能の優れたモデルが開発されるなど更新サイクルが早いことから、全ての生徒が公平にICTを活用した学習ができる環境を構築するためには、環境整備に係る経費が継続的かつ確実に措置される必要があり、補助金化も含め安定的なスキームとすることが望ましい。

## 3 高等学校施設・設備の整備に係る補助制度の充実

本県における県立高校技術系学科の実習施設・設備は老朽化が著しく、特に、農業機械や材料試験機をはじめとする工業機械などの高額な備品が更新できておらず、実習に大きな支障をきたしている。

また、専門高校におけるICTを活用した探究的・文理横断的・実践的学びにも活用できる「高等学校DX加速化推進事業」で整備できる機器は、対象がICT機器に限定されているため、必要な備品等の2割程度しか整備できない。

- 地域産業の未来を支える担い手の育成は、公立高校に求められる社会的な役割の1つであることから、産業界に求められ、国内外で活躍できるような人材の育成も可能とするよう、最先端の施設・設備の整備のための支援が必要である。

千葉県担当部局	教育庁
提案・要望の位置づけ	こども・若者の可能性を広げる千葉の確立 2 教育施策の充実 (1)

## 公立学校施設等の整備・安全対策等への支援

[ 提案・要望先：文部科学省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 校舎等の大規模改造等の実施に必要な公立学校施設整備事業の予算について、事業計画に支障を来たすことのないよう、格段の充実を図るとともに、可能な限り当初予算で措置することを含め、十分な予算額を確保すること。
- 2 老朽化対策、空調設備整備、トイレ改修、防災機能強化などについて、補助率の引上げや補助対象事業費の下限額の引下げなど、高等学校への補助対象の拡大も含めて制度の充実を図ること。また、昨今の著しい物価高騰の中でも、学校施設を計画的に整備できるよう補助単価の引上げを図ること。  
また、多様な整備手法が選択できるよう、特に空調設備については、リース方式による導入に対しても、地方財政措置を始めとした地方負担の軽減を図ること。  
さらに、高等学校の空調設備の光熱費についても、義務教育諸学校と同様に地方交付税措置を講じること。
- 3 学校給食施設の整備に向け、地方の事業計画を踏まえて、必要な財源を確保すること。
- 4 被災した公立学校施設（学校給食共同調理場を含む）及び社会教育施設の復旧に係る補助制度については、原形復旧に限らず、必要な改良復旧を行えるよう制度を拡充すること。
- 5 児童生徒の通学時における安全確保を目的としたスクールバスの運行への補助制度を創設すること。
- 6 遠距離通学児童生徒のための助成について、補助率を引き上げること。  
さらに、小学校4 km 以上、中学校6 km 以上と定められている通学距離の対象要件及び5年間と定められている補助対象期間を廃止すること。
- 7 通学路における児童・生徒の安全を見守る人材を確保するため、学校安全体制整備推進事業の補助対象に警備員等を活用する経費を加えるとともに、補助率の引き上げを図ること。

### 【背景や直面する課題等】

- 1、2 公立学校施設の整備に必要な財源の確保について  
**学校施設は**、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には**地域住民の避難所としても使用される重要な施設**である。このような中、公立小中学校施設の約7割が建築後約30年以上を経過するなど**老朽化が著しい**。

また、国においても、避難所となる学校施設の防災機能の強化を推進しているところであり、自治体の整備計画を促進する観点からも、補助率の引上げや補助対象事業費の下限額の引下げなど補助制度の拡充を図る必要がある。

公立高等学校施設について、本県では昭和 51 年度から昭和 63 年度にかけて、国の補助金を活用して、60 校以上の新增築工事を行い、現在それらの多くが築 40 年以上を迎えており、老朽化対策が課題となっている。加えて、暑さ対策やバリアフリー化など教育環境の改善・整備は高等学校においても急務である。

しかしながら、高等学校に係る施設整備費は、義務教育諸学校と比較して、国からの補助が一部に限定されており、老朽化対策のほか、体育館を含めた空調設備の整備・運用やバリアフリー化など、地方公共団体の財政的な負担が大きい。

小中学校への国の財政支援が手厚いことは理解できるものの、高等学校の進学率は約 99% に達していることから、国には補助制度や地方交付税措置において、義務教育学校に準じた支援を求めたい。

災害時に避難所となる公立学校施設の空調設備については、体育館等への空調整備に係る特例（要件緩和、補助単価引き上げ）が臨時的に措置され、地方負担の軽減が図られているが、リース方式による整備は国庫補助の対象外となっている。多様な整備手法が選択できるようにすることで、公立学校施設への空調整備を推進するため、リース方式についても、国庫補助の対象とすることや地方交付税による財源措置などにより地域負担の軽減を図る必要がある。

### 3 学校給食施設の整備に必要な財源の確保について

学校給食施設の整備については、各地方公共団体が地域の実情を踏まえた事業計画を立てているが、過年度においては採択漏れがあった。また、国の補助に対して地方の事業予算が上回ることから、財源の確保が必要である。

### 4 被災した公立学校施設及び社会教育施設の復旧に係る補助制度について

防災基本計画第2編第3章第2節には「国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。」との記載があるが、公立学校施設災害復旧費国庫負担事業等の現行制度では、原則、補助対象は原形復旧に限られており、改良復旧が実施できない。

災害時には、多くの公立学校施設や社会教育施設等が避難所や緊急避難場所として指定されている実態を踏まえ、避難所等として指定された公立学校施設等及び社会教育施設等がその機能を十分に発揮できるよう、必要な改良復旧を行うために補助制度の拡充を図る必要がある。

5 スクールバスの運行による児童生徒の安全確保

令和3年6月に八街市において児童が巻き込まれる凄惨な交通事故が発生した、本県では、関係機関が一体となり全県的に通学路の安全確保に取り組んでおり、安全対策必要箇所への対応は県、市町村、警察が連携し進めているが、道路の改良、拡幅などの施設整備には時間を要し、対策の難しい箇所もあることから、多くの市町村でスクールバスの導入が必要となっている。

- 国は、通学時の安全確保に関する調査研究事業としてスクールバスの試行的な運行を行っているところであるが、児童生徒の安全のため、速やかな導入のための補助制度の創設が必要である。

6 遠距離通学する児童生徒への支援拡充

- 国は、「へき地児童生徒援助費等補助金」により、学校の統廃合により遠距離通学となった児童生徒の通学条件の緩和を図るため、スクールバスの購入等の経費について補助を行っているが、統合等により遠距離通学（小学校4km以上、中学校6km以上）となった児童生徒が対象で、補助対象期間も5年間に限定されている。
- 統廃合により遠距離から通学することとなった児童生徒への支援は一定期間の経過により不要になるものではなく、自治体のスクールバス運行に係る費用負担も大きくなっており、補助率の引上げや要件及び補助対象期間の廃止など、補助制度の拡充が必要である。

7 通学路における児童・生徒の安全を見守る人材の確保について

国は、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により、スクールガード（ボランティア）の見守り活動に係る謝金、用具代、保険料を補助して地方自治体の取組を支援している（補助率1/3）。

通学時における児童生徒の見守りについては、現状、PTA、地域人材などが対応しているが、地域によっては、高齢化や共働き世帯の増加により、人員の確保や地域の協力を得ることが困難な場合もある。警備会社への委託等の経費も補助対象とするなど、補助制度の拡充が必要である。

千葉県担当部局	教育庁
提案・要望の 位置づけ	こども・若者の可能性を広げる千葉の確立 2 教育施策の充実 (2)

## 私立学校の運営等に対する支援策の充実

[ 提案・要望先：こども家庭庁、文部科学省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 私立学校に対する経常費補助については、国の財源措置の更なる充実を図ること。
- 2 私立幼稚園教員の処遇改善に係る支援制度については、保育園や認定こども園に対する国の処遇改善制度との均衡を図りながら、私立幼稚園が教員の処遇改善を確実に実施できるよう、制度の拡充及び恒久化を図ること。
- 3 高等教育の無償化に係る地方負担分については、十分な交付税措置を行うこと。
- 4 私立学校施設の耐震化に必要な予算(非構造部材やブロック塀等も含む)を確保すること。また予算の確保に当たっては、次の点に留意すること。
  - (1) 国庫補助率の引上げを行うこと。
  - (2) 新增改築時の補助単価を実情に見合った単価に引き上げること。
  - (3) 耐震改築事業費補助制度を恒久化すること。

### 【背景や直面する課題等】

令和7年度より第4期千葉県教育振興基本計画に基づき各施策を推進しているところである。公教育の一翼を担っている私立学校においても、本計画により、その個性豊かな教育活動を支援し、経営の健全性を高め、保護者負担の軽減等を図ることとされている。

#### 1 私立学校への経常費助成について

国は、私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営等に資するため、都道府県が高等学校・中学校・小学校及び幼稚園を設置する学校法人の学校教育に係る経常的経費に対し補助する場合に、都道府県に対しその経費の一部を助成している。

千葉県では、国の標準単価に県独自の上乗せ額を加算し、生徒1人当たりの補助単価を充実させ、学校法人に補助しているが、近年の物価や人件費上昇の影響を受け、私立学校の経常的経費も増加傾向にあり、教育環境の維持・向上に十分とは言えないため、国の財源措置についても更なる充実が必要である。

#### 2 幼稚園教員の人材確保支援について

私立幼稚園については、預かり保育や地域の育児相談等を積極的に実施するなど、待機児童の解消や子育て支援に一定の役割を果たしているが、

**幼稚園教諭は他業種と比較し、依然、給与水準が低い傾向にある。幼稚園教諭確保のためには処遇の改善が引き続き重要である。**

国は令和4年度から、私立幼稚園が実施する教職員の継続的な賃上げによる処遇改善に要した経費の一部を補助している。令和7年度からは、令和6年度までの既存の人材確保支援補助に加え、幼児教育の質の向上のため、幼稚園教員のキャリアアップやマネジメント力の強化等を目的とした補助制度が新設された。幼児教育の質の向上のため、私立幼稚園が将来も継続して人材を確保できるように、**制度の更なる拡充及び恒久化**を図っていく必要がある。

幼児期は人格形成の基礎を培うものであり、幼児教育の質の向上を保証するには、私立幼稚園における人材確保が極めて重要である。そのためにも**教員の処遇改善を確実に実施できるよう、財政的な支援が必要**である。

### 3 高等教育の無償化について

高等教育の無償化については、国の制度であり、消費税率の引き上げによる財源を活用し実施することとされているので、**県負担分についても国による確実な財源措置**を求める。

### 4 私立学校施設の耐震化の促進について

私立学校施設は、幼児・児童・生徒が一日の大半を過ごすとともに、非常災害時には、地域住民の避難所としての役割を果たしていることから、私立学校施設の安全確保は喫緊の課題となっている。

千葉県の私立学校における令和7年4月1日現在の耐震化率は、92.1%となっており、特に私立幼稚園の耐震化率は89.2%と低く、**全国平均と比べ取組が遅れ**ている。未耐震となっている幼稚園では、財政規模が小さく、事業費の目途が立たない園が多いため、**補助制度の一層の拡充及び恒久化**が必要である。

千葉県担当部局	総務部
提案・要望の位置づけ	こども・若者の可能性を広げる千葉の確立 2 教育施策の充実 (3)

## 働き方改革の推進及び学校教育の充実のための専門 スタッフ・外部人材の充実、部活動地域展開への支援

[提案・要望先：文部科学省]

### 【提案・要望事項】

- 1 教職員定数の改善・充実及び処遇改善
  - (1) 学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、引き続き、教職員定数や処遇の改善に取り組むこと。
  - (2) 基礎定数化された初任者研修指導教員の算定基準を見直すこと。
  - (3) 小中学校の学級編制の標準引下げに伴う、加配定数の振替については、地域の実情や学校の実態に応じた柔軟な活用ができるような制度とすること。また、未実施の中学2及び3学年（予定）も同様に取り組むこと。
- 2 「チーム学校」を支える専門スタッフ・外部人材（スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、学習指導員、スクール・サポート・スタッフ、副校長・教頭マネジメント支援員、部活動指導員など）の配置に係る補助率の引き上げ及び予算の拡充を図ること。
- 3 企業や地域産業等との連携を図るコーディネーター等を安定的に雇用・配置するため、予算を拡充すること。また、企業等と連携を図る組織が講師等を招へいする場合も活用できる補助制度を整備するなど、教育現場の実態を踏まえた財政支援を行うこと。
- 4 部活動の地域展開に係る地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備支援
  - (1) 希望する全ての生徒に地域のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域展開により生徒が新たに負担する費用が高額とならないよう、受け皿となる団体に対して十分な支援を講じること。  
また、経済的な困窮家庭については、新たな費用負担が生じないよう、全額を支援すること。
  - (2) 自治体の規模や財政力により格差が生じないよう、自治体が受け皿となる団体の体制整備を支援するために要する経費等について、十分な財政措置を講じること。
  - (3) 地域展開後も、継続的、安定的な運営が可能となるよう、恒久的な財政措置を前提とした制度設計を行うこと。また、各種大会やコンクール等について、持続可能な運営ができるよう、方法、開催時期や時間等について方針を示すこと。

### 【背景や直面する課題等】

- 1 教職員定数の改善・充実及び処遇改善
  - 近年の教育行政は、生徒指導上の問題等が複雑化、多様化する中、

授業時数や指導内容の増加等への対応、いじめをはじめとした生徒への指導強化、通級指導教室の充実など特別支援教育の推進、増加する外国人児童生徒への日本語指導の充実等、様々な課題への対応が求められており、これらに適切に対応するには教職員定数の適切な措置が必要である。

- 教員の処遇については、令和6年8月に中央教育審議会から示された教師の処遇改善の在り方についての答申を踏まえた見直しが実施されることとなったが、上記の職務の実態を踏まえれば、一層の改善を進めていく必要がある。
- 特に、働き方改革を推進するためには、管理職によるマネジメントが重要であり、管理職の職務・職責の重要性や負荷を踏まえると、管理職手当を改善する必要がある。しかしながら、管理職手当改善の予算は、令和6年度に続き令和7年度も措置が見送られ、令和8年度当初予算においては予算要求すら行われなかった。管理職がマネジメント能力を発揮するための予算の確保を求める。
- 「初任者研修体制の充実」については、平成29年に行われた「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「義務標準法」という。）改正により基礎定数化されたが、学校現場の状況を踏まえると、十分とはなっていない。具体的には、初任者6名に対し1名の初任者指導教員を配置するよう加配措置されているが、初任者研修の体制及び授業の質を維持するためには初任者は4名が限度である。
- 教職員定数について、令和3年の義務標準法改正により、小学校の学級編制の標準が全ての学年において40人から35人に引き下げられ、令和7年度まで学年進行により段階的に実施されたが、これには少人数学級のための加配が一部振り替えられている。児童一人一人に合ったきめ細やかな対応を可能とするためには、その配置や活用に条件を付すことなく、地域の実情や学校の実態に応じて、専科指導や少人数指導など多様な指導方法を学校が選択し、柔軟に活用することができるようにすることが必要である。中学校においても令和8年度から35人学級への定数改善を行うとされたが、地方自治体が柔軟な取扱いを可能とするような制度を構築すべきである。

## 2 「チーム学校」を支える専門スタッフ・外部人材の充実等について

- 教育現場では、「チーム学校」として教員の負担軽減と教育の質の向上に取り組んでいるが、必要な体制を整えるには、専門スタッフ・外部人材の充実は不可欠となっている。

○ スクールカウンセラー

本県では、段階的にスクールカウンセラーの配置を進め、全公立小・中学校、全県立高等学校への配置を完了したほか、特別支援学校5校及び教育事務所等に配置し、児童生徒や保護者等への助言や援助を行っている。スクールカウンセラーへの相談件数は年々増加しており、更なる配置時間の拡充が求められているが、例年、国からの補助が申請額を下回る状況が続いており、計画した派遣時間を確保することが難しくなっている。

また、依然としていじめの早期発見、早期対応や増加傾向にある不登校児童生徒への適切な支援、虐待や発達障害への対応、災害時における精神的なケアなど、スクールカウンセラー配置の要望はより一層強くなっている。さらに、いじめ重大事態や自殺等の緊急事案も発生しており、学校の教育相談体制の一層の充実が求められている。

○ スクールソーシャルワーカー

令和7年度は5名増員し、全県で69名を配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制としているが、児童生徒の問題行動等の背景には、家庭環境等が影響している事案もあり、児童生徒の抱える課題に環境面からサポートするスクールソーシャルワーカーのニーズは更に高まっている。

○ 学習指導員

これまでも児童生徒の学力向上のため、授業中の学習支援や学校が行う放課後学習等の取組に対して、小・中学校に派遣しているところだが、国からの補助が申請額のとおり措置されない上、年々減額をされているため、必要とする派遣時間数を確保することができない状況にある。

○ スクール・サポート・スタッフ

令和6年8月の中央教育審議会の答申において、支援スタッフの配置効果が定量的に確認されたこと等を踏まえ、更なる配置拡充の必要性が挙げられている。本県では、令和6年度から全ての公立小・中・義務教育学校及び特別支援学校へ配置しているほか、令和7年度からは新たに高等学校へも配置を拡充することとしたところである。県独自に実施している勤務実態調査において、時間外在校等時間が減少するなど、成果として表れているところであり、学校現場からは更なる配置拡充の声が高まっている。

○ 副校長・教頭マネジメント支援員

令和4年度に文部科学省が公表した教員勤務実態調査によると前回の調査に引き続き、副校長・教頭の在校等時間が最も長時間傾向にあり、負担軽減に向けた取組が喫緊の課題となっている。令和5年度に県教育委員会が実施した「教職員の働き方改革に係る意識等調査」の結果では、

全校種の副校長・教頭において、「業務に多忙感を感じている」と答えた割合は、93.3%と、副校長・教頭の負担は看過できない深刻な事態である。

国においては、令和6年度から、副校長・教頭マネジメント支援員の配置に係る補助制度が新設され、本県では、令和7年度に小中学校57校、特別支援学校2校、高等学校12校に配置した。配置校への調査結果では、時間外在校等時間の減少だけでなく、学校全体の業務見直し及び効率化、教頭が本来業務にかける時間の確保等、配置効果が高いことが確認されたことから、令和8年度は小中学校、特別支援学校、高等学校への配置を拡充することとしたところである。

○ 部活動指導員等

学級担任と部活動主顧問の両方を担当している中学校教員は、時間外在校等時間が長時間傾向にあり、高等学校教員においても部活動指導が時間外在校等時間の要因となっており、部活動顧問となった教員の負担は看過できない深刻な事態である。教員の負担軽減を図るため、部活動指導員の配置は重要であり、令和7年度にスポーツ庁及び文化庁が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」においても部活動指導員等を適切に配置することが示されている。

○ 以上の人材の配置を促進し、必要とする学校に確実に配置できるよう予算を拡充するとともに、補助率の引上げも含めた国の更なる財政支援が必要である。

### 3 外部機関との連携を図るコーディネーター等について

○ 本県では、地域産業の人材育成を図るため、工業科、農業科、福祉科の各拠点校に企業等との連携を推進する組織（コンソーシアム）を設置し、企業等から講師を招へいし実践的な産業教育を実施している。

○ コンソーシアムには、文部科学省の「教育支援体制整備事業費補助金」を活用し、地域産業の動向や企業の求める人材を把握し企業等と連携・調整を図るためのコーディネーターを配置しているが、当該補助金の措置割合は減少傾向にあることから、コーディネーターの配置日数の十分な確保ができず、理想とする産業教育の実施が困難であることに加え、コーディネーターに代わり外部機関との調整に当たる教職員の負担も過大となっている。

○ コーディネーターは、地域産業を支え、国内外で活躍する人材の育成において、非常に重要な役割を果たしていることから、予算の拡充や補助率の引き上げを図るとともに、安定的に雇用・配置できるような仕組みとすることが必要である。

- また、各高校が直接、企業等から招へいする講師の謝金などへの補助制度はあるものの、本県のように学校とは別の独自の組織を通じて招へいする場合は対象外となっている。教育現場の実態が十分反映されていないことから、適切な制度への見直しが必要である。

#### 4 部活動の地域展開について

- 生徒の費用負担軽減について

スポーツ庁・文化庁は、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間として、この期間内に全ての学校部活動において、休日は地域クラブ活動に転換することを示しており、本県でも各市町村の実情に応じた支援を行い、地域展開の取組を推進している。急激な少子化が進む中で、生徒が希望する部活動を維持できない状況が懸念されており、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保、充実させることは、豊かな人生を継続する資質や能力の育成につながることから重要である。一方で、部活動の地域展開の推進にあたっては、指導者や活動場所の確保など、新たに発生する費用負担の在り方が課題となっている。希望する全ての生徒にスポーツ・文化芸術活動の機会が確保されるよう、受益者負担が高額とならないようにすることが必要であり、受け皿となる団体への支援や経済的困窮家庭の費用負担への配慮が求められる。

- 自治体等への財政支援について

地域によっては、質の高い指導者や受け皿団体、活動場所の確保などに課題が見られ、設置可能なクラブ活動が限定されてしまうことも考えられる。生徒の活動機会に地域格差が生じることがないように、国は、自治体が行う環境整備への十分な支援や受け皿となるクラブ・地域ごとの費用負担の差の是正を講じる必要がある。公的負担については、国・県・市町村で支え合うことが重要であることは理解できるが、県や市町村における新たな財政措置となるため、国からの十分な財政支援が必要である。

- 恒久的な財政措置を前提とした制度設計

地域展開に当たっては、様々な課題があり市町村への支援は相当な期間が必要となる。また、地域展開によって、部活動の在り方や大会等の運営環境なども大きく変わることから、展開に向けた取組や展開後においても継続的、安定的な運営が可能となるよう、十分な支援が必要である。

千葉県担当部局	教育庁
提案・要望の位置づけ	Ⅳ こども・若者の可能性を広げる千葉の確立 2 教育施策の充実 (4)

## 多様な教育ニーズに対応した支援の充実

[ 提案・要望先：文部科学省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特別支援学級の編制標準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善を図ること。  
また、重度の障害のある児童生徒が小・中学校の特別支援学級に在籍する場合の加配教員の新設や特別支援教育コーディネーターの定数配置を行うこと。
- 2 児童生徒一人一人に応じた心身の健康課題に対応できるよう、養護教諭の複数配置基準の改善及び栄養教諭の配置拡充を図ること。
- 3 特別支援教育支援員の配置のための地方財政措置を拡充すること。
- 4 外国人児童生徒等に必要な日本語指導の充実を図るため、日本語指導教員の定数改善等を図るとともに、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」の予算拡充及び補助率の引上げを図ること。
- 5 不登校児童生徒支援策の拡充について
  - (1) 学びの多様化学校の設置促進に向けて、自治体の施設整備や設置準備・運営に係る補助制度の拡充に加え、教職員等の人的配置が可能となるよう、支援の充実を図ること。
  - (2) 「校内教育支援センター支援員の配置事業」について、対象経費の拡大や補助率の引き上げ等を含め、支援の拡充を図ること。
  - (3) 不登校児童生徒支援のための加配定数を拡充すること。

### 【背景や直面する課題等】

#### 1 特別支援教育推進のための教員の充実

「障害者基本法」及び「発達障害者支援法」の改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を受けて、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の多様なニーズを踏まえた指導や合理的配慮の必要性が一層高まっている。

近年の小・中学校における特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあることに加え、障害の重度・重複化、多様化により、学級に在籍する児童生徒が1学級当たりの8人未満の編制標準では、適切な指導が困難となってきた。

小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、義務標準法を改正し、特別支援学級の編制標準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善を図ることが必要である。

特別支援教育コーディネーターは、校内委員会や校内研修の開催、保護者との教育相談、関係機関との連携等、校内体制整備の要であるため、本県では、全校種において特別支援教育コーディネーターを指名し、特別支援教育を推進している。年々、特別な支援を要する児童生徒が増加し、障害も重度・重複化、多様化する中で、特別支援教育コーディネーターが果たす役割は、ますます重要になってきている。

しかしながら、小・中学校、高等学校等では、多くの教員が担任等、他の分掌を兼務してコーディネーターの業務を担っており、コーディネーターとしての業務に専念することができない現状の体制では、適切な指導、支援の提供が難しくなるとともに、業務上の負担も非常に大きくなっている。コーディネーターとしての機能を、効果的に発揮させるために、特別支援教育コーディネーターの定数配置が必要である。

## 2 養護教諭及び栄養教諭の配置拡充

近年の社会や生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身に大きな影響を与えており、いじめや不登校などのメンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、生活習慣の乱れ等、児童生徒が抱える課題は複雑化・多様化し、医療機関等との連携や合理的配慮を要する児童生徒の増加に伴い、養護教諭の重要性が増している。

義務標準法改正後における養護教諭の複数配置基準でも、小・中学校の約93%が1人配置校と、複雑化・多様化する課題に対応することが困難な状況であり、養護教諭が、一人一人に対して、きめ細かな対応を図ることができるよう、複数配置の更なる拡大が必要である。

また、食物アレルギーや偏食等、児童生徒の食に関する健康上の課題が多様化している中、栄養教諭等を中心とした食に関する指導が重要となっている。

本県においても、令和5年度から開始した食に関する健康課題対策支援事業により、栄養教諭の指導力向上を図っているが、栄養教諭が配置されていない学校も多く存在することから、栄養教諭の配置基準の見直しなど、更なる配置拡充が必要である。

## 3 特別支援教育支援員の配置に係る財政措置について

幼児児童生徒の日常生活上の介助・学習支援・安全確保を行う特別支援教育支援員(以下、「支援員」という。)は、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、障害のある幼児児童生徒が学校生活を送る上で欠かせない存在となっている。

令和4年12月に公表された文部科学省の調査結果では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、小・中学校の通常学級に約8.8%在籍しているとされている。

本県においても、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加しており、特別支援教育支援員が不足している状況にある。学校数で算定される交付税だけでは十分とは言えず、市町村独自で配置している自治体もある。

支援を要する幼児児童生徒数に即した支援員の配置のため、十分な地方財政措置が必要である。

#### 4 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導の充実

我が国の世界の玄関口の役割も果たす成田国際空港を有する本県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の在席数が、令和3年度の2,633人から令和5年度は3,925人と約1.5倍に増加し、使用言語も約40言語と多様化が進んでいる。

日本語指導が必要な児童生徒に係る教職員定数は、児童生徒18人に1人とされているものの、使用言語の多様化への対応や多文化共生のためのきめ細かな日本語指導を行うことは困難な状況であり、少数在籍校を含む一層の加配措置が必要である。

「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」を活用し、県立学校への外国人児童生徒等教育相談員の派遣や市町村が実施する日本語支援員等の配置等に係る経費の助成を行っているが、補助率が1/3と県及び市町村の負担が大きく、必要な経費も申請額どおり措置されない等、支援が十分に行えない状況にある。当該事業の予算拡充とともに、補助率の引上げが講じられることが必要である。

特に、文化的・言語的な違いを理解し、帰国・外国人児童生徒等に対応できる教員の育成、日本語指導教材の充実などは国が責任を持って実施すべきである。

#### 5 不登校児童生徒支援策の拡充について

本県の公立小・中学校における不登校児童生徒数は年々増加し、令和6年度は過去最多となり、深刻な状況となっている。

こうした中、不登校等を理由に、児童生徒の学ぶ機会が失われることがないように、個々の状況に応じた多様な教育機会を確保することが急務となっている。

その新たな選択肢の1つとして、不登校児童生徒の実情に応じて、特別な教育課程を編成できる「学びの多様化学校」の設置・促進が挙げられるが、国では将来的に全ての都道府県・政令指定都市に 300校の設置を目指すとしている。しかし、令和8年4月現在で84校の設置に留まっており、 更なる支援策が求められている。

特に、学びの多様化学校を設置する場合の教職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」における教職員定数等が適用されているが、様々な課題を抱える児童生徒の指導・支援を行うためには、一定の基準以上の教職員の配置が必要であり、独自に人的配置を行っている自治体もある。

また、学校内の空き教室を利用して設置される校内教育支援センターについては、自分の教室に入りづらい児童生徒が落ち着いた空間で、自分に合ったペースで学習・生活できる場として、全ての学校での設置・促進が求められている。

県では、国の「校内教育支援センター支援員の配置事業」を活用し、小・中学校への支援員の配置や環境整備に必要な経費の助成を行っているところであるが、対象経費の上限額や補助年限が定まっている現在の補助制度では、十分な支援が困難な状況である。

さらに、不登校児童生徒支援のための教員の加配については、個別対応や学習支援、心理的ケアなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を実現するため、人員の拡充が不可欠である。

以上のことから、国の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を社会全体で実現するため、補助制度の拡充や人的配置を可能とする財政措置が必要である。

千葉県担当部局	教育庁
提案・要望の位置づけ	こども・若者の可能性を広げる千葉の確立 2 教育施策の充実 (5) 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現 1 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現(3) 【再掲】

## 外国人の地域での共生の推進

[ 提案・要望先：内閣官房、法務省、文部科学省、総務省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 育成就労制度の施行など外国人の受入政策を進めるに当たっては、基本法の制定などにより、中長期的な視点で国や地方自治体などの役割を明確にし、国が責任を持って主体的に外国人との共生のための施策を実施するとともに、地方自治体が地域の実情に応じた施策を展開できるよう十分な財政的支援を継続的に行うこと。
- 2 在留外国人が日本語や日本社会のルール等を学習するプログラムは、日本語能力や必要なルール等を確実に習得できるよう、実効性・継続性のある仕組みにするとともに、地方自治体の財政負担等が生じないようなものとする。
- 3 地方自治体等が行う日本語教育の実施に当たっては、地域の実情等も踏まえながら、外国人が必要とする日本語を習得できるよう、財源を含めた必要な支援を充分に行うこと。特に、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」については、複数年度にわたり所要額が十分に措置されておらず、地方自治体の負担となっていることから、必要な予算額を確保すること。
- 4 義務教育年齢を超過した子供が高校就学に必要な日本語等を学習する制度等、必要となる公的な仕組みを構築すること。
- 5 一元的相談窓口の整備に不可欠な「外国人受入環境整備交付金」について、人件費の高騰等も踏まえ、要望額に対して満額交付できるよう予算を十分に確保するとともに、交付基準額の算定方法をはじめとした制度の見直しを行うこと。
- 6 公的機関の窓口等における外国人とのコミュニケーションを支援するための通訳体制について、一層の整備を図ること。
- 7 永住者の在留資格の取消について、国と地方自治体との間での情報連携については、自治体の手間を軽減し連携が円滑に行われるよう、在留資格に関する情報提供と、通報に係る具体的かつ明確な判断基準の提示を行うこと。

【背景や直面する課題等】

1 外国人の受入りに係る適切な政策の推進

人口減少による働き手や社会の担い手不足が顕在化するなど、県を取り巻く社会環境が厳しさを増す中、これらの社会環境の変化に的確に対応していくためには、外国人県民を支援対象としてだけでなく、地域社会の担い手として認識し、外国人県民を含めた全ての県民が共に助け合い、その能力を最大限に発揮して活躍していくという視点が重要である。

国においては「育成就労制度」に係る関係規定等の整備など、外国人材の受入りを推進しているところ、令和8年1月には「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(以下、「総合的対応策」という)が公表されたが、外国人材の受入れについての中・長期的な視点に立った目指す姿や基本理念などについては、明らかにされていない。

外国人材の受入れが進む中、日本人と外国人とが共に安心して暮らすことのできる社会に向けた取組を充実していくためには、まず、国が責任を持って国や地方自治体、受入企業など関係者の役割分担や責務を明確化し、帯同家族も含めた受入りに係る政策を体系的、網羅的に進めるべきである。その上で、自治体が地域の実情に応じた施策を実施していくための財政支援の充実が必要である。

2 国による日本語等学習プログラムの実行性等の確保

「総合的対応策」には、外国人が日本語や日本社会のルール等を学習するプログラムの創設検討が盛り込まれたが、プログラムの具体的内容や実効性、自治体の関与度合等の具体的設計は、現時点では明らかにされていない。

3 日本語教育の一層の推進

本県においては、成田空港の機能強化等、労働者を含む外国人の増加が見込まれることから、外国人が日本語を習得するための環境を一層整備する必要がある。

「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」については、都道府県が域内の日本語教育体制を整備する事業の経費の一部を補助するものであるが、国庫補助分は令和7年度に引き続き、所要額が十分に措置されない見込みとなっている。自治体が必要とする要望額に対して満額交付できるよう、予算の十分な確保をお願いしたい。

4 義務教育年齢を超過した子どもに対する就学支援

- 外国人の子どもが日本社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要である。適切な教育を受けることで、自己実現はもとより地域の活力の維持・向上に繋がることも期待される。

このため、義務教育年齢を超過した外国人の子どもに対し、高校就学に必要なとなる日本語等を学習する公的な仕組みの構築が必要である。

5 一元的相談窓口のさらなる充実

- 外国人県民の中には、日本語によるコミュニケーションが難しく、行政への相談等が困難な場合もあることから、自治体では、在留外国人の生活に必要な情報提供や相談を多言語で行える体制を充実させるため、一元的相談窓口の運営経費が一部交付される外国人受入環境整備交付金を活用しているが、所要額が十分に措置されていない。

今後、外国人の増加により全国的に相談件数の増加が見込まれ、相談の複雑化や言語の多様化等も想定される。加えて、近年の物価高騰から適切な窓口運営に必要な経費は増大が見込まれることから、自治体によっては財政負担の増加や相談体制の整備が難しくなるおそれがある。

外国人が抱える問題に対応できる相談体制が十分に整備できない場合、安心して暮らし、将来にわたり社会の活力を生み出せる社会の構築に支障が生じることから、特別交付税措置も含めて、自治体が必要とする要望額に対して満額交付できるよう、予算の十分な確保を求める。

- また、令和7年度から前年度上半期の相談件数に基づいて人件費の上限が設定され、さらに令和8年度は上限対象が交付額全体に拡大されたことは、近年の在留外国人数の急激な増加やそれに伴う複雑な相談事案の急増が考慮されていないことから、在留外国人数及び複雑な相談事案の増加に対応できる制度となるよう見直されたい。

6 公的機関の窓口等における外国人とのコミュニケーション支援

外国人への日本語教育を推進する一方で、多言語による情報提供も不可欠であり、自治体において徐々に進んでいる一元的相談窓口の設置や多言語による情報提供において、国が自治体の行政窓口向けに実施している電話通訳サービスの存在が非常に重要になっている。

今後は、教育関係の相談窓口など対象機関を拡大するとともに、電話回線数を増やすほか、WEB 上でのサービス導入などの利便性の向上やペルシャ語などにも対応言語を拡大することを通じて支援体制を一層強化されたい。

7 国と地方自治体との情報連携に係る根拠規定の整備等

国は「総合的対応策」において、関係機関の情報連携により、地方税を含む公租公課の支払い状況等を在留審査に活用するなど、在留資格の一層の適正化を図ることとしており、永住者の在留資格をもって在留する者が故意に公租公課を支払わないことを地方自治体の職員等が知ったときは、その旨を通報することができるとしている。

都道府県は、外国人県民の在留資格にかかる情報を保有しておらず、「永住者」を特定することは困難である。また、通報は任意であり、通報の判断についても、令和7年9月に公表された「ガイドラインの方向性」において一定の判断要素は示されているものの、自治体ごとまたは職員ごとに判断に相当の幅が生じる恐れがあり、国に対する不適切な情報提供が地方税法上の守秘義務に抵触する可能性も否定できない。

このため、情報提供を円滑に行い、適切な出入国在留管理を実現するためにも、国においては、在留資格情報等の都道府県との共有や、通報に係るより明確な判断基準やより多くの「通報相当」、「通報不要」の事例等の提供をお願いしたい。

千葉県担当部局	総合企画部
提案・要望の位置づけ	誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現 1 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現(1)

## 女性活躍を推進する取組の充実・強化

[ 提案・要望先：内閣府 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体が主体的に創意工夫を生かした取組を実施できるよう交付要件等を緩和するとともに、安定的・継続的な取組が可能となる柔軟な制度運用を図ること。
- 2 男女共同参画社会基本法において努力義務化された男女共同参画センター設置のため、十分な財政支援や必要な助言を行うこと。  
また、同センター設置済みの自治体に対しても、法の趣旨に沿った施策を実施できるよう、専門人材の確保等への財政支援や必要な助言を行うこと。

### 【背景や直面する課題等】

人口減少やグローバル化の進展など、急速に社会が変化する中で、社会の活力・創造性を高めていくためには、年齢、性別、障害の有無など、様々な違いのある人々が、個性を生かし、その人らしく活躍できる、すなわち多様性が尊重される社会の実現が重要であることから、本県では令和6年1月に「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を施行し、様々な取組を推進している。

#### 1 女性の活躍推進に向けた地域における主体的な取組の促進

女性の活躍推進は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の実現のために不可欠な要素であるが、女性への家事・育児等の偏りや、それらの根底にある固定的な役割分担意識などの課題が根強く存在しており、課題の解消に向けた意識の変革等を社会全体で進めていく必要がある。

これらの課題解消に向け、女性活躍推進に資する様々な取組に活用できる「地域女性活躍推進交付金」について、現行の制度では、類型が多岐に渡り、類型毎に要件が異なることから交付申請手続きが複雑であるほか、事業の全部委託ができない類型があるなど、人材が不足する自治体においては厳しい要件となっている。

また、当交付金は、単年度の事業実施となっているため、地域の実情に応じた施策を安定的に取り組めるよう、複数年の継続事業も交付対象とするなど、柔軟で使いやすい運用が必要である。

#### 2 男女共同参画センター(拠点)の整備及び機能強化

各自治体では、地域の実情を踏まえ、直接地域住民と接する最前線の拠点として、国の施策等と連動して、男女共同参画センターを運用してきたが、令和7年6月の男女共同参画社会基本法の一部改正や令和8年1月に公表された「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」に基づき、男女共同参画推進の拠点となる男女共同参画センターの設置が努力義務化され、国や男女共同参画機構等との連携、男女共同参画社会の形成を推進する専門人材の確保などに努めることとされた。

これにより、男女共同参画センターが未設置の市町村においては、人的・財政的負担が大きくなることから、**同センター設置に関する費用への十分な支援や検討過程等における助言が必要**である。

また、同センター設置済みの自治体においても、法の趣旨に沿った施策の推進に当たり、**専門人材の確保等**、必要経費の増加が見込まれることから、「**地域女性活躍推進交付金**」の**拡充**など、更なる**財政支援や助言が必要**である。

#### 【参考1：令和8年度地域女性活躍推進交付金における県内の措置状況】

令和8年度は、7自治体19事業について、交付金の活用希望があったところ、4事業が不採択となった。近年不採択となる事業が増えており、交付金活用を希望する自治体が減少傾向にある。

	交付決定（採択）	事前協議（交付金活用希望）
令和8年度	7自治体（県及び6市） 15事業（県3、市12）	7自治体（県及び6市） 19事業（県3、市16）
令和7年度	8自治体（県及び7市） 12事業（県1、市11）	8自治体（県及び7市） 33事業（県3、市30）
令和6年度	8自治体（県及び7市町） 17事業（県5、市12）	9自治体（県及び8市町） 26事業（県8、市18）

#### 【参考2：男女共同参画センターの概要】

<全国設置状況>（令和7年4月1日時点）

- ・都道府県：45都道府県設置、49施設
- ・政令指定都市：全20市設置、31施設
- ・市区町村（政令指定都市を除く）：266市町村、266施設

<県内設置状況>（令和8年4月1日時点）

- ・千葉県 1施設
- ・市 11施設（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市 各1施設）

（出典：総務省「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」）

#### 【参考3：センター未設置市町村を対象とした県実態調査結果（令和8年2月実施）】

##### 男女共同参画センター設置に向けた現状と課題等

男女共同参画センターの設置に向けた今後の方針について

- ・現在、設置に向けて検討を始めている：1自治体
- ・設置については未定：42自治体

センター設置に向けた課題やハードル（複数回答可）

- ・予算に関すること：25自治体
- ・職員配置等に関すること：30自治体
- ・施設・設備に関すること：13自治体

千葉県担当部局	総合企画部
提案・要望の位置づけ	誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現 1 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現（2）

## 多様な教育ニーズに対応した支援の充実【再掲】

[ 提案・要望先：文部科学省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特別支援学級の編制標準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善を図ること。  
また、重度の障害のある児童生徒が小・中学校の特別支援学級に在籍する場合の加配教員の新設や特別支援教育コーディネーターの定数配置を行うこと。
- 2 児童生徒一人一人に応じた心身の健康課題に対応できるよう、養護教諭の複数配置基準の改善及び栄養教諭の配置拡充を図ること。
- 3 特別支援教育支援員の配置のための地方財政措置を拡充すること。
- 4 外国人児童生徒等に必要な日本語指導の充実を図るため、日本語指導教員の定数改善等を図るとともに、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」の予算拡充及び補助率の引上げを図ること。
- 5 不登校児童生徒支援策の拡充について
  - (1) 学びの多様化学校の設置促進に向けて、自治体の施設整備や設置準備・運営に係る補助制度の拡充に加え、教職員等の人的配置が可能となるよう、支援の充実を図ること。
  - (2) 「校内教育支援センター支援員の配置事業」について、対象経費の拡大や補助率の引き上げ等を含め、支援の拡充を図ること。
  - (3) 不登校児童生徒支援のための加配定数を拡充すること。

### 【背景や直面する課題等】

(省略)[ - 2 - (5) 参照 ]

千葉県担当部局	教育庁
提案・要望の位置づけ	こども・若者の可能性を広げる千葉の確立 2 教育施策の充実 (5) 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現 1 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現 (3) 【再掲】

## 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

[ 提案・要望先：環境省、経済産業省、国土交通省、内閣官房 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 地方公共団体が脱炭素社会の実現に向けた主体的な取組を推進できるよう、包括的かつ安定的な地方財源を確保すること。
- 2 公共施設における脱炭素化・再生可能エネルギー導入及びレジリエンス強化のため、P P A 導入に係る補助制度を少なくとも令和 12 年度まで継続すること。また、実用化が進むペロブスカイト太陽電池についても本補助制度によりシリコン型と同程度の負担で導入できるよう制度を拡充すること。
- 3 住宅・建築物の脱炭素化について
  - ( 1 ) Z E H 化・Z E B 化への支援策を拡充すること。
  - ( 2 ) 既存・新築に関わらず、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーの導入に向けたインセンティブを高める仕組みを講じること。
- 4 次世代自動車の導入促進について
  - ( 1 ) 次世代自動車の導入に向けた補助制度を継続し、必要な予算を確保するとともに、充電設備等の設備費や設置工事費の補助交付上限額を引き上げること。また、技術開発、価格低減が促進されるようメーカーに対して支援を行うこと。
  - ( 2 ) 集合住宅や商業施設、事業所・営業所等、様々な施設における充電設備の導入に向け、補助金交付上限額を引き上げるなど補助制度を拡充し、必要な予算を確保するとともに、導入が進むよう業界団体等への普及に向けた周知・啓発を図ること。
- 5 中小企業における脱炭素化に資する設備導入のための支援を拡充すること。
- 6 カーボンプライシング構想の具体化に当たっては、温室効果ガス排出削減の最大化を目指すとともに、経済界の意見等を適切に聴取し実効性の高い制度を構築すること。
- 7 水素エネルギー等の普及・拡大
  - ( 1 ) 脱炭素社会の実現に向けて、水素や再生可能エネルギーの更なる普及・拡大を図る必要があることから、引き続き、技術開発の推進、規制緩和、設備投資への支援など、必要な措置を講ずること。
  - ( 2 ) モビリティ分野における FC 商用車や水素ステーションの導入等に向けて、FC 商用車の導入や水素ステーションの設置・運営の更なる支援や、導入促進を妨げる要因の分析等を行うことにより、持続可能な経営モデルを国主導で確立すること。

【背景や直面する課題等】

国は、令和2年に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」カーボンニュートラルの宣言を行うとともに、令和3年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、2050年カーボンニュートラルを基本理念として示した。

2023年度の温室効果ガス排出量が過去最低値を記録したところではあるが、2050年までに脱炭素社会を実現するために残された時間は限られており、国と地方がそれぞれの役割を踏まえ、地球温暖化対策を着実に推進していく必要がある。

1 地方における脱炭素社会実現のための財政措置について

地方における脱炭素社会の実現には、国による地方公共団体や事業者等への支援のみならず、地方公共団体が主体的に取り組み、事業者等への支援を進めていくことが重要である。「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、国は、地方公共団体が温室効果ガスの排出量の削減等のための施策を実施するための費用について、必要な財政上の措置等を講ずることとされており、この規定により、地方公共団体が地域の実情に応じた脱炭素施策を講じるための財源の確保に努める必要がある。

2 P P A 導入に係る補助の継続、拡充について

「地域脱炭素ロードマップ」では、自治体は令和12年までに建築物等の50%、令和22年までに100%、太陽光発電設備を導入することを目指すこととされており、公共施設における脱炭素化・レジリエンス強化の同時実現を支援する国庫補助事業は令和8年度も継続されることとなった。

これにより本県は、今後も本補助事業を活用した導入を進めていくこととしているが、今後とも自治体が計画的に取り組んでいくためにも、少なくとも令和12年度まではP P A による導入への補助を継続する必要がある。

P P A (Power Purchase Agreement : 電力購入契約) : 需要家が所有する施設の屋上等に、民間事業者が費用を負担して太陽光発電設備を設置し、そこで発電された電力を需要家に対して有償で供給する契約方式のこと。当該設備の維持管理等は所有者である民間事業者が行い、需要家は発電された電力の使用量に応じた利用料金のみを負担していくもの。

ペロブスカイト太陽電池については、軽量で柔軟性に優れており、耐荷重の低い屋根などにも設置可能であることや、主要な原料であるヨウ素は日本が世界有数の生産国であることから、非常に有望な次世代技術である。一方、導入費用は、既存のシリコン型の数倍とされていることから設置を国策として進めていくためには、国庫補助制度を充実させ設置者の導入費用の低減を図っていくことが必要不可欠である。

3 住宅・建築物の脱炭素化について

新築戸建住宅に占めるZ E Hの割合は約30.5%、非住宅建物全体の着工件数に占めるZ E Bの割合は約1.7%に留まっている。住宅や建築物のZ E H化・Z E B化に向けて、国は各種の補助制度を設けているものの、より一層の支援拡充が必要な状況である。

ZEH (net Zero Energy House)・ZEB (net Zero Energy Building) は、建築物や設備の省エネルギー性能の向上等により一次エネルギー消費量を削減するとともに、再生可能エネルギーを活用することで、年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなる建築物のこと

また、ハウスメーカーによるZEHの施工が進んでいる一方、中小工務店では遅れていることから、セミナーや研修会を開催するなど、中小工務店でのZEH施工を後押しする必要がある。

改定された地球温暖化対策計画(2025年2月)においても、住宅等における再生可能エネルギーの導入に努めることを促すこととしていることから、その導入拡大に向けて補助制度を拡充するなど、インセンティブを高めるための仕組みを講じる必要がある。

#### 4 次世代自動車の導入促進について

脱炭素社会実現のためには、この中でも排出ガスを出さない次世代自動車(EV、PHV、FCV)の普及率を高めることが重要だが、普及率は約1.1%<sup>(注)</sup>と低い。国では、2035年までに乗用自動車新車販売で電動車100%を目標としていることから、ガソリン車等の購入価格と同等となるように補助制度を維持・拡充するなど、販売市場拡大に向けた施策の後押しを一層行うべきである。(注)令和5年度末時点の軽自動車及び二輪自動車を除く次世代自動車の割合

将来的に補助金に頼らず、消費者の選択肢となるには、車両価格の低減が不可欠であり、特に価格を押し上げている自動車搭載電池の性能を向上させるよう、メーカーの技術開発を支援することが必要である。

また、車両1台当たりの費用負担が重いバス事業者からは次世代自動車の導入に係る補助金が十分に得られていないとの声が継続的にあることから、十分な予算額の確保が必要である。なお、急速充電器等を導入する際に高圧受変電設備の設置工事が必要な場合、補助上限額が足りていないとの声があり、令和7年度補正のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金では補助交付上限額が引き上げられたところだが、補助率に見合うよう補助交付上限額の更なる引き上げが必要である。

さらに、電気自動車の普及に向けては、国は、2030年の公共用充電器の設置について30万口の整備を目指すこととしているが、令和6年度末で急速充電器1.2万口を含む約6.8万口に留まっていることから、設置者の負担を軽減させ、導入拡大に必要な補助制度の維持・拡充が必要である。

また、令和6年度補助から、補助申請額の低い案件から採択される方式とされたが、上記の整備目標を達成するためには国の更なる予算確保が必要不可欠である。

加えて、充電設備の普及を図るには、設置先となる集合住宅や商業施設などの管理者等に対し、充電設備を設置する意義や整備方法、活用できる補助制度などについて周知・啓発が必要である。

#### 5 中小企業向け支援について

中小企業の温室効果ガス排出量は1.2億t~2.5億tと推計され、日本全体の排出量のうち1割~2割弱を占めると言われているが、日本商工会議所及び東京商工会議所の調査(2025年7月)によると、中小企業の68.9%が脱炭素に関する何らかの取組を実施している中、政府や自治体に期待する支援内容の72.8%が「省エネ設備、再エネ導入等に対する資金面

での支援」を挙げている。

また、本県の「千葉県中小事業者等脱炭素化支援センター」では、脱炭素化に資する設備導入のための各種補助金の利用に関する相談が非常に多く、県が単独で実施する中小企業向けの省エネルギー設備導入に対する補助金においても申請期限前に申請額が上限に達するなど、設備投資への意欲が高いことから、国による一層の支援拡充が必要である。

6 カーボンプライシング構想の具体化について

国が令和7年2月に策定した「GX2040 ビジョン」において、成長志向型カーボンプライシング構想の基本的考え方として、「企業のGX投資の前倒しを促進するためにGX経済移行債を発行し、10年間で20兆円規模の先行投資支援を行うとともに、カーボンプライシングとして化石燃料賦課金を2028年度から導入、排出量取引制度を2026年度から本格稼働、2033年度からは発電事業者への有償オークションを導入するなど、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で段階的に導入していくこととしている」が、これらの導入がカーボンリーケージを引き起こしたり、企業の脱炭素投資の余力を損なうことのないよう制度設計の際に留意する必要がある。

温室効果ガスの排出規制が厳しい国から、規制の緩い国へ企業が生産拠点を移転することで、地球全体の排出量が増加する現象

7 水素や再生可能エネルギーの普及・拡大

水素は、発電・運輸・産業など幅広い分野で活用が期待されるが、利活用拡大に当たっては、コスト低減、技術開発、規制緩和等の課題があり十分に普及していない。特に、技術開発や設備投資には多額の費用が必要となることから、「GX経済移行債」の発行による調達資金等を活用するなど、生産者への支援を行っていくことが必要である。

再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に向けては、発電コスト低減のほか、発電効率の向上、出力変動への対応といった課題があることから、コスト削減や技術革新、調整力としての蓄電池の導入や再エネ余剰電力を活用した水素の製造等を促進していく必要がある。

本県は自動車保有台数が全国でも上位であり、産業部門に次いでCO<sub>2</sub>排出量の多い運輸部門の脱炭素化も重要であることから、本県としては、航続距離が長く充填時間が短いFC商用車（燃料電池車）の導入を期待している。

FC商用車や水素ステーションの導入促進に向けて、需要が相当程度見込まれ、地方自治体の意欲的な活動が見られる地域を「重点地域」と定めるなど、これまでも補助等による国の支援が行われてきた。しかし、依然として車両や水素の価格が高いことなどから、自治体の負担は大きく、民間事業者においても車両の導入・水素ステーションの設置が進みにくい状況である。

千葉県担当部局	環境生活部、商工労働部
提案・要望の位置づけ	独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造 1 環境の保全と豊かな自然の活用 (1)

## 再生可能エネルギーの適切な導入に向けた制度設計と運用

[提案・要望先：経済産業省、環境省、農林水産省、国土交通省]

### 【提案・要望事項】

- 1 大規模太陽光発電施設設置計画について、既に開発に着手されている計画も含め、森林法、文化財保護法、土壌汚染対策法、盛土規制法をはじめとする各種の関係法令の規制を総動員し、法令が遵守され、地域共生が確保されるよう、厳格かつ迅速な対応を行うこと。  
併せて、今後も発生しうる案件に適切に対処するため、必要な関係法令の整備を含めて、実効性のある措置等についても検討すること。
- 2 FIT・FIP認定事業について、関係法令違反の早期発見に努めるとともに、関係法令違反に対して速やかに措置を講じるなど、FIT・FIP制度の一層の厳格な運用を行うこと。
- 3 脱炭素社会の実現に向けて、引き続き、再生可能エネルギーの最大限の導入促進を図りつつ、国民や企業の負担の軽減に努めること。
- 4 洋上風力発電事業において、制度の見直し等の効果検証を行うとともに、今後、事業が確実に完遂されるよう、事業化の各段階においても、関係省庁が一体となり、事業化に向けた支援を強化すること。
- 5 公募により選定された洋上風力発電事業者が、公募占用計画で提案した地域振興策や漁業協調策について、地元関係者の意向を踏まえながら着実に具体化し履行するよう、国において、管理・監督すること。
- 6 地域経済の活性化や雇用創出を図るため、産業界が国内で強靱な洋上風力発電のサプライチェーン形成への取組を進めることができるよう、国が積極的に後押しすること。
- 7 銚子市沖洋上風力発電事業の導入に際して、維持管理の拠点として利用が見込まれ、重要な役割を果たす名洗港の整備に必要な予算を確保すること。また、洋上風力発電事業に必要なO&M港のあり方を検討し、更なる整備促進に向けて支援をすること。
- 8 再生可能エネルギーの導入拡大に期待が寄せられているペロブスカイト太陽電池について、早期の社会実装を実現するため、国の主導により、量産技術の確立、生産体制の整備、需要創出に向けた取組を強力的に推進すること。また、主要な原料であるヨウ素の需要増加が予想されることから、懸念される地盤沈下などの周辺環境への影響に十分に配慮するとともに、地盤沈下等を防止するための技術やヨウ素の供給増加に向けたリサイクル技術の開発を支援すること。
- 9 FIT・FIP制度による電力の買取期間終了後も事業者が継続して

事業を行えるよう仕組みを検討すること。

また、事業終了後の太陽光パネルのリユース、リサイクル及び適正な処分のため、実効的なリサイクル法制度の整備と併せて、再生材のサプライチェーンの強靱化を含めた効率的なリサイクル体制の確保を早急に行うこと。

- 10 大規模な災害や盗難事故の際に必要な太陽光発電施設の保険について、持続可能な制度となるよう仕組みを検討し、加入を義務化すること。

また、事業者から提供された保険の加入状況など必要な情報については地元自治体に提供すること。

- 11 FIT制度の対象外の再生可能エネルギー設備に係る情報についても、国が把握し、施策を検討する参考となるよう各地方公共団体に提供すること。

#### 【背景や直面する課題等】

脱炭素社会への歩みが加速する中、エネルギーの分散確保や環境負荷の低減等の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大が求められている。第7次エネルギー基本計画においても、2040年度の電源構成に占める再生可能エネルギーを「4～5割」とし、主力電源として最大限導入すると位置づけられている。

一方で、再生可能エネルギーの導入にあたっては、自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じている事例が見られる。

また、再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、次世代型太陽電池をはじめとする様々な革新的な技術開発や意欲的な挑戦が社会実装されていく必要があり、そのためには国による支援が不可欠である。

#### 1 関係法令の適切な運用等について

本県鴨川市における計画を始め、大規模太陽光発電施設設置計画については、全国的に見ても当該計画への対応のために、地方自治体や地元に様々な形で影響が出ている。

昨年12月23日、政府の関係閣僚会議において、「不適切事案に対する法的規制の強化等」、「地域の取組との連携強化」、「地域共生型への支援の重点化」という3つの柱からなる「大規模太陽光発電事業(メガソーラー)に関する対策パッケージ」が策定され、関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進めることとされた。

当該対策パッケージにおいては、森林法、盛土規制法等を始めとする各種の関係法令の規制を総動員し、厳格に対応することとされており、幅広い視点から施策の基本的な方向性を示しているところであるが、具体的な法的規制の強化等の内容については、今後、国において、検討が

進められていくものと認識しており、課題解決に向けては、早急に、具体的な規制内容を示していくことが重要である。

## 2 FIT・FIP制度の一層の厳格な運用について

- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）における認定失効制度については、国民負担の抑制や調達価格の適時性確保の観点から、再エネ特措法の規定を適用し、これまでに約8万件/約7GWが失効している。

そのような状況に鑑み、例えば、林地開発許可を伴う事業の場合、事業着手後にFIT・FIP認定が失効すると、山林を伐採したまま長期間事業休止となる可能性があるなど、その後の事業継続に与える影響が大きく、森林の有する災害防止や環境保全等の公益的機能の維持・回復に課題が生じる懸念もある。

## 3 過度な国民や企業負担の抑制

FIT制度創設以来、主に事業用太陽光発電への参入が急速に拡大した結果、買取費用を維持するための国民や企業の負担の増大が大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、国では、入札対象の一層の拡大やFIT価格の更なる引き下げ、市場統合を進めていくためのFIP制度の導入のほか、未稼働案件に係る認定失効制度の創設など様々な制度改正を行っている。制度を着実に運用し、国民負担の抑制に努めていく必要がある。

## 4 洋上風力発電事業における制度見直しや事業化に向けた取組

国の審議会において、令和7年12月に洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度の見直し等による事業環境の整備の方向性が示されたところであるが、制度見直しの内容が確実に実施されているか効果検証を行うことが必要である。

- また、本県では、銚子市沖における洋上風力発電事業に係る選定事業者が撤退を決定したことから、今後は、事業が確実に完遂されるよう、事業化に向けた各段階においても、関係省庁が一体となり、制度の見直しや事業化に向けた取組を継続的に講ずることが必要である。

## 5 洋上風力発電事業に係る公募占用計画の履行の管理・監督

地域との共存共栄を図りながら洋上風力発電を導入していくには、公募により選定される発電事業者が、法定協議会等の場を活用し、地元関係者

の意向を汲み取りながら、公募占用計画で提案する地域振興策や漁業協調策を着実に具体化し、履行していくことが重要であるため、公募主体である国において管理・監督することが必要である。

## 6 洋上風力発電事業のサプライチェーン形成の促進

現在、日本国内には風車メーカーがないため、国内企業が洋上風力発電事業への参入を目指すには、海外の風車メーカーのサプライチェーンに参入する必要がある。

本県では、県内企業の参入を促進するため、海外の風車メーカーと県内企業とのマッチング機会の創出などに取り組んできたが、参入に向けては、海外メーカーの技術基準への対応、コスト競争力の確保、国際的な認証取得などが課題となっている。

既に欧州を中心とした国際的なサプライチェーンが形成されている中、国内企業が参入するためには、国による技術開発・設備投資への支援、国内調達比率の厳格化、日本の海象条件に適した国内規格の導入支援等を通じて、国内企業がサプライチェーンに参入できる環境整備を進めることが必要である。

## 7 名洗港の整備への支援及び機能強化に向けた支援について

銚子市沖洋上風力発電事業において、促進区域に近接する名洗港は、数十年間にわたる運転期間を支える O & M 港として重要な役割が期待されている。本港周辺への人的・物的拠点の設置等による 経済波及効果に加え、洋上風力発電事業による新たな観光スポットと既存の地域観光資源と融合した 観光振興が期待され、銚子地域全体の活性化が見込まれる。

O & M：オペレーション&メンテナンスの略。風車の運転管理・維持管理のこと。

名洗港は、令和5年度より 地方創生港整備推進交付金事業で整備してきたところであり、再公募により選定される 次期事業者の運転開始スケジュールに支障を来さないよう、防波堤等の整備を継続するためには、引き続き 十分な予算の確保が必要である。また、洋上風力発電の導入促進には、基地港湾のみならずO & M港も含め、導入から維持管理までの機能全体を考慮することが不可欠であることから、国においてO & M港のあり方を検討し、名洗港整備に対し更なる支援が必要である。

## 8 ペロブスカイト太陽電池の早期社会実装

ペロブスカイト太陽電池は、軽量で柔軟性に優れており、これまで設置が困難であった建物壁面や耐久力が低い屋根などにも導入が可能である

こと、また、主な原材料であるヨウ素は日本が世界第2位の産出国であることから、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギーの安定供給の実現に資することが期待される。

一方、ペロブスカイト太陽電池の普及拡大に向けては、サプライチェーンも含めた生産体制の構築、品質を安定させつつ大量生産可能な量産技術の開発、建築物への設置・施工方法の確立など、多くの課題がある。

なお、本県のヨウ素産出量は日本全体の約8割を占めている。ヨウ素は天然ガスかん水採取の際に副産物として採取されているが、かん水の過剰な採取は地盤沈下など周辺環境へ影響を与える可能性がある。

ヨウ素の主要な生産地域である九十九里地域では、かん水採取の影響もあり一部の地域で年間2cm近くの地盤沈下が見られる状況となっている。県では、天然ガス(ヨウ素)採取企業と「地盤沈下の防止に関する協定」を締結し、天然ガスかん水採取の削減やかん水の還元等、地盤沈下の抑制に取り組んでいるところである。

今後、ペロブスカイト太陽電池の導入拡大によりヨウ素の需要増加が予想されるため、将来的な需要の見通しを把握するとともに、地盤沈下等のリスクを最小限に抑えるための技術開発や管理手法の確立、ヨウ素のリサイクル技術の開発に取り組んでいく必要がある。

## 9 太陽光発電に係る持続可能な仕組みの検討及び社会的システムの構築

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、FIT・FIP制度に基づき国民負担による支援を受けた太陽光発電事業が、買取期間が終了した後も長期安定的に継続されることが重要となる。

また、太陽光発電パネルの寿命は25~30年程度と言われており、再生可能エネルギーの導入の維持向上のためには、既設の再エネ施設が適切に更新されていくことが必要である。

太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルについては、昨年12月23日に策定された「大規模太陽光発電事業(メガソーラー)に関する対策パッケージ」において、既存制度の厳格な運用及び実効的な制度整備、リサイクル費用逓減に向けた技術開発、リサイクル設備の導入等への支援を行う方針が示された。

2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量排出に向けては、これらの対応に加え、家電、自動車等と同様な実効的なリサイクル法制度の整備と併せて、再生材のサプライチェーンの強靱化を含めた効率的なリサイクル体制の確保を早急に行う必要がある。

10 太陽光発電設備に関する保険制度の義務化

再エネ特措法の改正により、令和3年9月には、積立ての実施に当たり、遵守が求められる事項についての考え方を示した「廃棄等費用積立ガイドライン」が策定され、令和4年7月から廃棄等にかかる費用の外部積立てを義務づける制度の運用が開始されている。

しかしながら、運用開始11年目から20年目までに積み立てる当該制度だけでは、自然災害や盗難事故まできちんと補償することができず、それを補完する保険制度への加入は必要不可欠である。

そして、近年では、自然災害や盗難などによる事故が増加傾向で、それに伴い保険料や免責金額が引き上げられるなど、保険事業者及び発電事業者の負担が増加していることから、持続的な保険制度が困難な状況になっている。

11 自家消費等の再生可能エネルギー発電設備の把握及び情報提供

FIT制度により認可されている太陽光発電設備は、令和7年6月末時点で、全国では約316万5千件、千葉県では15万3千件である。

はじめから自家消費を前提に、FIT制度の対象となっていない設備も存在するほか、FIT制度の前身の余剰電力買取制度における買取期間が終了する太陽光発電設備も存在している。令和5年3月の電気事業法改正により、10kW以上の太陽光発電設備の設置者は、FIT制度の対象の有無に関わらず、国に基礎情報を届け出ることになったが、今後、再生可能エネルギーの導入実績を正確に把握し、施策を検討するため、国に情報提供を求めるものである。

千葉県担当部局	環境生活部、商工労働部、農林水産部、県土整備部
提案・要望の位置づけ	独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造 1 環境の保全と豊かな自然の活用 (2)

## 有害鳥獣等の対策強化

[提案・要望先：農林水産省、環境省]

### 【提案・要望事項】

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金について、以下の対策を講じること。
  - (1) 市町村の対策協議会が進める防護柵設置等に必要な予算を確保すること。
  - (2) 防護柵や捕獲個体の処理加工施設(焼却施設等)について、近年の資源価格等の高騰を踏まえ、整備費助成の基準額(上限単価)を引き上げるとともに、処理加工施設設置後のランニングコスト(運営費)についても助成対象とすること。
- 2 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資するため、様々な条件下で使用可能なドローンなど、デジタル技術等を活用したより効果的な監視・捕獲機材や化学的防除技術、繁殖抑制技術などを開発すること。
- 3 外来生物の侵入防止と早期防除を図るため、以下の対策を強化すること。
  - (1) 特定外来生物について国による防除や自治体への財政的支援等の強化
  - (2) 特定外来生物を含む外来生物の生息状況の把握及び有効な防除手法の開発と普及
  - (3) 特定外来生物以外の外来生物の遺棄・放逐等に対する規制の創設
  - (4) 外来生物の輸入・持込み規制の検討
- 4 特定外来生物キョンの根絶に向け国が主体的に取り組むとともに、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の補助単価を増額すること。また、キョンを狩猟獣化すること。

### 【背景や直面する課題等】

野生鳥獣による令和6年度の農作物の被害金額は、前年度より増加し、約3億6千万円と深刻な状況にあるなど、有害鳥獣等の対策強化が求められている。

#### 1 鳥獣被害防止総合対策交付金について

近年、被害地域が拡大しつつあることや、被害金額が増加している獣種も見受けられることから、市町村からの事業実施要望は依然として強い。

また、令和7年度における県からの当初要望額に対する国の交付金の充足率は66%であり、依然として必要額は措置されていない。

さらに、国予算については、令和7年度の99億円に対し、令和8年度当初では同額にとどまっており、被害に苦しむ地域からの要望に応える十分な予算の確保が必要である。

防護柵や処理加工施設(焼却施設等)については、国交付金を活用

し市町村の整備を支援しているが、近年の資源価格等の高騰により資材・建設費用が増大し、現行の国の支援制度（ワイヤーメッシュ柵 1,290 円/m 以内、焼却施設 38.1 万円/m<sup>2</sup>以内等）では資材購入や建設が困難となっており、市町村の実質的な負担が増加している。また、焼却施設設置後のランニングコスト（運営費）は全て市町村の負担であることは、燃料である原油価格の上昇を考慮すると、市町村の施設整備が進まない主要因の一つとなっている。

## 2 デジタル技術等を活用したより効果的な技術の開発について

○ 有害鳥獣の個体数の管理や農作物等の被害防止を適切に実施するためには、既存の手法・技術だけでは難しくなっていることから、以下のような新たな技術の開発が期待される。

- ・常緑樹林が多い本県においても、空中から有害鳥獣の監視が可能となるよう、樹木などの障害物に影響を受けないドローン機材の開発
- ・化学的防除技術の研究・開発
- ・捕獲以外の手法として、個体数そのものを増やさないことを目的とした、避妊薬の投与等の繁殖抑制技術の開発

## 3 外来生物の侵入防止と早期防除のための対策強化について

特定外来生物の防除は、定着前は国が、定着したものは都道府県及び市町村が担うこととなるが、対応が遅れたことにより防除が困難となっている事例もあることから、国による防除と自治体への財政的支援等を強化する必要がある。

特定外来生物はもとより、外来生物の侵入は、生態系などへの被害を引き起こすおそれがあることから、生息状況の把握及び有効な防除手法の開発と普及を進めておくことが必要である。

また、特定外来生物以外の外来生物の譲渡や放出等は規制されていないが、安易な放逐等による定着・繁殖を防ぐため、特定外来生物に準じた規制が必要である。

外来生物の問題は、発見段階で既に対策が困難になっている事例が多いことから、海外の法制度等も参考に国内への持ち込みや侵入を阻止するための制度整備の検討が必要である。

## 4 キョン根絶のための国による主体的な取組とキョンの狩猟獣化について

千葉県において、平成 13 年に閉園した観光施設から逃げ出したキョンは 10 数頭程度であったと考えられるが、その後 20 年余りで 9 万頭を超えて

増加を続けており、生息域も県南部すべての市町村で定着し、さらに拡大傾向にある。

県では、市町村と連携して捕獲に取り組むとともに、効果的な捕獲方法の開発に取り組んでいるものの、決定的な捕獲方法の開発に至っていないことなどから、十分な捕獲の効率化が図れていない。また、県及び市町村による捕獲の強化により、捕獲数は毎年度増加しているものの、推定生息数の増加と生息域の拡大に歯止めがかけられていない。

このまま歯止めをかけられない場合、被害の拡大のみならず、県外への生息域拡大が強く懸念されている。そこで、本県において、さらなる捕獲強化のため、今年度から市町村捕獲事業への補助単価(県単)を1頭当たり5千円から7千円に引き上げるなどの新たな対策を行うこととしているところであるが、国においてもキョンに係る鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業による補助単価(1千円)の増額に加え、根絶に向けた研究・技術開発や情報提供等の支援がなされることが必要。

また、キョンの捕獲には許可が必要であるが、狩猟獣に加えることで捕獲の担い手の多様化により捕獲される機会が増えるとともに、様々な捕獲手法が試され、効果的な捕獲手法の開発が一層進むことが期待できる。

千葉県担当部局	農林水産部・環境生活部
提案・要望の位置づけ	独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造 1 環境の保全と豊かな自然の活用 (3)

## ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物対策

[ 提案・要望先：環境省、農林水産省、国土交通省 ]

### 【提案・要望事項】

- 1 ナガエツルノゲイトウ等の根絶に向けた効率的な駆除方法や繁殖抑制技術の研究・開発を推進し、早期に確立すること。また、駆除や処分に関するより具体的なマニュアルを整備すること。
- 2 外来水生植物の拡散は主に河川、水路経由で進行することから、国が管理する河川等においても侵入防止対策を早急に講じること。
- 3 特定外来生物防除対策事業交付金について、地方公共団体が大規模かつ継続的な駆除対策を実施できるよう十分な予算を確保するとともに、交付率の引上げや手続きの簡略化など、地方にとって活用しやすい制度となるよう必要な見直しを行うこと。

### 【背景や直面する課題等】

ナガエツルノゲイトウは、その繁茂力や再生力の強さから、県内において湖沼や河川、農業水路等を経由して県北部を中心に広範に拡散しており、農地や陸上部への繁茂拡大が懸念され、その他の外来水生植物についても同様のおそれがある。本県では、市町村や関係団体と連携し対策に取り組んでいるが、駆除を行っても短期間で再生する特性などに非常に苦慮している。

#### 1 ナガエツルノゲイトウ等の根絶に向けた研究・開発について

国が作成した駆除マニュアルでは、抜取り・剥ぎ取りや除草剤を用いた方法などが紹介されているが、在来種と外来種が混生した群落の対処法や、水田や水路等の生育場所、成長過程や群落の大きさ等の生育状況に応じた効果的な駆除方法が示されておらず、乾燥のための一時保管方法や焼却等処分方法など駆除後の処理方法についても具体的に示されていない。

駆除や処分については千葉県だけでなく全国的にも苦慮していることから、国の所管する研究機関が中心となり効率的な駆除方法の研究を早急に進め、確立した駆除・処分方法をマニュアルとして整備する必要がある。

#### 2 外来水生植物の国による侵入防止対策について

植物は民法において、その所有権が土地等の所有者に帰属し、原則として土地等の管理の一環として所有者または管理者が防除すべきとされていることから、国が管理する河川・水路においても必要な対策を講じられたい。

3 特定外来生物防除対策事業交付金の予算拡充及び制度改正等について

令和5年4月に改正外来生物法が施行され、新たに国や地方公共団体等の責務や防除に係る規定が設けられ、都道府県は、被害の発生状況等の実情に応じ、特定外来生物の被害防止措置を講ずることとなった。

本県では、令和8年度予算で約6億円を計上し、湖沼、河川、農業水路等で調査、駆除を行うこととしている。一方、環境省では、同法に基づき地方公共団体の取組を交付金により支援するための外来生物対策費として、令和8年度当初7億円、令和7年度補正6億円と、合わせて13億円の計上にとどまっている。本県における令和7年度のナガエツルノゲイトウ対策の交付実績は、交付率が50%に対し、15%に留まっており、効率的な対策を講じるための十分な支援となっていないことから、地域の実情に応じた取組を行うために十分な予算確保が必要である。

外来水生植物の駆除について、本県では手賀沼流域で令和2年度から、印旛沼流域で令和4年度から開始しているが、繁茂規模が大きく、再生力も強いことから、一通り駆除を終えた後もモニタリングを継続し、再繁茂箇所の駆除等を行う必要がある。対策には、長期間を要し、自治体の財政上や事務処理上の負担も大きいため、交付金予算の確保に加え、交付率の引上げや手続きの簡略化など、活用しやすい制度への見直しをお願いしたい。

千葉県担当部局	環境生活部、農林水産部、県土整備部
提案・要望の位置づけ	独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造 1 環境の保全と豊かな自然の活用 (4)

## デジタル技術を活用して、心豊かに暮らせる社会を実現するための取組の強化

[提案・要望先：内閣府、総務省、デジタル庁]

### 【提案・要望事項】

- 1 SNSやAIの利用に伴う偽・誤情報の拡散などが社会問題として深刻化する中、暮らしの安全を確保するために必要な規制を速やかに実施し、情報リテラシーの強化にも取り組むこと。
- 2 地域未来交付金「デジタル実装型」については、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上のため、住民が直接利用するものに限らず、住民サービスの向上に繋がるものであれば幅広く対象とすること。  
また、デジタル活用推進事業債については、業務効率化や職員負担軽減に繋がる内部管理に関する情報システムも対象とすること。
- 3 情報システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行に要する経費の支援等を継続するとともに、移行後の運用経費への支援を拡充すること。  
また、共通化の推進にあたり、地方公共団体の実情を踏まえた対象選定、適切な手法について検証し、移行経費等についても必要な支援を行うこと。
- 4 地域全体で持続的にDXを推進するための人材プール機能の維持・拡充に必要となる経費への財政支援を継続すること。

### 【背景や直面する課題等】

行政や県民、企業、団体など様々な主体が、目指す姿とその具体像、実現に向けた取組を共有し、連携していくために「千葉県DX推進戦略」を策定した。

令和8年3月、社会情勢の変化やAIの急速な進化を踏まえ、1.1版に改訂し、暮らしや産業、行政など幅広い分野でDXを推進し、心豊かに暮らせる社会や活力ある地域社会の実現を目指している。

#### 1 SNSやAIの利用に伴う規制等について

SNSの利用は情報の発信が容易になる一方、人権侵害や災害時の救助活動の妨げといったリスクが生じている。また、生成AIの進展により、フェイク動画・画像が世論や選挙結果に影響を与えるおそれがあるなど、社会的リスクも大幅に高めている。

県民生活への影響が懸念される中、本県としては、県公式SNS等で安全な利活用方法などの情報を発信しているが、SNSやAIの影響は県内にとどまらず、地域や国を越えるものである。そのため、国において必要な規制の実施やデジタル技術を適切に活用するための情報リテラシーの強化が重要である。

## 2 地域課題解決や魅力向上の取組を後押しするための支援について

地域未来交付金「デジタル実装型」では、対象事業が、**事業費 100 万円超、かつ地域住民への直接の裨益等の要件が追加**され、交付申請に係る事前相談も 1 回までとされた。住民の生命・財産を守るうえで重要な役割を担うシステムの導入や、意欲ある地域、とりわけ小規模な地方公共団体の取組を推進するためには、交付金の**要件緩和や相談体制の強化**が不可欠である。

<採択実績> ( ) は 100 万円以下の事業の割合。地域間連携事業を除く

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
県	5 事業	7 事業	8 事業	7 事業
市町村	54 事業 27 市町 ( 7 % )	82 事業 34 市町 ( 13 % )	82 事業 40 市町村 ( 3 % )	83 事業 44 市町村 ( )

100 万円以下の事業は、人口 10 万人以下の地方公共団体において活用が多い

- デジタル活用推進事業債については、**住民に直接かつ明確な効果が生じるものを対象**としているため、現状では、業務効率化や職員負担軽減のための**内部管理に関する情報システムは対象外**である。人口減少・人材不足が急速に進行する中で、内部事務の効率化は地方公共団体運営の持続性確保に不可欠であり、その導入効果は**二次的に住民サービスの質の維持・向上にも波及するものであり、その導入に要する経費についても当該事業債の対象**とすることが妥当である。

## 3 情報システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行に係る財政支援等について

- 標準準拠システムへの移行については、「デジタル基盤改革支援補助金」による支援が行われるが、**特定移行支援システム** や**経過措置により移行後に実施される一部機能**についての移行経費は、**令和 9 年度以降も確保**される必要がある。

県内における特定移行団体・システムは、令和 7 年 12 月末現在で 30 団体・279 システム(令和 8 年 2 月 27 日 デジタル庁公表)。

- 移行後の運用経費について、国は「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において「少なくとも 3 割の削減」(平成 30 年度比)を目指していたが、**県内では全ての自治体において移行後に運用経費が増加する見通し**である。その対応として「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」が創設されたものの、**補助対象が一部の団体に留まる見込み**である。

- 標準化への対応では、全国一律の移行期限が設定され、事業者の人材不足が深刻化し、多くの地方公共団体において移行計画の変更を余儀なくされた。

国においては、共通化への今後の対応として、効果やニーズの高いものから順次共通 SaaS の導入促進に取り組むとしているが、これまで地方公共団体が独自に進めてきた共通化の取組との整合や、移行経費・利用料等が原則利用者(地方公共団体)負担とされていることにより、共通 SaaS の導入が十分に進まないことが懸念される。

#### 4 DX人材プール機能の維持・拡充に係る財政支援について

- 国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、都道府県において市町村が求める人材のプールを構築する取組の推進が重要であり、国が地方財政措置を講じるとしているが、県内全域で持続的にDXを推進するためには人材プール機能の維持や更なる拡充が不可欠となるため、所要の経費に対し継続的な財政支援が必要である。

千葉県担当部局	総務部
提案・要望の位置づけ	施策横断的な取組 1 デジタル技術の活用と地方税財政の充実・強化 (1)

## 地方税財政の充実・強化【一部再掲】

[提案・要望先：総務省、財務省]

### 【提案・要望事項】

- 1 税源の偏在によって地方公共団体間の財政力格差が拡大し、行政サービスの地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大していることから、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に向け、適切な偏在是正措置を早急に講じること。【再掲】
- 2 防災・減災事業、社会保障サービスなど増大している財政需要に加え、物価高や民間の賃上げに伴う人件費や委託費の増加、金利上昇を踏まえた公債費の増加について地方財政計画に的確に反映した上で、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の更なる確保・充実を図ること。  
また、いわゆる「教育無償化」に係る財源、軽油引取税の当分の間税率及び自動車税環境性能割の廃止並びに消費税及び地方消費税の減税に伴う代替財源の検討においては、国の責任において、恒久財源を確保するなど、地方財政への影響に十分配慮すること。【再掲】
- 3 国庫補助負担金については、依然として地方の超過負担が解消されていないことから、基準額や対象経費等について地方の実情を踏まえた見直しを行うとともに、地方の事業規模に見合う国費を確実に確保すること。
- 4 過疎対策事業債について、過疎市町村が地域の持続的発展に向けた過疎対策を着実に実施できるよう、過疎市町村の増加や近年の物価高騰などを踏まえた必要額を確保すること。

### 【背景や直面する課題等】

1～2 (省略)[最重点3参照]

### 3 国庫補助負担金について

国庫補助負担金について、空港警備隊費などで、実際に県が支出している事業費と国が定める基準額や対象経費等に乖離があることから、地方の実情を踏まえた制度に見直し、超過負担を解消すべきである。

また、申請額の2割程度しか国からの補助金が措置されていない学習指導員など、著しく国予算が不足している事業があることから、地方の事業規模を踏まえ、所要の国費を確実に確保すべきである。

## 4 過疎対策事業債の必要額確保について

令和7年度、本県の要望に対し全額の配分には至らなかった。過疎対策事業債の地方債計画額は増加傾向にあり、令和8年度地方債計画では、令和7年度に比べ200億円増の6,100億円が計上されたものの、全国の年間所要額は依然として地方債計画額を上回る見込みとなっている。

令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、本県でも新たに6団体が過疎市町村となるなど、全国の過疎市町村の増加に伴い、所要額も増加することになる。また、本県においては、ハード事業が過疎対策事業債の要望額の大半を占めており、資材価格等の高騰による建設事業費の増加も、所要額増加の大きな要因となっている。

過疎地域の持続的発展に向けた事業が着実に実施されるには、過疎対策事業債が欠かせないものとなっていることから、団体数の増加や物価の状況等を考慮した上での、必要額の確保が不可欠である。

千葉県担当部局	総務部
提案・要望の位置づけ	最重点3 施策横断的な取組 1 デジタル技術の活用と地方税財政の充実・強化 (2) 【一部再掲】